

平成20年度

# 大陸棚の限界拡張に関する調査研究報告書

平成21年3月

海洋政策研究財団  
(財団法人 シップ・アンド・オーシャン財団)



## はじめに

本報告書は、競艇交付金による日本財団の助成金を受けて実施した平成20年度「大陸棚の限界拡張に係る支援」事業の成果を取りまとめたものです。

1982年に採択され、我が国が1996年に批准した国連海洋法条約では、海底及び海底下の天然資源に関する管轄権の範囲を示す「大陸棚」について、全く新しい概念を導入しました。条約では、大陸縁辺部の外縁が200海里を超えて延びている場合には、「大陸棚」を拡張することができるかと定められていますが、そのためには、沿岸国が条約の適切な解釈を行った上で、必要な科学的データを添えて大陸棚限界委員会へ申請する必要があります。委員会は申請を審査した後、勧告を發出しますが、この勧告に基づいて沿岸国が設定した「大陸棚」の外縁は最終的で拘束力を持つとしています。

委員会では、「科学的・技術的ガイドライン」を策定し、沿岸国の申請提出への規範としていますが、海底及び海底下の地形・地質は、極めて多種多様で、また、海底に関する科学的知見は飛躍的に増大しており、申請提出のためには、最新の科学的知識を踏まえておく必要があります。条約の解釈や適用に関する法的・実務的な議論が国際的な場で行われています。

このような状況を踏まえ、本事業は平成17年度より始まり、大陸棚限界拡張に関する国際機関等において多面的な情報収集を行い我が国の申請準備に資すると同時に、諸外国における大陸棚の専門家を招いて講演会等を開催し、大陸棚限界拡張に関する理解を深めると共に、我が国国民に大陸棚限界拡張についての関心を高めることを目的として実施してきています。本事業報告書は、今年度の成果を取りまとめたものです。

本事業が支援をしてきた、日本の大陸棚限界拡張申請の準備は順調に進められ、2008年11月12日、日本は、大陸棚限界委員会に申請を提出しました。日本の申請が提出されたこと及び公開資料であるエグゼクティブ・サマリーは、国連事務局ホームページ内の大陸棚限界委員会のウェブサイトに掲載されており、今後、日本の申請に対する審査が始まる見込みであります。審査が始まってから勧告を得るまでの期間においても、条約の解釈や適用に関する国際的な議論の動向を踏まえておく必要があります。本事業でこれまでに収集した情報、知見等はきわめて有用であると確信すると共に、これらの貴重な情報、知見を維持し、本件に関する更なる理解の深化と知の向上に努めることが重要と考えております。

本事業を実施するに当たり、ご指導・ご協力いただいた日本財団をはじめ内閣官房総合海洋政策本部事務局、外務省経済局海洋室、海上保安庁海洋情報部などの関係各位に厚くお礼申し上げます。

平成 21 年 3 月

海洋政策研究財団  
会 長 秋 山 昌 廣



# 目 次

1. 事業の概要	1
1.1 事業の目的	1
1.2 事業の実施内容	1
2. 大陸棚限界拡張について	2
2.1 国連海洋法条約に基づく大陸棚限界拡張	2
2.1.1 国連海洋法条約における大陸棚の定義	2
2.1.2 大陸棚限界拡張の手続	3
2.2 各国の申請状況	5
2.2.1 ロシアの申請	5
2.2.2 ブラジルの申請	6
2.2.3 オーストラリアの申請	9
2.2.4 アイルランドの申請	13
2.2.5 ニュージーランドの申請	14
2.2.6 フランス、アイルランド、スペイン、英国の共同申請	17
2.2.7 ノルウェーの申請	18
2.2.8 フランスの申請（フランス領ギアナ及びニューカレドニア）	20
2.2.9 メキシコの申請	21
2.2.10 バルバドスの申請	22
2.2.11 英国の申請（アセンション島）	24
2.2.12 インドネシアの申請	25
2.2.13 日本の申請	25
2.2.14 モーリシャス、セイシエルの共同申請	29
2.2.15 スリナムの申請	29
2.2.16 ミャンマーの申請	30
2.2.17 フランスの申請（フランス領アンティル及びケルゲレン諸島）	31
3. 講演会「国連海洋法条約にもとづく大陸棚限界延長 - ニュージーランドの申請の経験から -」の開催	33
4. 海外調査の概要	38

4.1 第 21 回大陸棚限界委員会に関する情報収集	38
4.2 第 18 回国連海洋法条約締約国会合における情報収集	46
4.3 第 22 回大陸棚限界委員会に関する情報収集	52
4.4 海洋法諮問委員会への参加	60
5. 大陸棚サイト「大陸棚の延長とは？国連海洋法条約と大陸棚」の制作	74
6. 成果と今後の展望	83
7. あとがき	84

## 附録

1. 大陸棚限界委員会（委員の構成）	87
2. 大陸棚限界拡張申請に関する各国の動き	89
3. 大陸棚限界拡張のための手続	90
4. 国連海洋法条約 第 6 部「大陸棚」	91
5. 国連海洋法条約 附属書 II 「大陸棚の限界に関する委員会」	99
6. 講演会「国連海洋法条約にもとづく大陸棚限界延長 - ニュージーランド の申請の経験から - 」配付資料	103

## 1. 事業の概要

### 1.1 事業目的

1982年に採択され、1994年に発効した「海洋法に関する国際連合条約」（以下、国連海洋法条約または単に条約という）では、沿岸国周辺の海底及びその下の部分のうち、当該国が天然資源の探査・開発に関して排他的な権利を有する部分を大陸棚と呼んでいる。この大陸棚は、当該沿岸国の排他的経済水域（領海の外にあって、領海基線から200海里までの海域）の外側であっても、陸地の自然延長の外縁まで設定することができる。設定に当たっては、沿岸国は自国周辺海域の海底の地形及び地質等に関する科学的情報を、同条約に基づき設置されている「大陸棚の限界に関する委員会」（以下、大陸棚限界委員会という）に提出し同委員会の勧告に基づいて行う必要がある。

陸地の自然延長として国連海洋法条約に示されている条件は、比較的簡明な記述であるが、現実の海底の地形や地質は極めて複雑で、陸地の自然延長であることを大陸棚限界委員会に証明するための方法は簡単明瞭ではない。また、大陸棚限界委員会は「科学的・技術的ガイドライン」を1999年に策定し、沿岸国に対し申請のための指針を示したが、それ以降も、海底に関する科学的知見の増大や海洋探査技術の向上は続いており、沿岸国にとって大陸棚限界拡張のための申請は容易なものとは言えない。しかも、我が国が位置しているアジア太平洋地域の海底地形・地質は、世界でも屈指の複雑さを有しており、大西洋の単純な海底地形を前提に制定された条約の規定や科学的・技術的ガイドラインの適用には注意を要する。

このような状況に鑑み、本事業では、大陸棚限界拡張に関する関係各機関及び各国の考え方や動向を把握することが緊要との考えから、大陸棚限界委員会をはじめとする関係国際機関等において情報収集を行った。また、今年度は、ニュージーランドの大陸棚延長に関する専門家を招き、同国の大陸棚延長申請に関する経験について講演していただいた。さらに、大陸棚限界延長に対する一般の関心と理解を高めることを目的として、当財団ホームページ内に「大陸棚サイト」を開設した。

これらの実施により、我が国の国益をはじめ、我が国国民の海洋に対する関心と理解を高め、かつ、海洋・海事関係者の業務に寄与し、海洋政策立案にも資することを目指した。

### 1.2 実施内容

#### (1) 動向調査

大陸棚限界委員会や海洋法諮問委員会など関係機関の最新の情報を収集するとともに、大陸棚限界拡張に関する情報の分析を行った。

- ① 第21回及び第22回大陸棚限界委員会に関する情報収集
- ② 第18回国連海洋法条約締約国会合における情報収集
- ③ 海洋法諮問委員会（ABLOS）への参加

#### (2) 講演会「国連海洋法条約にもとづく大陸棚限界延長－ニュージーランドの申請の経験から－」の開催

### (3) 基礎資料作成

上記(1)の動向調査の結果、及び文献、資料等の調査結果を整理し、大陸棚限界拡張に係る政策立案のための基礎資料として取りまとめるとともに、データベースの構築作業を行った。

### (4) ホームページでの情報発信

我が国国民の大陸棚限界拡張への理解と関心を高めることを目的として、当財団ホームページに「大陸棚サイト」を開設し、大陸棚限界拡張に関する基本情報を掲載した。

### (5) とりまとめ

上記(1)の動向調査の結果や(2)の講演会の開催結果等を取りまとめ、本事業報告書を作成した。

## 2. 大陸棚限界拡張について

本事業報告書においては、上記 1.2 の実施内容につき取りまとめることを目的としているが、まず大陸棚限界拡張に関し、国連海洋法条約の規定に沿って、簡単に述べることとする。

なお、国連海洋法条約中の大陸棚関連規定（第 76 条～第 85 条）及び同条約附属書 II に関しては、本事業報告書附録 4 及び附録 5 を参照のこと。

### 2.1 国連海洋法条約に基づく大陸棚限界拡張

#### 2.1.1 国連海洋法条約における大陸棚の定義

(1) 国連海洋法条約では、次の 2 つの基準を採用して、大陸棚の定義を規定している（第 76 条 1 項）<sup>1</sup>。

① 領海の外側の海底であって、陸地領土の自然の延長をたどって大陸縁辺部（continental margin）の外縁（outer edge）までの海底及びその下（自然延長基準または地形学・地質学基準）

② 大陸縁辺部の外縁が 200 海里を超えない場合には、領海の外側であって、領海基線から 200 海里までの海底とその下（距離基準）

(2) 上記(1) ①の場合には、大陸縁辺部の外縁の具体的な位置を決める必要があり、そのために、国連海洋法条約では次の 2 つの方法が採用されている（第 76 条 4 項）。

① ある地点の堆積岩の厚さと大陸斜面の脚部からの距離との比が 1%以上の点を用いて引いた線

② 大陸斜面の脚部から 60 海里を超えない点を用いて引いた線

交渉当時、上記①は、アイルランドの提案に基づくため、アイリッシュ・フォーミュラと呼ばれており、上記②は、提案者である米国の地質学者の名前にちなんで、ヘッドバーグ・フォーミュラと呼ばれている。いずれの方法も大陸斜面の脚部（the foot of the

---

<sup>1</sup> 島田征夫・林司宣（編）『海洋法テキストブック』（2005 年、有信堂）、68 頁。

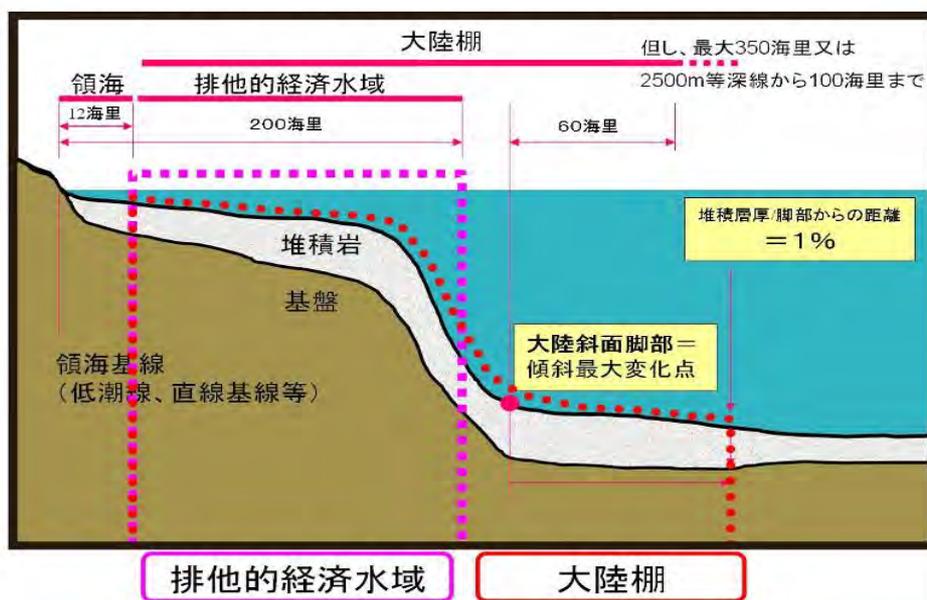
continental slope) が基準となるため、その位置の決定が重要となる。大陸斜面の脚部は、反証のない限り、その大陸斜面の基部での勾配が最も変化する点とされており（第76条4項(b)）、地形学的に決定される<sup>2</sup>。

(3) 上記(2)のいずれかの方法に基づき引かれた外縁線には、次の2つのうちのいずれかの制限が課される（第76条5項）。沿岸国は、2つの中から自国の外縁線を引く上で有利な方を適用することができる。

- ① 領海基線から 350 海里を超えてはならない。
- ② 2500 メートル等深線から 100 海里を超えてはならない。

上記の制限は、沿岸国の大陸棚が広大なものとなり、深海の海底が必要以上に沿岸国の管轄下に入ることを制限するために導入された<sup>3</sup>。

以上の大陸棚の外縁の設定については、下図を参照されたい。



海洋法条約による大陸棚の定義

海上保安庁海洋情報部ウェブサイトに掲載

(<http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAIYO/tairiku/tairiku.test.html>)

### 2.1.2 大陸棚限界拡張の手続

(1) 領海基線から 200 海里を超えて延びる大陸棚の限界を画定するためには、沿岸国は自国周辺の大陸棚の限界の詳細とその根拠となるデータ等を、自国について条約が効力を生

<sup>2</sup> 「反証のない限り」とは、地形学的に信頼できる斜面の脚部を決められない場合には、地質学的・地球物理学的証拠（地下構造に関するもの等）を示すことによって斜面の脚部を決めることを認めるという趣旨である。島田・林、前掲注1、69-70頁。いかなる地質学的・地球物理学的証拠が必要かについては、大陸棚限界委員会が1999年に採択した「科学的・技術的ガイドライン」（CLCS/11）において示されている。

<sup>3</sup> 島田・林、前掲注1、70-71頁。

じてから 10 年以内に<sup>4</sup>、国連海洋法条約附属書Ⅱに基づき設置された大陸棚限界委員会（CLCS：Commission on the Limits of the Continental Shelf）に提出して勧告を受ける必要がある（国連海洋法条約第 76 条 8 項、同条約附属書Ⅱ第 4 条）。

- (2) 大陸棚限界委員会は、個人の資格で職務を遂行する 21 名の地質学、地球物理学及び水路学の専門家で構成され、同委員会委員は国連海洋法条約締約国会合での選挙で、締約国が衡平な地理的の代表を確保する必要性に妥当な考慮を払って、選出される（同条約附属書Ⅱ第 2 条）。同委員会の委員の任期は 5 年であり再選可能とされている。なお、同委員会は 1997 年に設立され、日本からも 3 期連続で選出されている（1 期目は葉室和親氏、2 期目及び 3 期目は玉木賢策氏）。（大陸棚限界委員会委員の構成については、本事業報告書附録 1 を参照。）
- (3) 大陸棚限界委員会の任務は、次の 2 つとされている（国連海洋法条約附属書Ⅱ第 3 条）。
  - ① 200 海里を超える大陸棚の限界について沿岸国が提出するデータその他の資料を検討し、国連海洋法条約第 76 条及び第三次国連海洋法会議が 1980 年 8 月 29 日に採択した了解声明<sup>5</sup>に従って勧告を行うこと。
  - ② 沿岸国の求めにより、申請のためのデータ作成に関して科学上・技術上の援助を行うこと。
- (4) 沿岸国は、大陸棚限界委員会の行った勧告に基づいて自国の 200 海里を超える大陸棚の限界を設定する。沿岸国がこのようにして設定した大陸棚の限界は、最終的であり、かつ、拘束力を有する（第 76 条 8 項）。
- (5) なお、第 76 条 10 項において、第 76 条の規定は向かい合っているか又は隣接している海岸を有する国の間における大陸棚の境界画定の問題に影響を及ぼすものではないことが明記されている。

---

<sup>4</sup> 2001 年 5 月 14 日～18 日に開催された第 11 回国連海洋法条約締約国会合において、1999 年 5 月 13 日以前に条約が効力を生じた国については、大陸棚限界委員会への提出期限の 10 年間の始期を 1999 年 5 月 13 日とすることが決定された（Decision regarding the date of the ten-year period for making submissions to the Commission on the Limits of the Continental Shelf set out in article 4 of Article II to the United Nations Convention on the Law of the Sea, SPLOS/72）。これにより、日本を含め、多くの沿岸国の同委員会への申請期限が 2009 年 5 月 12 日まで延長された。

また、2008 年 6 月の第 18 回締約国会合で、申請提出期限の問題が審議され、多くの議論の後、①2009 年 5 月 12 日までに 200 海里を超える大陸棚の外側の限界に関する予備的情報（preliminary information）を国連事務総長に提出すれば締切りを満たしたものとす、②この予備的情報について大陸棚限界委員会は審査をせず、その後提出される申請内容に影響を及ぼすものではない、との決定が行われた（決定内容は、締約国会合文書（SPLOS/183）に記載されている）。つまり、申請を行いたい国は、大陸棚の延長に関する大まかな情報を、完全な内容ではなくても、ひとまず 2009 年 5 月 12 日までに提出すれば、締切りに間に合ったことにするというわけである。第 18 回締約国会合での議論内容については、本事業報告書 4.2.3(2) (b)参照。

<sup>5</sup> 第三次国連海洋法会議の交渉において、スリランカより提出され、同国のように大陸縁辺部の広範囲にわたって厚い堆積岩があるようなところに対し特別な扱いを求める修正提案に基づき、同会議が採択したものである。同了解声明は、ベンガル湾南部の諸国（スリランカとインド）の大陸縁辺部の外縁の設定に関する勧告においては同了解声明の規定に従うことを大陸棚限界委員会に要請している。  
S. Nandan and S. Rosenne (eds.), United Nations Convention on the Law of the Sea 1982: A Commentary, Vol. II (Martinus Nijhoff, 1993), pp. 1019-1025.

## 2.2 各国の申請状況

2009年3月13日現在、ロシア、ブラジル、オーストラリア、アイルランド、ニュージーランド、ノルウェー、フランス、メキシコ、バルバドス、英国、インドネシア、日本、スリナム及びミャンマーの各国が、また、フランス、アイルランド、スペイン及び英国の4カ国が共同で、さらに、モーリシャス及びセイシエルも共同で、大陸棚限界委員会（以下、CLCSという）へ申請を提出しており、現在までにCLCSは17件の申請を受理している。（各国の申請を審査する小委員会の委員の構成、申請状況一覧については、本事業報告書附録1及び附録2を参照。）

日本は、2008年11月12日に申請を提出しており、これは全体で見ると13番目である。CLCSの手続規則に従い、日本の申請は2009年3月23日より開催される第23回CLCS会合の全体委員会の議題に含まれており、審議される予定である。

### 2.2.1 ロシアの申請

2001年12月20日、ロシアは、国連事務総長を通じ、CLCSに対して申請を提出した<sup>6</sup>。ロシアの申請が提出されたことが国連事務総長により全国連加盟国に通知された後、カナダ、デンマーク、日本、ノルウェー及び米国がそれぞれ自国の見解を表明する口上書を国連事務総長に提出した<sup>7</sup>。

2002年3月25日～4月12日に開催された第10回CLCS会合の会期中に、ロシアの代表がプレゼンテーションを行い、CLCSはロシアの申請を審査する小委員会を設置し、審査を開始した<sup>8</sup>。その後、小委員会は同年6月10日～14日に再度集まり、6月14日に勧告案をCLCSに提出し、CLCSは第11回会合において当該勧告案にいくつかの修正を加えた上で採択した<sup>9</sup>。ロシアに対する勧告の概要については、第57回国連総会会期中に提出された「海洋と海洋法」に関する事務総長報告書補遺（A/57/57/Add.1）に収録されており、以下のとおりである。

- ① バレンツ海およびベーリング海におけるロシアの申請のうち、バレンツ海についてはノルウェーとの、ベーリング海については米国との海洋境界画定条約がそれぞれ発効した場合に、当該境界線を示す海図及び座標データをCLCSに対し提出するよう勧

---

<sup>6</sup> 国連海洋法条約附属書II第5条に大陸棚限界委員会の事務局は国連事務総長が提供することが規定されている。沿岸国より申請が提出された場合、国連事務総長がその受領を確認し、全国連加盟国への通知を行う（CLCS手続規則第49条及び第50条。同規則最新版はCLCS/40/Rev.1に収録されている）。

<sup>7</sup> これら5カ国からの意見表明の内容は国連事務総長により全国連加盟国に通知されており、また、いずれも国連ウェブサイト内の大陸棚限界委員会の下記のページにおいて閲覧可能。

[http://www.un.org/Depts/los/clcs\\_new/submissions\\_files/submission\\_rus.htm](http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/submission_rus.htm)

<sup>8</sup> 第10回CLCS会合に関する委員長ステートメント（CLCS/32）、パラ7～20。

<sup>9</sup> 第11回CLCS会合に関する委員長ステートメント（CLCS/34）、パラ18～33。

告した<sup>10</sup>。

- ② オホーツク海については、その北部海域について、より精密な根拠にもとづく部分申請 (well-documented partial submission) を行うよう勧告した。また、CLCS は、当該部分申請は、南部海域における国家間の境界画定に関する問題に影響を及ぼさないと述べており、さらに、当該部分申請を行うためにロシアは (境界画定に関し) 日本との合意に至るため最善の努力を尽くすよう勧告した。
- ③ 中央北極海については、CLCS の勧告に含まれる所見に基づいて申請書の改訂を行うように勧告した。

以上のとおり、ロシアの申請は、4つの海域に関するものであったが、いずれの海域における大陸棚延長申請についても CLCS は、近隣諸国との境界画定のための交渉を行う必要性や、より精緻な根拠にもとづく申請を行う必要性を指摘している。

なお、2007年8月2日にロシアの有人潜水艇2艇が、北極点周辺の海底を探索し、海底にロシア国旗を立てたとの報道があった<sup>11</sup>。この海底探索は、ロシアの CLCS への再申請の提出に向け、ロモノソフ海嶺がロシアの領土と地質的に連続していることについての科学的データの収集のために行われたものと言われており、ロシアがいつ再申請を行うかが注目される<sup>12</sup>。また、地球温暖化によって北極の氷が溶けるにつれ、北極周辺国による地下資源の開発権の主張が活発化している。こうした状況を受け、2008年5月に、グリーンランドで北極周辺の5カ国 (カナダ、デンマーク、ノルウェー、ロシア及び米国) による外相級会合が開催され、北極周辺における大陸棚限界延長については既存の法的枠組みである国連海洋法条約にもとづいて行うことを確認する旨のイルリサット宣言 (Ilulissat Declaration) が採択された<sup>13</sup>。

## 2.2.2 ブラジルの申請

2004年5月17日、ブラジルは、国連事務総長を通じ、CLCS に対して申請を提出した。ブラジルの申請が提出されたことが国連事務総長により全国連加盟国に通知された後、米国

---

<sup>10</sup> ロシアとノルウェーとのバレンツ海における大陸棚境界画定は交渉中であることがノルウェーよりの口上書において述べられている。また、ロシアと米国とのベーリング海における海洋境界画定条約は1990年6月1日に当時のソ連と米国との間で署名されているが、ロシア議会が承認していないことが、米国よりの口上書において述べられている。前掲注7参照。

<sup>11</sup> 英国 BBC ニュース・オンライン版 (2007年8月2日付)

<http://news.bbc.co.uk/2/hi/europe/6927395.stm>

朝日新聞 2007年8月22日朝刊 (14版)、2面の記事。「時々刻々・北極 争奪戦 ロシア 海底に国旗資源確保へロシア先手」

Daniel Cressey, Russia at forefront of Arctic land-grab, Nature 448, 520-521 (2 August 2007).

<sup>12</sup> Daniel Cressey, Geology: The next land rush, Nature 451, 12-15 (3 January 2008).

<sup>13</sup> イルリサット宣言の全文は下記のデンマーク外務省ホームページに掲載されている。

<http://www.ambottawa.um.dk/en/servicemenu/news/theilulissatdeclarationarcticcooceanconference.htm>

が自国の見解を表明する口上書を国連事務総長に提出した<sup>14</sup>。同年 8 月 30 日～9 月 3 日に開催された第 14 回 CLCS 会合においてブラジルはプレゼンテーションを行い、CLCS はブラジルの申請を審査する小委員会を設置し、審査を開始した<sup>15</sup>。小委員会は、その後、2005 年 4 月 4 日からの第 15 回 CLCS 会合の期間中及び同年 8 月 22 日から 26 日にも開催された<sup>16</sup>。

なお、2005 年 3 月にブラジルが自国の申請への追加データを提出したところ、CLCS は、一般的問題として、沿岸国が CLCS に申請を提出した後、小委員会が検討を行っている最中に追加的なデータを提出することは国連海洋法条約及び CLCS 手続規則に照らして認められるのかという点を、国連法律顧問に対し法学的見解を求めた。国連法律顧問は概要以下の法的意見を発出した<sup>17</sup>。

- ① 国連海洋法条約及び CLCS 手続規則上、申請国が、修正や追加のデータを後から提出することを禁止する規定は存在しない。よって、申請国が、誠実に (in good faith)、既提出の資料を再度チェックした際に瑕疵 (error) や計算間違いが判明したということであれば、後からデータを提出できる。
- ② 申請国が最初に提出したデータ及び後から提出したデータが、第 76 条の要件を満たしているかを審査するのは、国連海洋法条約に規定されている CLCS のマンデートに鑑み、CLCS である。他方、申請国は、後からデータを提出することにより、CLCS による審査にかかる時間が不合理なまでに (unreasonably) 遅滞することのないよう、誠実に (in good faith)、かつ注意深く (with caution) 行動するよう求められる。
- ③ 申請国が後から提出したデータが、もともと提出していたデータから大幅に乖離している (significant departure) 場合、新たに提出された大陸棚限界についても、もともと提出されていたものと同様、公開性 (publicity) が与えられるべきであるが、もともとのデータと、新たなデータがどれくらい違っているのかについて、適切に検討できるのは CLCS だけである。もし、CLCS が、大幅な差違が存在すると考えれば、申請国に対し、エグゼクティブ・サマリー<sup>18</sup>への追加を事務総長に提出するよう要請

---

<sup>14</sup> 米国は、ブラジルの申請のエグゼクティブ・サマリーに含まれている堆積物の厚さのデータの一部に関し、他の公的データとの齟齬があること、及びブラジルがビトリア・トリンダージ海嶺としている部分に関し、他の公的データでは海嶺ではなく海山列として扱われていることを述べた。ブラジルのエグゼクティブ・サマリー及び米国発の書簡については、以下のサイトより閲覧可能。

[http://www.un.org/Depts/los/clcs\\_new/submissions\\_files/submission\\_bra.htm](http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/submission_bra.htm)

CLCS は、CLCS が申請国以外から表明された見解を考慮しうるのは、近隣諸国との紛争又はその他の未解決の領土若しくは海洋に関わる紛争の時のみであるとして、米国の見解を考慮しないことを決定した。(CLCS/42, para.17)

<sup>15</sup> 第 14 回 CLCS 委員長ステートメント (CLCS/42)、パラ 11～25。

<sup>16</sup> 第 15 回 CLCS 委員長ステートメント (CLCS/44)、パラ 12 及び第 16 回 CLCS 委員長ステートメント (CLCS/48)、パラ 14。

<sup>17</sup> この法的意見は、国連法律顧問発大陸棚限界委員会委員長宛 2005 年 8 月 25 日付書簡として発行されている (CLCS/46)。

<sup>18</sup> エグゼクティブ・サマリー (executive summary) は、申請本体部分 (main body) 及び申請を根拠づ

することを検討することができる。これまでの国家実行によると、エグゼクティブ・サマリーが事務総長によって公開されると他国は自らの意見を口上書の形で述べており、CLCSは、このような新たな国家実行を考慮し、追加的なエグゼクティブ・サマリーが公開された後で他国が意見を表明するための時間的枠組みについても検討することができる。

以上の法的意見が示されたことを受け、CLCSは第16回会合において、当該法的意見に留意し、かつ当該法的意見に従って行動することを決定するとともに、追加提出されたデータがもともとの申請から大幅に乖離している場合には、当該追加データはエグゼクティブ・サマリーへの追加または訂正として公開されるべきであるという点で合意し、その旨をブラジルに伝えた<sup>19</sup>。その後、ブラジルは2006年3月1日にエグゼクティブ・サマリーへの追加を、国連事務総長を通じてCLCSに提出し、同追加は国連ウェブサイト内の大陸棚限界委員会のページ上で公開された<sup>20</sup>。

2006年3月20日より4月21日まで開催された第17回CLCS会合において、同年3月20日より小委員会が開催され、21日よりブラジル代表团との協議が行われた。本小委員会のカレラ委員長はブラジル代表团に対し、小委員会で提起された質問について同年7月31日までに回答を提出することを要求した。ブラジルからは、同期日までに新しい地震探査及び測深データを提出する報告があった<sup>21</sup>。

ブラジルは同年7月26日に小委員会の質問に対する回答と新たなデータを提出し、8月21日から9月15日に開催された第18回CLCS会合において、小委員会は3日間に渡ってブラジル代表团との会合をもち、その中でブラジル代表团はさまざまなプレゼンテーションと新たなデータに関する説明を行った。同会合期間中に小委員会は勧告の草案に着手し、その後の会期間会合での小委員会における審査と第19回CLCS会合期間中の2007年3月19日から23日までの小委員会における審査が行われた後、同月27日、小委員会は全体委員会に対し勧告案を提出した<sup>22</sup>。

CLCS全体委員会は、同年3月27日、ブラジル代表团との会合を持ち、ブラジル代表团からの説明を聞いた。ブラジル代表团ははじめにサルデンベルグ大使（ブラジル国連常駐代表）が、ブラジルの提出したデータ及び解釈の一貫性と正当性を強調する説明を行い、次に

---

ける科学的・技術的データ（supporting scientific and technical data）とともに、申請として提出することが求められている（CLCS 手続規則附属書Ⅲ、パラ1）。申請内容は、申請国により機密として扱うよう指定されるが、エグゼクティブ・サマリーについては、事務総長により全国連加盟国に通知されるとともに公開される（CLCS 手続規則第50条及び同手続規則附属書Ⅱ）。

<sup>19</sup> 第16回CLCS会合委員長ステートメント（CLCS/48）、パラ19。

<sup>20</sup> [http://www.un.org/Depts/los/clcs\\_new/submissions\\_files/submission\\_bra.htm#New](http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/submission_bra.htm#New) :

<sup>21</sup> 第17回CLCS委員長ステートメント（CLCS/50）、パラ14及び15。

<sup>22</sup> 第19回CLCS委員長ステートメント（CLCS/54）、パラ11～パラ14。

各担当者が4つの海域（アマゾン海底扇状地、東部赤道地域、ビトリア・トリンダージ海嶺、サンパウロ海台及び南部地域）について技術的説明を行った<sup>23</sup>。ブラジル側の説明を聞いた後、CLCS 全体委員会はブラジルの申請に対する勧告案について審議を行い、賛成 15、反対 2（棄権なし）で勧告案を採択した<sup>24</sup>。なお、ブラジルに対する勧告の内容は、2009年3月13日現在、公表されていない。

### 2.2.3 オーストラリアの申請

2004年11月15日、オーストラリアは、国連事務総長を通じ、CLCS に対して申請を提出した。オーストラリアの申請が提出されたことが国連事務総長により、全国連加盟国に通知された後、米国、ロシア、日本、東ティモール、フランス、オランダ、ドイツ及びインドがそれぞれ自国の見解を表明する口上書を国連事務総長に提出した<sup>25</sup>。

2005年4月の第15回 CLCS 会合においてオーストラリア代表が申請内容についてのプレゼンテーションを行い、CLCS はオーストラリアの申請を審査する小委員会を設置し、審査を開始した<sup>26</sup>。

その後、小委員会は同年6月27日～7月1日に会期間会合を開催、また同年8月29日～9月16日の第16回 CLCS 会合期間中にも小委員会を開催した。第17回 CLCS 会合前の会期間中に、小委員会での審査を促進するための補完データがオーストラリアより提出された。

2006年3月20日から4月21日にかけて開催された第17回 CLCS 会合期間中にオーストラリア代表団と4会合がもたれ、小委員会からオーストラリア代表団に対し8海域についての予備的見解（preliminary views）に関するプレゼンテーションが行われた<sup>27</sup>。第18回 CLCS 会合前の会期間中に、小委員会は9海域目のケルゲレン海台（Kerguelen Plateau）の審査を進めると同時に、第17回 CLCS 会合で行われた小委員会によるプレゼンテーションに対するオーストラリアからの回答を受け取った。

---

<sup>23</sup> 第19回 CLCS 委員長ステートメント（CLCS/54）、パラ 15～パラ 21。ブラジル代表団との会合は、「全体委員会において、小委員会が勧告案についての説明を行った後で、かつ、全体委員会が当該勧告案を審査し採択する前に、申請を行った沿岸国は自国の申請に関するいかなる事項についてもプレゼンテーションを行うことができる」との CLCS 手続規則の改正が行われたことに基づいて実施された。この改正手続規則については、第18回 CLCS 委員長ステートメント（CLCS/52）、パラ 41を参照。

<sup>24</sup> 第19回 CLCS 会合におけるブラジルの申請の審査については、平成19年度大陸棚事業報告書 4.1を参照。

<sup>25</sup> 米国、ロシア、日本、オランダ、ドイツ及びインドの見解は、オーストラリアの申請には南極近辺の大陸棚部分が含まれているが、南極条約第4条において南極地域における領土主権・領土についての請求権が凍結されていることを確認するとともに、当該大陸棚部分について CLCS がいかなる行動もとらないよう求めることをオーストラリア自身が要請していることに留意するというものである。他方、東ティモールの見解は、オーストラリアの申請が、自国とオーストラリアとの海洋境界画定に影響を及ぼさないことを確認するというものであり、フランスの見解は、ケルゲレン海台とニューカレドニア地域に関するオーストラリアの申請に関し、自国とオーストラリアとの大陸棚境界画定に影響を及ぼさないことを確認するものであった。オーストラリアのエグゼクティブ・サマリー及び各国の口上書は、以下のサイトで閲覧可能である。

[http://www.un.org/Depts/los/clcs\\_new/submissions\\_files/submission\\_austr.htm](http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/submission_austr.htm)

<sup>26</sup> 第15回 CLCS 会合に関する委員長ステートメント（CLCS/44）、パラ 20～31。

<sup>27</sup> 第17回 CLCS 委員長ステートメント（CLCS/50）、パラ 19～21。

2006年8月21日～9月15日に開催された第18回 CLCS 会合では、小委員会は9海域目の予備的考察（preliminary consideration）について、オーストラリア代表団に文書で提出し、期間中に小委員会はオーストラリア代表団と3会合をもった<sup>28</sup>。

2007年3月5日より開催された第19回 CLCS 会合では、小委員会とオーストラリア代表団は2回会合をもち、最初の会合でオーストラリア代表団は、小委員会の予備的考察に対する更なるコメントを示す広範なプレゼンテーションを行った。2回目の会合でオーストラリア代表団は、自国の見解に関する包括的なプレゼンテーションを行った。この2回のプレゼンテーションの後、小委員会は勧告案を作成した。3月28日、小委員会は勧告案を全体委員会に提出し、ブレッケ小委員会委員長より勧告案についてのプレゼンテーションを行った。同日、オーストラリア代表団からの要請を受け、全体委員会と同代表団との会合が開催され、同代表団より申請に関する全体的なプレゼンテーションが行われた<sup>29</sup>。プレゼンテーションを聞いた後、全体委員会は、小委員会が作成した勧告案を検討したが、更なる検討を行う必要があるため勧告案の採択を次回会期まで延期することを決定した<sup>30</sup>。

2007年8月～9月に開催された第20回 CLCS 会合において、8月28日にオーストラリア代表団からの要請により、全体委員会において会合がもたれた。同年6月の選挙で新たに選出された CLCS 委員のために、オーストラリア代表団は第19回会合で行ったものと同じプレゼンテーションを行った。全体委員会では、小委員会により提出された勧告案について海域毎の詳細な検討が行われたが、重要な論点についての協議が継続していることから、勧告の採決は、またも次回 CLCS 会合に延期されることになった<sup>31</sup>。

そして、2008年3月～4月に開催された第21回 CLCS 会合において、CLCS はオーストラリアに対する勧告をようやく採択した。採択は投票により行われ、賛成14票、反対3票、棄権1票によって採択された<sup>32</sup>。

勧告の要約版は2008年10月7日付で、大陸棚限界委員会のオーストラリアの申請のページに掲載された。勧告の要約版は、まず、勧告が依拠した一般原則について述べ、続いて個々の海域ごとに大陸斜面脚部の決定、大陸縁辺部の外縁の設定、大陸棚の外側の限界の設定を行い、勧告内容を述べ、勧告した外側の限界を図示する、という構成になっている。

---

<sup>28</sup> 第18回 CLCS 委員長ステートメント(CLCS/52)、パラ12。

<sup>29</sup> 第19回 CLCS 委員長ステートメント(CLCS/54)、パラ23～パラ32。

このような全体委員会での代表団によるプレゼンテーションは、CLCS 手続規則附属書ⅢセクションⅥの改正が行われたことを受けて可能となったものである。当該改正については、第18回 CLCS 委員長ステートメント(CLCS/52)、パラ41を参照。

<sup>30</sup> 第19回 CLCS 委員長ステートメント(CLCS/54)、パラ33。第19回 CLCS 会合におけるオーストラリアの申請の審査については、平成19年度大陸棚事業報告書4.1を参照。

<sup>31</sup> 第20回 CLCS 委員長ステートメント(CLCS/56)、パラ19～21。第20回 CLCS 会合におけるオーストラリアの申請の審査については、平成19年度大陸棚事業報告書4.3を参照。

<sup>32</sup> 第21回 CLCS 委員長ステートメント(CLCS/58)、パラ9～11。第21回 CLCS 会合におけるオーストラリアの申請の審査については、本事業報告書4.1.3を参照。

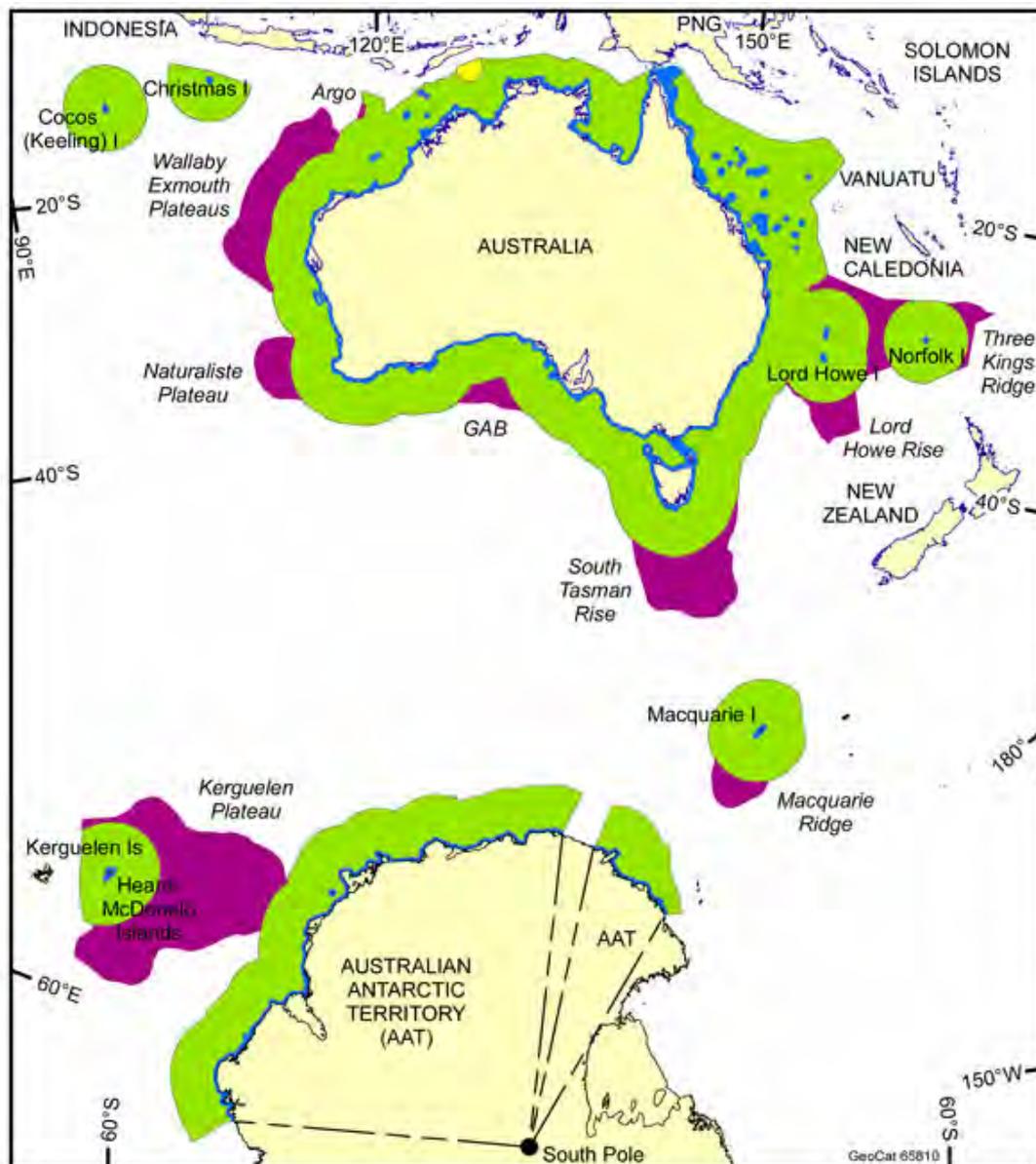
CLCSによる勧告採択を受け、オーストラリア政府は2008年4月21日に記者会見を行い、勧告を歓迎する旨述べるとともに、勧告によって延長することができる海域について説明を行った。また、ファーガソン(Ferguson)資源・エネルギー大臣が声明を発表するとともに、会見を開き、勧告を歓迎すると述べた。ファーガソン大臣の声明の内容は、次のとおりである<sup>33</sup>。

- ① 追加的な 250 万平方キロメートルの海底に対するオーストラリアの管轄権を確認した CLCS の判断を歓迎する。
- ② CLCS の判断は、9 つの海域におけるオーストラリアの大陸棚の外側の限界の位置、及び 200 海里を超える大陸棚の大部分に対するオーストラリアの権利を確認している。
- ③ CLCS の判断が意味するのは、オーストラリアは今や 250 万平方キロメートルの新たな大陸棚に対する管轄権を有している、ということである。この面積はフランス国土の約 5 倍、ドイツ国土の約 7 倍、ニュージーランド国土の約 10 倍に相当する。これにより、オーストラリアは、大陸棚上に存在する、または大陸棚の海底下に存在する石油資源、ガス資源及び生物資源（葉への利用が可能な微生物等）といったものへの権利を得たことになる。
- ④ CLCS の判断は、オーストラリアの沖合にある潜在的資源に対する大きな後押しであるとともに、海底にある海洋環境を保全する我々の能力に対する大きな後押しでもある。
- ⑤ オーストラリア政府は、CLCS の勧告に基づき、オーストラリアの大陸棚の外側の限界を公布する（proclaim）ための行動を早急に取り組むだろう。
- ⑥ CLCS への申請を準備した、オーストラリア地球科学局、外務貿易省及び司法省の 15 年間以上に及ぶ努力を賞賛する。

また、オーストラリアの申請に際して中心的役割を果たしたオーストラリア地球科学局（Geoscience Australia）のホームページには、CLCS の勧告によって認められた延長大陸棚の部分を示す地図が掲載されている（次図参照）。

---

<sup>33</sup> 下記のオーストラリア資源・エネルギー省のメディア・リリースのページに掲載されている。  
<http://minister.ret.gov.au/TheHonMartinFergusonMP/Pages/UNCONFIRMSAUSTRALIA%E2%80%99SRIGHTSOVEREXTRA.aspx>

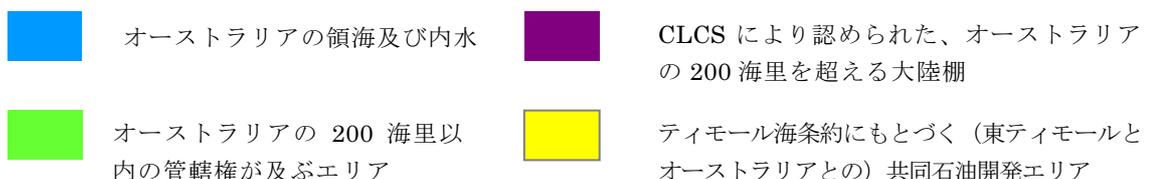


**AUSTRALIA'S CONTINENTAL SHELF CONFIRMED BY THE COMMISSION ON THE LIMITS OF THE CONTINENTAL SHELF**



オーストラリア地球科学局（Geoscience Australia）のホームページに掲載されている地図

[http://www.ga.gov.au/oceans/mc\\_loos\\_Map.jsp](http://www.ga.gov.au/oceans/mc_loos_Map.jsp)



#### 2.2.4 アイルランドの申請

2005年5月25日、アイルランドは、国連事務総長を通じ、CLCSに対して申請を提出した。アイルランドの申請が提出されたことが国連事務総長により、全国連加盟国に通知された後、デンマークとアイスランドがそれぞれ自国の見解を表明する口上書を国連事務総長に提出した<sup>34</sup>。

アイルランドの申請は、近隣諸国との帰属係争地域について交渉が継続中であるため、帰属について争いのないポーキュパイン深海平原地域の大陸棚に関する部分的申請（partial submission）であり、この点はアイルランドが提出したエグゼクティブ・サマリーの中で明示的に述べられており、国連事務総長より各国への通知の中でも述べられている。

2005年8月29日～9月16日に開催された第16回CLCS会合においてアイルランドはプレゼンテーションを行い、CLCSはアイルランドの申請を審査する小委員会を設置し、審査を開始した。小委員会は、2006年1月23日～27日に会期間会合を開き、アイルランド代表団と5会合をもった。2006年3月20日～4月21日まで開催された第17回CLCS会合では、アイルランド代表団と4会合をもち、協議を行った。第18回CLCS会合では、全体委員会において本小委員会のジャファー委員長より勧告案が提示されたが、全委員が勧告案と小委員会の分析の詳細な検討を必要とするとし、第19回CLCS会合へと持ち越された<sup>35</sup>。

2007年3月～4月に開催された第19回CLCS会合において、全体委員会は小委員会の勧告案を投票にかけ、賛成14、反対2、棄権2で勧告を採択した<sup>36</sup>。

この勧告採択を受け、アイルランド政府の大陸棚限界延長プロジェクトを管轄しているノエル・デンプシー通信・海洋・天然資源大臣は、2007年4月22日付プレス・リリースにおいて、勧告を受け取ったことによりアイルランドは申請を提出したポーキュパイン深海平原エリアにおいて200海里を超える大陸棚の外側の限界を設定することができる旨述べており、また同プレス・リリース中にはアイルランドの国土面積の80パーセントにあたる56,000平方キロメートルが延長大陸棚となる旨の記述がある<sup>37</sup>。

勧告の要約版については、2008年10月7日付で、大陸棚限界委員会のアイルランドの申

---

<sup>34</sup> デンマークの見解は、アイルランドの申請及び同申請に対するCLCSの勧告が、デンマークが将来行う大陸棚限界延長申請に対して、また、デンマーク領フェロー諸島とアイルランドとの間のハットン・ロッコール区域の大陸棚境界画定に対して影響を及ぼすものではないことを述べている。

アイスランドの見解は、アイルランドの申請及び同申請に対するCLCSの勧告が、将来アイスランドが行うハットン・ロッコール区域の大陸棚限界延長申請に対して、また、アイスランドとアイルランドとの間の大陸棚境界画定に対して影響を及ぼすものではないことを述べている。デンマークのエグゼクティブ・サマリー及びそれぞれの国の口上書は、以下のサイトで閲覧可能である。

[http://www.un.org/Depts/los/clcs\\_new/submissions\\_files/submission\\_irl.htm](http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/submission_irl.htm)

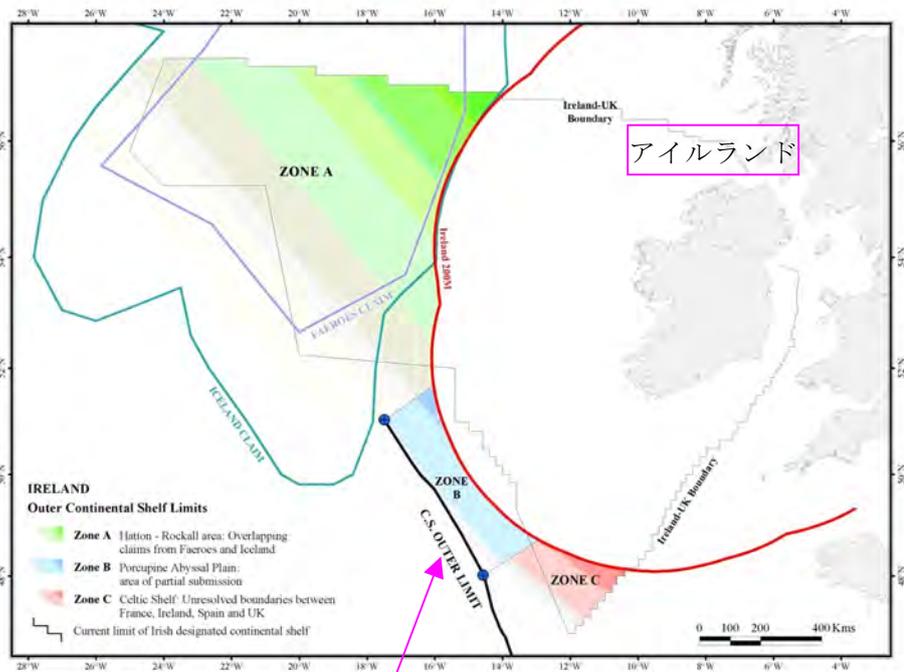
<sup>35</sup> 第18回CLCS委員長ステートメント(CLCS/52)、パラ15及び17

<sup>36</sup> 第19回CLCS委員長ステートメント(CLCS/54)、パラ37。第19回CLCS会合におけるアイルランドの申請の審査については、平成19年度大陸棚事業報告書4.1を参照。

<sup>37</sup> 同プレス・リリースはアイルランド通信・海洋・天然資源省の下記サイトで閲覧可能。

<http://www.dcenr.gov.ie/Press+Releases/2007/Ireland+Extends+Continental+Shelf+Waters+by+56000+Sq+Kilometres.htm>

請についてのサイトに掲載された。アイルランドへの勧告の要約版は、申請海域が小さいこともあり、大陸斜面脚部の決定、大陸縁辺部の外縁の設定、大陸棚の外側の限界の設定についてそれぞれ詳細な説明を行った上で、勧告内容を述べている。



CLCS が勧告した延長大陸棚の外側の限界線

デンプシー アイルランド通信・海洋・天然資源大臣発表の  
プレス・リリース（2007年4月22日付）に掲載されている図より

## 2.2.5 ニュージーランドの申請

2006年4月19日、ニュージーランドは、国連事務総長を通じ、CLCSに対して申請を提出した。ニュージーランドの申請が提出されたことが、国連事務総長により全国連加盟国に通知された後、フィジー、フランス、日本及びオランダがそれぞれ自国の見解を表明する口上書を国連事務総長に提出した<sup>38</sup>。

<sup>38</sup> フィジーの見解は、ニュージーランドの申請のエクゼクティブ・サマリーに含まれている **Kermadec Ridge**、**Havre Trough** 及び **Colville Ridge** における大陸棚の境界画定協議がニュージーランドと継続中であることについて述べている。

フランスの見解は、**Three Kings Ridge** について、南太平洋のフランス領諸国の大陸棚に影響を及ぼす可能性があることについて述べている。

日本及びオランダは、南極条約において南極地域における領土主権・領土についての請求権が凍結されていることを確認している。ニュージーランドのエグゼクティブ・サマリー及び各国の口上書は、以下のサイトで閲覧可能である。

[http://www.un.org/Depts/los/clcs\\_new/submissions\\_files/submission\\_nzl.htm](http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/submission_nzl.htm)

ニュージーランドの申請は、南極海を除く海域についての部分的申請であることが明確に示されると同時に、南極海海域における大陸棚延長申請は後日提出する予定であることをニュージーランドの申請提出と同時に提出した口上書において言及している<sup>39</sup>。

2006年8月の第18回 CLCS 会合においてニュージーランド代表団が申請内容についてのプレゼンテーションを行い、CLCS はニュージーランドの申請を審査する小委員会を設置し、審査を開始した。小委員会は、同年11月13日から17日にかけて会期間会合を開いた<sup>40</sup>。この会合において、ニュージーランドの南東海域について予備的審査が行われ、小委員会は第19回 CLCS 会合前にニュージーランドより包括的な回答を受け取り、2007年3月19日から27日まで申請内容及び新たな資料について審査を行った。小委員会は、同年4月9日から13日にかけて審査を継続し、ニュージーランド代表団と多くの会合をもった。その中で、ニュージーランド代表団は、小委員会からの質問に対する回答についてプレゼンテーションを行った。また、小委員会は西海域に関して及び南東海域における懸案事項に関して、予備的見解を提示した<sup>41</sup>。

2007年8月から開催された第20回 CLCS 会合の前に、小委員会は、第19回会合の際に提示した予備的見解及び質問事項に対する包括的な回答をニュージーランド代表団から受け取った。第20回 CLCS 会合では、申請内容及び新たな資料の審査は9月4日、10日、12日及び14日に小委員会において継続され、ニュージーランド代表団と小委員会との会合が開かれ、小委員会から出された予備的見解及び質問事項に対する回答についてニュージーランド代表団はプレゼンテーションを行った<sup>42</sup>。

小委員会は2008年1月21日～25日に会期間会合を開き、検討を行い、その結果を同年1月25日付でニュージーランドに対し、予備的見解として送付し、ニュージーランドは、同年3月13日付で返答を出した。その後、3月24日から始まった小委員会会合において、小委員会は勧告案をとりまとめ、同案の概要についてニュージーランドに対してプレゼンテーションを行った。第21回 CLCS 会合期間中の4月3日に小委員会は全体委員会に対して勧告案を提出し、同勧告案を説明するためのプレゼンテーションを行った。同日、ニュージーランド代表団の要請にもとづき、全体委員会にニュージーランド代表団が出席し、同代表団は小委員会の見解について異論はない旨述べた<sup>43</sup>。

2008年8月～9月に開催された第22回 CLCS 会合において、全体委員会は、勧告案につ

---

<sup>39</sup> この口上書は脚注38のウェブサイトでご覧可能。

<sup>40</sup> 第18回 CLCS 委員長ステートメント(CLCS/52)、パラ20、21及び24。

<sup>41</sup> 第19回 CLCS 委員長ステートメント(CLCS/54)、パラ38。第19回 CLCS 会合におけるニュージーランドの申請の審査については、平成19年度大陸棚事業報告書4.1を参照。

<sup>42</sup> 第20回 CLCS 委員長ステートメント(CLCS/56)、パラ22～25。第20回 CLCS 会合におけるニュージーランドの申請の審査については、平成19年度大陸棚事業報告書4.3を参照。

<sup>43</sup> 第21回 CLCS 委員長ステートメント (CLCS/58)、パラ12～18。第21回 CLCS 会合におけるニュージーランドの申請の審査については、本事業報告書4.1.3を参照。

いて検討を行い、投票の結果、賛成 13 票、反対 3 票、棄権 3 票で勧告案を採択した<sup>44</sup>。

勧告の要約版については、2008 年 10 月 14 日付で、大陸棚限界委員会ウェブサイトのニュージーランドの申請に関するページに掲載された。

これを受け、ニュージーランドのクラーク首相は、2008 年 9 月 22 日に大陸棚限界委員会の勧告を歓迎する旨のプレス声明を発表し、

- ① 大陸棚限界委員会によって、約 170 万平方キロメートルの延長大陸棚に対してニュージーランドが権利を有することが確認された。
- ② この面積はニュージーランドの国土の 6 倍以上に相当する。
- ③ 今回得られた成功は、ニュージーランドの科学者や政府関係者の 10 年以上に及ぶ努力の成果である。

と述べた<sup>45</sup>。

また、ニュージーランド外務貿易省もホームページにおいて、大陸棚限界委員会は 2008 年 9 月 12 日に勧告を行いニュージーランドが申請した延長大陸棚の 98 パーセント以上を認めたと述べている<sup>46</sup>。また、勧告全文も同省のホームページに掲載されており、ニュージーランドの大陸棚限界延長に対する一貫した公開性を反映していると言えよう<sup>47</sup>。

---

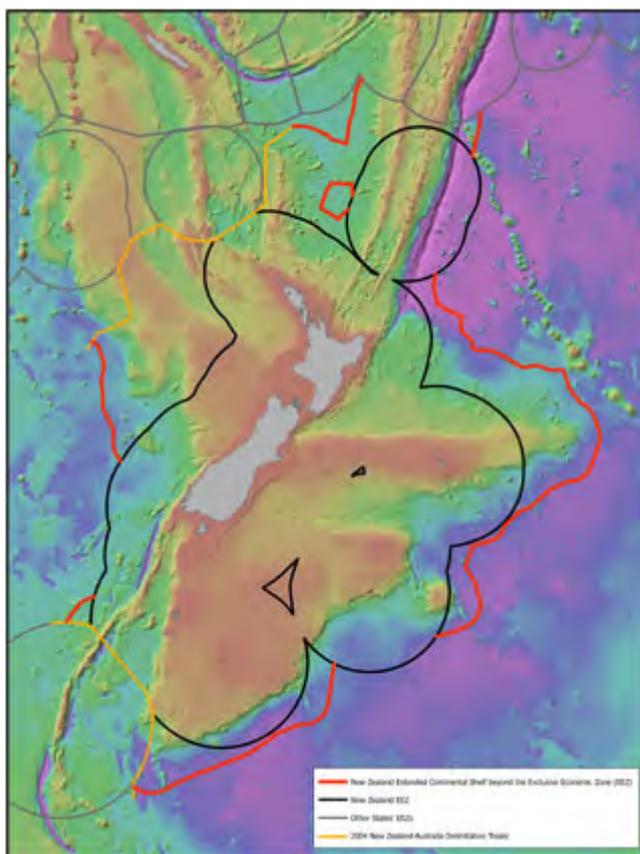
<sup>44</sup> 第 22 回 CLCS 委員長ステートメント (CLCS/60)、パラ 8～11。第 22 回 CLCS 会合におけるニュージーランドの申請の審査については、本事業報告書 4.3.3 を参照。

<sup>45</sup> <http://www.beehive.govt.nz/release/un+recognises+nz+extended+seabed+rights>

<sup>46</sup> <http://www.mfat.govt.nz/Media-and-publications/Features/990-NZ-extended-seabed-claim.php>

<sup>47</sup> <http://www.mfat.govt.nz/downloads/global-issues/cont-shelf-recommendations.pdf>

なお、本年度事業の一環として、ニュージーランドの大陸棚限界延長申請のための準備や申請後の審査について、同国の専門家であるレイ・ウッド氏の講演会を開催した。この報告については、本事業報告書 3. を参照。



ニュージーランド外務貿易省ウェブサイトに掲載されている図

<http://www.mfat.govt.nz/Media-and-publications/Features/990-NZ-extended-seabed-claim.php>

上の図において、黒線は、ニュージーランドの 200 海里排他的経済水域 (EEZ) を示しており、赤線は、CLCS によって認められた 200 海里を超える大陸棚の外側の限界を示している。また、灰色の線は、他国の 200 海里排他的経済水域を示しており、黄色の線は、ニュージーランドとオーストラリアとの海洋境界画定条約によって定められた境界線を示している。

## 2.2.6 フランス・アイルランド・スペイン・英国の共同申請

2006 年 5 月 19 日、フランス、アイルランド、スペイン及び英国（以下、4 カ国）は、国連事務総長を通じ CLCS に対して申請を提出した。4 カ国の共同申請が提出されたことが国連事務総長により、全国連加盟国に通知され、エグゼクティブ・サマリーが公表された<sup>48</sup>。他国からの口上書は提出されていない。

4 カ国の共同申請は、ケルト海とビスケー湾の 4 カ国が境界を接する海域の大陸棚に関して 4 カ国が共同し、かつ協力して行う一つの申請であると同時に部分的申請であることが英語、フランス語、スペイン語の 3 カ国語で提出されたエグゼクティブ・サマリーの中で明示的に述べられている。

<sup>48</sup> 4 カ国共同申請のエグゼクティブ・サマリーは以下のサイトで閲覧可能。

[http://www.un.org/Depts/los/clcs\\_new/submissions\\_files/submission\\_frgbiresh.htm](http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/submission_frgbiresh.htm)

2006年8月の第18回 CLCS 会合においてフランス、アイルランド、スペイン及び英国からそれぞれ代表が立ち、申請内容についてのプレゼンテーションを行い、CLCS は4カ国共同申請を審査する小委員会を設置し、審査を開始した<sup>49</sup>。2007年1月22日から2月2日にかけて会期間の会合が行われ、小委員会は4カ国代表団と4回の会合をもった。

2007年3月の第19回 CLCS 会合において、小委員会は3月14日に4カ国代表団に対し、申請の審査から得られた小委員会の見解と全般的結論について、包括的なプレゼンテーションを行った。これに対し、4カ国代表団は、小委員会の見解と結論について、プレゼンテーションを行い、とりあえずの反応を示した。これらの会合後、4カ国代表団は3月23日に小委員会より要請された追加資料を提出した。小委員会は、提出された追加資料の審査を行い、勧告案の最終調整に入ることになった<sup>50</sup>。

第19回 CLCS 会合から第20回 CLCS 会合までの会期間及び2007年8月～9月の第20回 CLCS 会合において、審査は継続された。この4カ国共同申請は初めての共同申請であることを踏まえ、小委員会は、第20回 CLCS 会合の会期中に、全体委員会に対し、共同申請に関する一般原則について検討することを求めた。これを受け、全体委員会で議論された後、「共同申請の結果得られる延長大陸棚の総面積は、各国が個別に申請した結果得られるであろう延長大陸棚の面積の合計より多くはなりえない。共同申請においても沿岸国は個別に、大陸斜面脚部、適用したフォーミュラ、制限線及び外側の限界について設定する必要がある」との決定を行った<sup>51</sup>。

この決定について、2008年3月～4月の第21回 CLCS 会合において、4カ国を代表して英国のウィルソン氏が懸念を表明した。同会期中に、小委員会は、4カ国側に対し、科学的及び技術的に申請を検討した結果についての小委員会としての見解を示した<sup>52</sup>。

その後、2008年6月17日に4カ国側から、改訂した大陸棚の外側の限界が提出されたのを受けて、同年8月～9月の第22回 CLCS 会合において、小委員会はこの改訂された限界について検討を行った。小委員会は、2009年3月～4月に開催される第23回 CLCS 会合においても検討を行う予定である<sup>53</sup>。

## 2.2.7 ノルウェーの申請

2006年11月27日、ノルウェーは、国連事務総長を通じ CLCS に対して申請を提出した。ノルウェーの申請が提出されたことが、国連事務総長により全国連加盟国に通知された後、デンマーク、アイスランド、ロシア及びスペインがそれぞれ自国の見解を表明する口上書を

---

<sup>49</sup> 第18回 CLCS 委員長ステートメント(CLCS/52)、パラ 26～28。

<sup>50</sup> 第19回 CLCS 委員長ステートメント(CLCS/54)、パラ 39～40。第19回 CLCS 会合における4カ国共同申請の審査については、平成19年度大陸棚事業報告書4.1を参照。

<sup>51</sup> 第20回 CLCS 委員長ステートメント (CLCS/56)、パラ 28。なお、この点は、改正手続規則 (CLCS/40/Rev.1) 附属書Ⅲ、パラグラフ 9.1.(a)において反映されている。

<sup>52</sup> 第21回 CLCS 委員長ステートメント (CLCS/58)、パラ 19～20。

<sup>53</sup> 第22回 CLCS 委員長ステートメント、パラ 12～14。

国連事務総長に提出した<sup>54</sup>。

ノルウェーの申請は、北極海の西ナンセン海盆、バレンツ海のループホール及びノルウェー海のパナナホールの3海域のみについての申請であり、他の海域については後日申請を行うことに言及している。

ノルウェーの申請は、2007年3月～4月の第19回CLCS会合において取り上げられ、4月2日にノルウェー外務省法務局長ファイフ氏よりプレゼンテーションが行われた。上記4カ国から提出された口上書について、同氏はノルウェーの立場を説明した。また、プレゼンテーションの後のCLCS委員よりの質問に対し、ノルウェー代表団より、今回ノルウェーが提出した申請のデータや情報には、機密情報は含まれていない旨述べた。ノルウェーからのプレゼンテーションの後、全体委員会は小委員会の構成を決定し、設置した。小委員会の委員長にはシモンズ氏（オーストラリア）が選出された。第19回CLCS会合中に小委員会は計6回の会合を開き、ノルウェー代表団との質疑応答も行った。小委員会からの質問に対し、第19回会合期間中にノルウェー側より書面で回答が提出したものもあったが、第20回CLCS会合までの間に（すなわち会合期間中に）書面を提出して回答したものもあった。また、ノルウェー代表団の専門家によって、ノルウェーが申請に際して用いたGISソフトウェアであるGeoCapの使用方法について、小委員会メンバーに対し説明及びトレーニングがなされた<sup>55</sup>。

2007年8月～9月の第20回CLCS会合において、小委員会は引き続き審査を進め、ノルウェー側より提出された書面での回答を分析したり、データの分析を行ったりした。

2008年3月～4月に開催された第21回CLCS会合期間中、ノルウェー小委員会は、ノルウェー代表団に対し、いくつかの海域について予備的見解（preliminary views）を示した<sup>56</sup>。この予備的見解に対し、同年7月にノルウェー代表団より、詳細な返答が送られ、これを受けて同年8月～9月に開催された第22回CLCS会合期間中、小委員会において更に検討が行われた。小委員会は、2009年3月～4月に開催される第23回CLCS会合においても引き

---

<sup>54</sup> デンマークとアイスランドの見解は、デンマーク領フェロー諸島、アイスランド及びノルウェー間で2006年9月20日に画定したパナナホールの南部分に対して影響を及ぼすものではないことを述べている。また、デンマークはグリーンランドと同意の上、パナナホールのCLCSの審査及び勧告が、将来ノルウェー、デンマーク及びグリーンランドの間の大陸棚境界画定に対して影響を及ぼすものではないことに言及している。

一方、ロシアの見解は、バレンツ海におけるノルウェーとの協議が継続中であり、審査の対象と成りえないことを述べている。

スペインの見解は、ノルウェー領スバルバル諸島から伸びる可能性のある大陸棚について、1920年のパリ協定によりスペインに権利があることを述べている。

ノルウェーのエグゼクティブ・サマリー及びそれぞれの口上書は、以下のサイトで閲覧可能である。

[http://www.un.org/Depts/los/clcs\\_new/submissions\\_files/submission\\_nor.htm](http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/submission_nor.htm)

<sup>55</sup> 第19回CLCS委員長ステートメント(CLCS/54)、パラ41～54。第19回CLCS会合におけるノルウェーの申請の審査については、平成19年度大陸棚事業報告書4.1を参照。

<sup>56</sup> 第21回CLCS委員長ステートメント(CLCS/58)、パラ24～28。第21回CLCS会合におけるノルウェーの申請の審査については、本事業報告書4.1.3を参照。

続き、検討を行う予定である<sup>57</sup>。

## 2.2.8 フランスの申請（フランス領ギアナ及びニューカレドニア）

2007年5月22日、フランスは、国連事務総長を通じ CLCS に対して申請を提出した。フランスの申請が提出されたことが、国連事務総長により全国連加盟国に通知された後、バヌアツ、ニュージーランド及びスリナムよりそれぞれ自国の見解を表明する口上書ないし書簡を提出した<sup>58</sup>。

フランスは、本申請は、フランス領ギアナ及びニューカレドニアのみに関する部分申請であるとエグゼクティブ・サマリーの中で述べている。バヌアツは、2007年7月11日付のバヌアツ外相発 CLCS 委員長宛書簡を送付し、フランスの申請のうち、ニューカレドニアの南東部分に関する申請が、バヌアツの領土であるマシュエ島及びハンター島を侵害するものであると述べ、バヌアツ首相発フランス大統領宛の抗議の書簡を添付した。これを受けて、フランスは、2007年7月18日付のフランス首相発国連海事海洋法（DOALOS）課長宛書簡の中で、バヌアツからの抗議について検討したわけではないが留意の上、CLCS 手続規則附属書 I にもとづき、フランスの申請のうち、ニューカレドニアの南東部分については CLCS が審査を行わないよう要請すると述べている。したがって、ニューカレドニアについては、南西部分のみが委員会の審査対象となることになった。

フランスの申請は、2007年8月～9月の第20回 CLCS 会合において取り上げられ、フランス代表のジェマルシェ氏（フランス海洋事務局長）がプレゼンテーションを行い、申請の内容についての説明を行った。同氏はプレゼンテーションの中で、バヌアツからの異議申立てを受け、ニューカレドニアの南東部分については CLCS が審査を行わないよう要請したが、このことはバヌアツの立場を承認したものと解釈されるべきではない旨述べた。プレゼンテーションの後、CLCS 全体委員会は、フランスの申請を審査する小委員会の設置を決定した。小委員会の委員長にはカレラ氏（メキシコ）が選出された。

小委員会は、フランス代表团よりの要請に応じ、第20回会合期間中にフランス代表团との会合を開き、以下の点を確認した。

- ① CLCS は第18回会合において、申請の審査は、同時に3つの小委員会でしか行わないことを決定したので、現在、他の3小委員会が各国の申請の審査を行っていること

---

<sup>57</sup> 第22回 CLCS 委員長ステートメント(CLCS/60)、パラ15～18。第22回 CLCS 会合におけるノルウェーの申請の審査については、本事業報告書4.3.3を参照。

<sup>58</sup> フランスのエグゼクティブ・サマリー及び各国からの口上書または書簡は、以下のサイトで閲覧可能。  
[http://www.un.org/Depts/los/clcs\\_new/submissions\\_files/submission\\_fra.htm](http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/submission_fra.htm)

ニュージーランドとスリナムはそれぞれ口上書を提出し、意見表明を行った。ニュージーランドは、自国が既に申請を行った部分（スリーキングス海嶺）とフランスの申請した部分に重複があり、将来境界画定を行う必要がありうることを踏まえ、UNCLOS 第76条10項にもとづき CLCS がこの点に影響を及ぼさずに審査することの確認を行っている。スリナムは、スリナムとフランスとの間で一部地域について大陸棚境界画定交渉を継続中であるので、CLCS の審査及び勧告が影響を及ぼさないことを確認している。

から、フランスの申請の正式な審査は第 21 回 CLCS 会合まで持ち越すこととする。

- ② 申請の審査は、機密保持の観点から取扱いに注意をして事務局により保管される。
- ③ 小委員会は、第 21 回 CLCS 会合までの会期間中に会合及び技術的説明を求める要請は行わない。

フランス代表団は、上記の説明に関して承諾した。

また、小委員会は、以下の 3 つのワーキング・グループを作ることに合意した。

- ① 測地学と水路学に関するワーキング・グループ（アスティス氏、カルンギ氏、ルー氏及びカレラ氏により構成）
- ② 地質学と地球物理学に関するワーキング・グループ（ブレッケ氏、カルンギ氏、オドゥロ氏、パク氏及びカレラ氏により構成）
- ③ クオリティ管理に関するワーキング・グループ（ブレッケ氏、オドゥロ氏及びカレラ氏により構成）<sup>59</sup>

小委員会の各委員は、2008 年 4 月の第 21 回 CLCS 会合開催前の会期間中に、予備的検討を進め、第 21 回 CLCS 会合において小委員会が開かれた<sup>60</sup>。2008 年 8 月～9 月の第 22 回 CLCS 会合においても、引き続き小委員会は審査を行った。2009 年 3 月～4 月に開催予定の第 23 回 CLCS 会合期間中に、小委員会としての見解を述べる包括的プレゼンテーションが行われ、一般的結論が示される予定である<sup>61</sup>。

### 2.2.9 メキシコの申請

2007 年 12 月 13 日、メキシコは、国連事務総長を通じ CLCS に対して申請を提出した。メキシコの申請が提出されたことは、国連事務総長により全国連加盟国に通知された。これまで、他国よりの口上書は提出されていない。

メキシコは、この申請は、メキシコ湾における 2 つの延長可能エリアのうち西側エリアのみに関する部分申請であるとエグゼクティブ・サマリーの中で述べている<sup>62</sup>。

メキシコの申請は、2008 年 3 月～4 月の第 21 回 CLCS 会合で取り上げられ、メキシコ代表のエルナンデス氏（メキシコ外務省法律顧問）がプレゼンテーションを行い、申請内容についての説明を行った。同氏はプレゼンテーションの中で、

- ① 今回申請を行ったメキシコ湾の西側エリアについては 2000 年 6 月 9 日に署名された米国との境界画定条約に基づくものである。

---

<sup>59</sup> 第 20 回 CLCS 委員長ステートメント (CLCS/56)、パラ 37～50。第 20 回 CLCS 会合におけるフランスの申請の審査については、平成 19 年度大陸棚事業報告書 4.3 を参照。

<sup>60</sup> 第 21 回 CLCS 委員長ステートメント (CLCS/58)、パラ 29～30。

<sup>61</sup> 第 22 回 CLCS 委員長ステートメント (CLCS/60)、パラ 19。

<sup>62</sup> メキシコのエグゼクティブ・サマリーは、次のサイトで閲覧可能。

[http://www.un.org/Depts/los/clcs\\_new/submissions\\_files/submission\\_mex.htm](http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/submission_mex.htm)

- ② 東側エリアについては、後の段階で申請を行う予定である。
- ③ メキシコが提出した申請のうち、第 2 部の主文書及び第 3 部の補助的な科学的・技術的データは機密情報であり、第 2 部は CLCS 委員が国連本部以外で検討するために持出すこともできるが、第 3 部は CLCS 手続規則附属書 II に従い厳密に機密情報として取り扱われるべきであり、指定された GIS ラボ室の外に持ち出されてはならないものである。

と述べた。

プレゼンテーションの後、CLCS 全体委員会は、メキシコの申請を審査する小委員会の設置を決定した。小委員会の委員長には玉木氏（日本）が選出された<sup>63</sup>。

2008 年 9 月の第 22 回 CLCS 会合期間中に、小委員会は初めての会合を開き、審査を開始した。小委員会は、メキシコの申請の形式や要件が揃っているが等を確認した後、水路学、地質学及び地球物理学の各ワーキング・グループを作り、詳細な検討を行うこととした。また、メキシコ代表団に対して質問状を送付した。小委員会の各委員は、会期間中に検討を行うこととし、2009 年 3 月～4 月に開催予定の第 23 回 CLCS 会合において小委員会での審査を更に進めることになっている<sup>64</sup>。

#### 2.2.10 バルバドスの申請

2008 年 5 月 8 日、バルバドスは、国連事務総長を通じ CLCS に対して申請を提出した。バルバドスが申請を提出したことは、国連事務総長によって全国連加盟国に通知され、申請のエグゼクティブ・サマリーが公表された。その後、スリナム、トリニダード・トバゴ及びベネズエラがそれぞれ自国の見解を示す口上書を提出した<sup>65</sup>。

---

<sup>63</sup> 第 21 回 CLCS 委員長ステートメント（CLCS/58）、パラ 31～39。第 21 回 CLCS 会合におけるメキシコの申請の審査については、本事業報告書 4.1.3 を参照。

<sup>64</sup> 第 22 回 CLCS 委員長ステートメント（CLCS/60）、パラ 20～21。第 22 回 CLCS 会合におけるメキシコの申請の審査については、本事業報告書 4.3.3 を参照。

<sup>65</sup> スリナムは、2008 年 8 月 6 日付のスリナム外相発国連事務総長宛の口上書において、スリナムは、バルバドスの申請及び大陸棚限界委員会の勧告は、スリナムが将来行う大陸棚限界延長申請及び近隣諸国との海洋境界画定に影響を及ぼすものではない旨述べている。

トリニダード・トバゴは、2008 年 8 月 11 日付のトリニダード・トバゴ代表部発国連事務総長宛の口上書において、①バルバドスはエグゼクティブ・サマリーの中で、仲裁裁判所が行った裁定の効果について言及しているが、それはバルバドスのみの意見であり、トリニダード・トバゴの意見ではない、②トリニダード・トバゴは大陸棚限界延長申請を行うことを検討中であり、申請予定エリアには、バルバドスが提出した申請エリアと重複する部分があるため、バルバドスの申請を大陸棚限界委員会が審査することに反対はしないが、トリニダード・トバゴの申請を提出する権利をはじめとする国連海洋法条約に基づく全ての権利を留保する旨述べている。

ベネズエラは、2008 年 9 月 12 日付のベネズエラの外務大臣発国連事務総長宛の口上書において、ベネズエラが国連海洋法条約加盟国でないにもかかわらず、慣習国際法に基づき、バルバドスのエグゼクティブ・サマリーの中で「南部海域」と言われている地域の大陸棚に対してベネズエラは権利を有するものであり、大陸棚限界委員会の行動がベネズエラと大西洋近隣諸国との間の境界画定に影響を及ぼしてはならない旨述べている。

バルバドスは、エグゼクティブ・サマリーの中で<sup>66</sup>、近隣諸国に関し、申請海域のうち北部海域においてはフランス<sup>67</sup>と、南部海域においてはガイアナ及びスリナムと、それぞれ、互いに沿岸 200 海里を超える海域において延長大陸棚が重複する海域があるが、いずれの国とも、バルバドスの申請を大陸棚限界委員会が審査することについて異議を申し立てないことにつき合意している旨述べている。また、トリニダード・トバゴとの間では、国連海洋法条約に基づいて設置された仲裁裁判所によって 2006 年 4 月に両国間の海域の境界画定が行われた旨述べている<sup>68</sup>。

バルバドスの申請は、2008 年 8 月～9 月の第 22 回 CLCS 会合において取り上げられ、バルバドス代表のレオナルド・ナース氏（バルバドス大陸棚プロジェクト管理チーム長）がプレゼンテーションを行い、申請の内容についての説明を行った。同氏はプレゼンテーションの中で、

- ① CLCS 委員からは助言を受けていない。
- ② バルバドスは、近隣諸国であるフランス、スリナム及びガイアナ（Guyana）と協議を行い、その結果、延長大陸棚の設定は境界画定に影響を及ぼさないことを前提として、この 4 カ国間ではお互いの大陸棚限界延長申請に関し異議を申し立てないことについて合意している。
- ③ トリニダード・トバゴは口上書の中で、バルバドスの申請を CLCS が審査することに関しては異議を申し立てていない。

と、あらためて述べた。

続いて、ゴードン氏（バルバドス国営石油会社シニア・マネジャー）が申請の科学的・技術的側面についてプレゼンテーションを行った。プレゼンテーションの後、質疑応答が行われ、その中で、バルバドス代表団は、申請文書の機密性（confidentiality）については後ほど連絡すると述べた。

プレゼンテーションの後、CLCS 全体委員会は非公開会合を開き、申請の審査の進め方について話し合い、バルバドスの申請を審査する小委員会を現段階では設置しないことを投票により決定した（賛成 11 票、反対 5 票、棄権 2 票）<sup>69</sup>。

---

<sup>66</sup> バルバドスのエグゼクティブ・サマリー及び各国からの口上書は、以下のサイトで閲覧可能。

[http://www.un.org/Depts/los/clcs\\_new/submissions\\_files/submission\\_brb.htm](http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/submission_brb.htm)

<sup>67</sup> バルバドスの西側には、セントビンセント・グレナディーン、セント・ルシア、マルティニーク（フランス領）がある。

<sup>68</sup> バルバドス対トリニダード・トバゴ海域画定仲裁裁判所判決文は、常設仲裁裁判所（PCA）のホームページの中に掲載されている。[http://www.pca-cpa.org/showpage.asp?pag\\_id=1152](http://www.pca-cpa.org/showpage.asp?pag_id=1152)

<sup>69</sup> 第 22 回 CLCS 委員長ステートメント（CLCS/60）、パラ 22～27。第 22 回 CLCS 会合におけるバルバドスの申請の審査については、本事業報告書 4.3.3 を参照。

### 2.2.11 英国の申請（アセンション島）

2008年5月9日、英国は、国連事務総長を通じ CLCS に対して、英国の海外領土である南大西洋上のアセンション島を基点とする大陸棚の限界延長申請を提出した。英国が申請を提出したことは、国連事務総長によって全国連加盟国に通知され、申請のエグゼクティブ・サマリーが公表された。他国からの見解を示す文書は、現在のところ、提出されていない。

英国は、エグゼクティブ・サマリーの中で<sup>70</sup>、この申請はアセンション島の大陸棚のみに関する部分申請である、また、この申請に含まれる大陸棚に関し他国との紛争は存在しないと述べている。さらに、英国は、このアセンション島の他に英国が行う予定の申請に関して述べた口上書を提出している。この口上書において、英国は次のように述べている。

- ① 2009年5月の提出期限より前に、アセンション島の他にもいくつかの部分申請を行う予定である<sup>71</sup>。
- ② 南極に関しては、南極条約及び国連海洋法条約により共有されている原則と目的を想起した上で、また、南極条約に基づく南極の特別な法的・政治的地域を考慮した上で、南極地域の大陸棚 に関し限界延長申請を行うかどうかは、各国に委ねられている。申請する場合、(i) CLCS によって一定期間審査されないが南極地域の申請を行うか<sup>72</sup>、または(ii)南極地域の大陸棚を含まない形で部分申請を行い、後の段階で南極地域の申請を行うかであり、(ii)の場合は国連海洋法条約附属書II第4条及び締約国会合の決定により定められている提出期限があるにもかかわらず、申請することができると考える。
- ③ 以上から、英国が今後行う部分申請には、南極地域の大陸棚に関する申請は含めないが、後の段階で申請を行うことができる<sup>73</sup>。

2008年8月～9月に開催された第22回 CLCS の会期中に、英国の代表のウィルソン氏(英国外務省法律顧問)がプレゼンテーションを行い、申請の内容についての説明を行った。ウィルソン氏は、

- ① CLCS 委員からは助言を受けていない。
- ② アセンション島は、経済活動を営みながら人間が活動し生存してきた長い継続的な歴史に鑑みて、国連海洋法条約第121条にもとづく島としての要件を満たしている。

<sup>70</sup> バルバドスのエグゼクティブ・サマリーは、以下のサイトで閲覧可能。

[http://www.un.org/Depts/los/clcs\\_new/submissions\\_files/submission\\_gbr.htm](http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/submission_gbr.htm)

<sup>71</sup> 英国 BBC の報道によれば、英国は、この他、ハットン・ロココール海域の共同申請についてアイスランド、アイルランド及びデンマークと議論を行っており、フォークランド海域についても検討を行っているという。

[http://news.bbc.co.uk/2/hi/uk\\_news/magazine/7545602.stm](http://news.bbc.co.uk/2/hi/uk_news/magazine/7545602.stm)

<sup>72</sup> この方式で南極地域に関する申請を CLCS に提出したのが、オーストラリアである。(本事業報告書 2.2 (3)「オーストラリアの申請」参照。)

<sup>73</sup> ニューゼalandとフランスも同じ理由で、南極地域に関する申請の権利を留保している。(本事業報告書 2.2 (5)「ニューゼalandの申請」及び 2.2 (17)「フランスの申請」参照。)

- ③ 英国が申請に用いられたデータの一部は CLCS 手続規則附属書 II にもとづき機密情報として取り扱われるべきである。

旨述べた。

プレゼンテーションの後、CLCS 全体委員会は非公開会合を開き、申請の審査の進め方について話し合い、バルバドスの申請と同様、英国の本申請を審査する小委員会を現段階では設置しないことを決定した<sup>74</sup>。

### 2.2.12 インドネシアの申請

2008年6月16日、インドネシアは、国連事務総長を通じ CLCS に対して、大陸棚の限界延長申請を提出した。インドネシアが申請を提出したことは、国連事務総長によって全国連加盟国に通知され、申請のエグゼクティブ・サマリーが公表された。他国からの見解を示す文書は、現在のところ、提出されていない。

インドネシアは、エグゼクティブ・サマリーの中で<sup>75</sup>、この申請はスマトラ島北西部の大陸棚のみについての部分申請であり、他のエリアについては後で提出する予定である、また、この部分申請に含まれる大陸棚に関し他国との紛争は存在しないと述べている。

インドネシアの申請は、2009年3月～4月に開催される第23回大陸棚限界委員会の議題に含まれる予定である。

### 2.2.13 日本の申請

2008年11月12日、日本は、国連事務総長を通じ CLCS に対して、大陸棚の限界延長申請を提出した。日本が申請を提出したことは、国連事務総長によって全国連加盟国に通知され、申請のエグゼクティブ・サマリーが公表された。2009年3月13日現在、米国、中国及び韓国が自国の見解を表明する口上書を国連事務総長に提出している<sup>76</sup>。

---

<sup>74</sup> 第22回 CLCS 委員長ステートメント (CLCS/60)、パラ 28～34。第22回 CLCS 会合における英国の申請の審査については、本事業報告書 4.3.3 を参照。

<sup>75</sup> インドネシアのエグゼクティブ・サマリーは以下のサイトで閲覧可能。

[http://www.un.org/Depts/los/clcs\\_new/submissions\\_files/submission\\_idn.htm](http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/submission_idn.htm)

<sup>76</sup> 日本のエグゼクティブ・サマリー並びに米国、中国及び韓国が提出した口上書は、以下のサイトで閲覧可能。

[http://www.un.org/Depts/los/clcs\\_new/submissions\\_files/submission\\_jpn.htm](http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/submission_jpn.htm)

米国の見解は、①日本が提出したエリア（母島及び南鳥島を基点として延長される部分並びに南硫黄島を基点として延長される部分）と、パハロス島（米国領）を基点として延長される部分とが、潜在的に重複する可能性があることに留意する、②米国は、CLCS の勧告が米国の大陸棚限界延長または日米間の境界画定に影響を及ぼさない限りにおいて、CLCS が日本の申請を審査し、勧告を行うことに異議を申立てない、というものである。

中国の見解は、沖ノ鳥島は利用可能な科学的データにもとづくと、国連海洋法条約 (UNCLOS) 第121条3に言うところの岩であるので、日本の申請に沖ノ鳥島という岩が含まれているのは UNCLOS と合致しておらず、沖ノ鳥島という岩を基点とした EEZ 及び大陸棚は設定しえないし、まして大陸棚延長を行う権利はない、したがって沖ノ鳥島という岩を基点とした延長大陸棚部分について勧告することは CLCS の任務の範囲内ではなく、CLCS は当該部分についていかなる行動もとらないよう要求する、と

日本は、エグゼクティブ・サマリーの中で、以下の点を述べている。

- ① この申請は本州の南方及び南東の7つの海域（九州－パラオ海嶺南部海域、南硫黄島海域、南鳥島海域、茂木海山海域、小笠原海台海域、沖大東海嶺南方海域、四国海盆海域）に関するものである。
- ② この申請に含まれる大陸棚に関し他国との紛争は存在しないが、母島及び南鳥島を基点とする海域並びに南硫黄島を基点とする海域には、米国が大陸棚限界延長をする場合、潜在的な重複が存在するので、両国の協議の対象である。日本の CLCS への申請と、これに対する CLCS の審査及び勧告は、日米間の 200 海里を超える大陸棚の境界画定の問題に影響を与えるものではない。米国政府は、この境界画定に影響を与えることなく、CLCS が日本の申請を審査し勧告を行うことについて異議を提起しないということを、日本政府に対して示している。
- ③ また、沖ノ鳥島を基点とする海域には、パラオが大陸棚限界延長をする場合、潜在的な重複が存在するので、両国の協議の対象である。日本の CLCS への申請と、これに対する CLCS の審査及び勧告は、日本とパラオとの間の 200 海里を超える大陸棚の境界画定の問題に影響を与えるものではない。パラオ政府は、この境界画定に影響を与えることなく、CLCS が日本の申請を審査し勧告を行うことについて異議を提起しないということを、日本政府に対して示している。

日本の申請は、2009年3月～4月に開催される第23回 CLCS 会合の議題に含まれる予定である。この第23回 CLCS 会合において、日本は申請内容についてのプレゼンテーションを行う予定であるが、現在4つの小委員会（イギリス・フランス・スペイン・アイルランド共同申請、ノルウェー、フランス、メキシコの各申請）が活動中であることから、その後、小委員会が設置されるまでには、ある程度の時間を要することが予想される<sup>77</sup>。

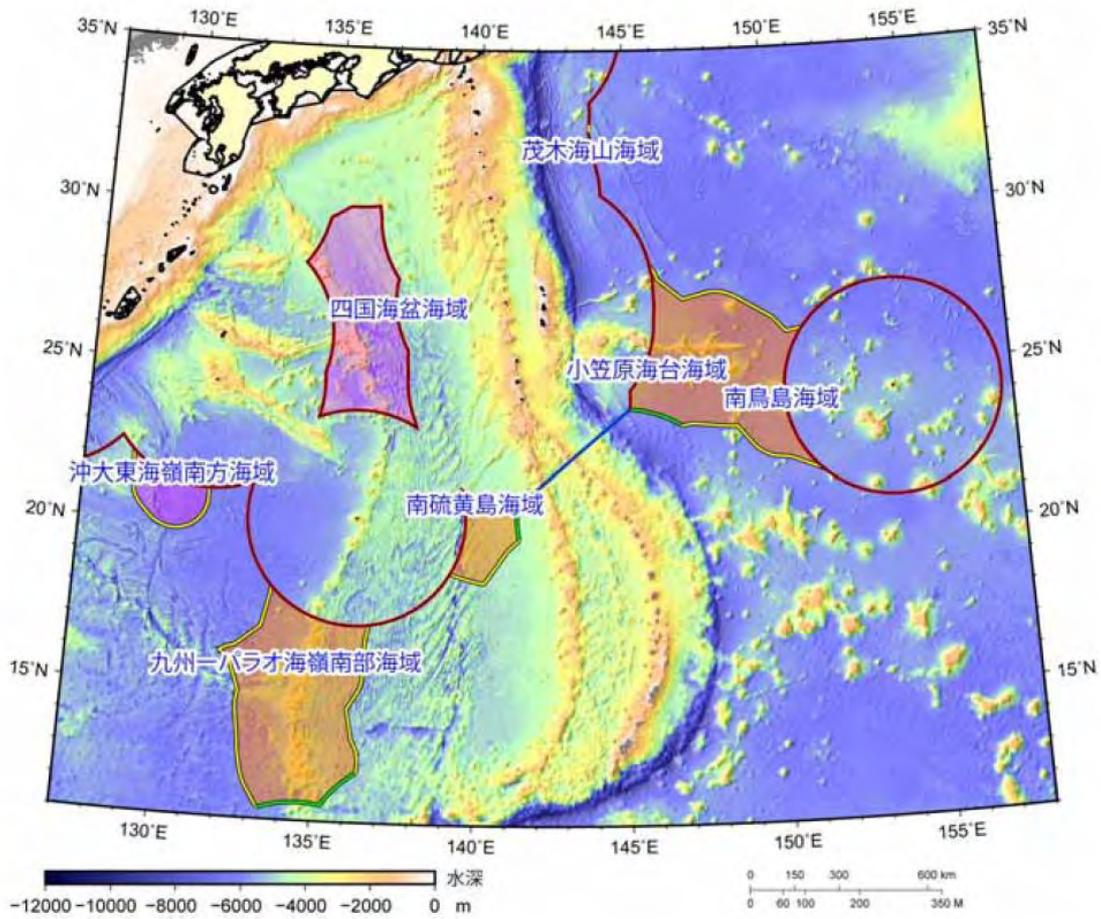
日本が申請した7つの海域を次図に示す。

---

いうものである。

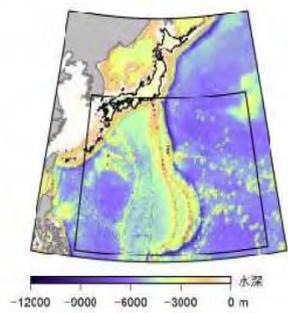
韓国の見解は、沖ノ鳥島は UNCLOS 第 121 条 3 項に規定されている岩であり、大陸棚延長を行うことができない、沖ノ鳥島の大陸棚限界設定に伴う法的地位は科学的または技術的事項ではなく、第 121 条の解釈及び適用という事項であり、これは CLCS の権限の範囲外であるので、CLCS が日本の申請に関して行動をとる際、沖ノ鳥島に関する部分を除外するよう要請する、というものである。

<sup>77</sup> 谷伸「日本の大陸棚の延長申請について」、Ship & Ocean Newsletter, No.206, 5 March 2009 参照



○地図の凡例

- 日本の領海基線から 200 海里の線
- 他国の領海基線から 200 海里の線
- 日本の領海基線と他国の領海基線からの等距離中間線
- 大陸棚の限界
- 日本の領海基線
- 日本の領海基線から 200 海里を超える大陸棚の範囲  
(相対国の大陸棚と重複する可能性のないもの)
- 日本の領海基線から 200 海里を超える大陸棚の範囲  
(相対国の大陸棚と重複する可能性のあるもの)
- 日本の領土



日本が申請を行った 7 つの海域

出典：総合海洋政策本部会合（2008 年 10 月 31 日開催）における配付資料  
 参考1 「大陸棚の限界に関する委員会」に提出する大陸棚の限界（案）の概要 に掲載の「図1：大陸棚の限界」  
 （下記の首相官邸ホームページのサイトに掲載）

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaivou/dai4/sankou1.pdf>

## **【参考】 日本が申請を提出するまでの大陸棚調査・準備体制について**

日本は、国連海洋法条約（UNCLOS）に署名した 1983 年より、大陸棚限界延長申請を見越して、海上保安庁海洋情報部が測量船を使用し、日本周辺海域において海底地形・地質構造・地磁気・重力等の大陸棚の調査を積極的に行ってきた<sup>78</sup>。

日本は、1996 年に UNCLOS を締結し、締約国となった。その後、大陸棚限界委員会への申請準備を政府一体となって進め、内閣に設置された「大陸棚調査・海洋資源等に関する関係省庁連絡会議」<sup>79</sup>において、2004 年 8 月に「大陸棚画定に向けた基本方針」<sup>80</sup>が策定され、この基本方針に基づき、内閣官房の総合調整の下、関係省庁が連携して大陸棚調査を実施した。大陸棚調査にはいくつかの種類があり、それぞれ以下のような分担で行われた。

- ① 海上保安庁：精密海底地形調査と地殻構造探査
- ② 文部科学省：地殻構造探査（実施者は、海洋研究開発機構（JAMSTEC））
- ③ 経済産業省：基盤岩採取（実施者は、石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC）及び産業技術総合研究所（AIST））

2007 年 7 月 20 日に海洋基本法<sup>81</sup>が施行されたが、この海洋基本法においても、大陸棚は排他的経済水域と共に、その開発、利用及び保全のために必要な措置を講じることが規定されている。海洋基本法にもとづき 2008 年 3 月に策定された海洋基本計画<sup>82</sup>においても、政府が計画的かつ総合的にとるべき海洋施策の一つとして、大陸棚限界延長があげられている。

なお、上述の「大陸棚調査・海洋資源等に関する関係省庁連絡会議」は、海洋基本法の施行に伴い、総合海洋政策本部の下に設置された幹事会（各省庁局長級）にその機能が引き継がれた。

2008 年 10 月 31 日、麻生太郎内閣総理大臣を本部長とする総合海洋政策本部の会合が開催され、大陸棚限界委員会に申請する延長大陸棚の範囲が決定された。申請する総面積は、約 74 万平方キロメートルで、日本の国土面積の約 2 倍にあたる。この総合海洋政策本部会合決定を受け、日本の申請が大陸棚限界委員会に提出された。

---

<sup>78</sup> 海上保安庁海洋情報部ウェブサイトの「海の基本図」のページを参照。

[http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAIYO/kihonzu/about\\_kihonzu.htm](http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAIYO/kihonzu/about_kihonzu.htm)

<sup>79</sup> 2004 年 8 月 4 日、内閣に、大陸棚調査の推進、国連に対する連絡調整等、UNCLOS に基づき 200 海里を超えて認められる大陸棚の画定及び排他的経済水域の画定に必要な措置並びに海洋資源等に関する施策について、関係省庁間の緊密な連携を図り、これを着実に推進するため、内閣官房副長官を議長とする「大陸棚調査・海洋資源等に関する関係省庁連絡会議」が設置された。

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/tairikudana/renrakukaigi.html>

<sup>80</sup> 2004 年 8 月 6 日、大陸棚調査・海洋資源等に関する関係省庁連絡会議が、大陸棚調査に関する今後の取組の方針、スケジュール等からなる大陸棚画定に向けた基本方針を定めた。

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/tairikudana/kettei.html>

<sup>81</sup> わが国の海洋政策の新たな制度的枠組みの必要性が認識され、海洋基本法が成立した。同法の概要及び条文については、首相官邸ホームページ上にある総合海洋政策本部のサイトに掲載されている。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/index.html>

<sup>82</sup> 海洋基本計画の概要及び全文も、上記の総合海洋政策本部ホームページに掲載されている。

#### 2.2.14 モーリシャス及びセイシエルの共同申請

2008年12月1日、モーリシャス及びセイシエルは、国連事務総長を通じ CLCS に対して共同申請を提出した。この2カ国が共同申請を提出したことは、国連事務総長によって全国連加盟国に通知され、申請のエグゼクティブ・サマリーが公表された。他国からの見解を示す文書は、現在のところ、提出されていない。

2カ国は、エグゼクティブ・サマリーの中で<sup>83</sup>、以下のように述べている。

- ① この申請は、2カ国による共同申請であると同時に、マスカレン海台 (Mascarene Plateau) 海域に関する部分申請であり、この他の海域についてはモーリシャス、セイシエルがそれぞれ個別に、後の段階において申請を提出する予定である。
- ② この申請の準備に際して、CLCS の現委員であるロゼット委員 (セイシエル出身)、ブレッケ委員 (ノルウェー出身)、ガロ・カレラ委員 (メキシコ出身) より、また、過去に CLCS 委員であったチャン・チム・ユク氏 (モーリシャス出身) 及びヒンツ氏 (ドイツ出身) より支援を受けた。

モーリシャス及びセイシエルの共同申請は、2009年3月～4月に開催される第23回 CLCS 会合の議題に含まれる予定である。

#### 2.2.15 スリナムの申請

2008年12月5日、スリナムは、国連事務総長を通じ CLCS に対して申請を提出した。スリナムが申請を提出したことは、国連事務総長によって全国連加盟国に通知され、申請のエグゼクティブ・サマリーが公表された。フランスが自国の見解を示す口上書を提出している<sup>84</sup>。

スリナムは、エグゼクティブ・サマリーの中で、近隣諸国の立場に関して、次のように述べている<sup>85</sup>。

- ① スリナムの東側に隣接するフランス (フランス領ギアナ) と協議した結果、フランスはスリナムの申請に対して異議を申立てないことにつき合意している。
- ② 西側に隣接するガイアナとスリナムとの間の 200 海里までの排他的経済水域間の境界画定は行われており、200 海里を超える部分については行われていないが、ガイアナと協議を行った結果、今回の申請について異議を申立てないことにつきガイアナより合意を得られた。
- ③ 西側に位置するバルバドス、トリニダード・トバゴ及びベネズエラとも協議を行い、いずれの国よりも、異議を申立てないことにつき合意を得られた。
- ④ したがって、スリナムの申請に関して紛争は存在しない。

<sup>83</sup> モーリシャス・セイシエル共同申請のエグゼクティブ・サマリーは以下のサイトで閲覧可能。  
[http://www.un.org/Depts/los/clcs\\_new/submissions\\_files/submission\\_musc.htm](http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/submission_musc.htm)

<sup>84</sup> スリナムのエグゼクティブ・サマリー及びフランスの口上書は以下のサイトで閲覧可能。  
[http://www.un.org/Depts/los/clcs\\_new/submissions\\_files/submission\\_sur.htm](http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/submission_sur.htm)

<sup>85</sup> これに対し、フランスは口上書で、CLCS の勧告がフランス・スリナム間の境界画定に影響を及ぼさない限り、CLCS がスリナムの申請を審査し勧告を行うことに異議を申立てない旨述べている。

また、申請海域については、スリナム・ガイアナ海盆及びデメララ海台における大陸縁辺部に沿って大陸斜面脚部を設定し、そこから延長大陸棚を設定したと述べている。

エグゼクティブ・サマリーでは、現在の CLCS 委員からは助言を受けておらず、第 1 期 CLCS 委員を務めたヒンツ氏（ドイツ出身）より助言を得たと記してある。なお、昨年度の本事業において大陸棚セミナーで招聘したエルフェリンク博士が所属しているユトレヒト大学のオランダ海洋法研究所（Netherlands Institute for the law of the Sea）も申請準備に際して、スリナムに助言を与えた機関の一つとして、エグゼクティブ・サマリーの中に明記されている<sup>86</sup>。その他、米国の国境画定及び地図製作に関するコンサルティング会社である Sovereign Geographic, Inc.<sup>87</sup>からも申請準備に際して、助言を得た旨記されている。

スリナムの申請は、2009 年 8 月～9 月に開催される第 24 回 CLCS 会合の議題に含まれる予定である。

### 2.2.16 ミャンマーの申請

2008 年 12 月 16 日、ミャンマーは、国連事務総長を通じ CLCS に対して申請を提出した。ミャンマーが申請を提出したことは、国連事務総長によって全国連加盟国に通知され、申請のエグゼクティブ・サマリーが公表された。これに対して、スリランカが自国の見解を示す口上書を国連事務総長に提出している<sup>88</sup>。

---

<sup>86</sup> 同研究所の活動内容の一つに、各国への海洋法分野における支援が挙げられており、スリナムの申請への助言もこれに沿って行われたものと思われる。（同研究所の下記サイトを参照。）

<http://www.uu.nl/NL/faculteiten/rebo/organisatie/departementen/departementrechtsgeleerdheid/organisatie/institutenenentra/NetherlandsInstitutefortheLawoftheSea/nilosconsultancy/Pages/default.aspx>

<sup>87</sup> Sovereign Geographic, Inc. の下記ウェブサイトには、各国政府や国際公法関係者、石油ガス会社を対象として、国境画定交渉や国家間訴訟に際して助言を与えることをサービスとして提供している旨記されている。

<http://www.sovereigngeographic.com/services.html>

<sup>88</sup> スリランカは、提出した口上書において以下の点を述べている。

- ① ミャンマーが提出したエグゼクティブ・サマリーは、第三次国連海洋法会議最終議定書附属書 II に組み込まれている大陸縁辺部の外縁を設定するのに用いられる特定の方法に関する了解声明（Statement of Understanding）に依拠していることに、スリランカは留意する。
- ② ミャンマーのエグゼクティブ・サマリーの内容は、この了解声明についてのミャンマーの解釈と適用について、スリランカが判断を行うことを可能なものとしていないことにスリランカは留意する。このことをもって、了解声明の下で、ミャンマーの申請にスリランカが同意を与えたとか、黙認したと解釈されてはならない。
- ③ この了解声明で言及されている「国家（State）」とはスリランカである、ということを述べておきたい。
- ④ したがって、スリランカは、ミャンマーの申請提出と、CLCS による審査が、この了解声明にもとづくスリランカの将来の申請提出に影響を及ぼすものではない、と理解した上で、ミャンマーの申請提出に同意を与える。また、ミャンマーが主張するエリアについて、スリランカの利益を害する勧告を行わないよう CLCS に要求する。また、CLCS の審査が、ミャンマーが主張するエリアにおける近隣諸国間の大陸棚境界画定に影響を及ぼしてはならない。

なお、この了解声明については、本事業報告書 2.1.2 (3) を参照のこと。

ミャンマーは、エグゼクティブ・サマリーの中で<sup>89</sup>、次のように述べている。

- ① この申請は、ベンガル湾におけるラカイン (Rakhine) 大陸縁辺部を基にして 200 海里を超える大陸棚の延長に関するものである。
- ② この申請の準備に際して、現 CLCS 委員であるラジャン氏 (インド出身) から助言をもらった。また、インド国立南極海洋研究センター及びインド国立地球物理学研究所から助言をもらい、コンサルタントとして前 CLCS 委員のタクール氏から支援してもらった。
- ③ 隣国との関係に関し、インドとは 1986 年にベンガル湾及びアンダマン海に関する海洋境界画定条約を締結しており、バングラデシュとは第 76 条 10 にもとづき、海洋境界画定に関する交渉を行っており、今回のミャンマーの延長申請は将来の境界画定に影響を及ぼすものではない。

ミャンマーの申請は、2009 年 8 月～9 月に開催される第 24 回 CLCS 会合の議題に含まれる予定である。

#### 2.2.17 フランスの申請 (フランス領アンティル及びケルゲレン諸島)

2009 年 2 月 5 日、フランスは、国連事務総長を通じ CLCS に対して申請を提出した。フランスが申請を提出したことは、国連事務総長によって全国連加盟国に通知され、申請のエグゼクティブ・サマリーが公表された<sup>90</sup>。他国からの見解を示す文書は、現在のところ、提出されていない。フランス単独での申請は、2007 年のニューカレドニア及びフランス領ギアナに関する申請に続き、これで 2 件目となる。

フランスはエグゼクティブ・サマリーの中で、次のように述べている。

- ① この申請は部分申請であり、フランスの他の大陸棚に関しては後の段階で提出する予定である。
- ② アンティルの申請部分はカリブ海の沈み込み帯 (subduction zone) の縁辺部に位置しており、この部分に関しては、バルバドスの大陸棚と重複する可能性があるが、バルバドスとの合意があるので、今回のフランスの申請を CLCS が審査することは妨げられない。
- ③ ケルゲレンに関しては、いずれの国との紛争の主題ともなっていない。

また、フランスは、申請文書と共に提出した口上書において以下の点を述べている。

- ① 南極条約により与えられた南極の特別な法的及び政治的地位を考慮し、フランスは、南極に隣接するエリアの大陸棚の限界が設定されていないことに留意する。これまで

---

<sup>89</sup> ミャンマーのエグゼクティブ・サマリーは次のサイトで閲覧可能。

[http://www.un.org/Depts/los/clcs\\_new/submissions\\_files/submission\\_mmr.htm](http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/submission_mmr.htm)

<sup>90</sup> フランスのエグゼクティブ・サマリーは次のサイトで閲覧可能。

[http://www.un.org/Depts/los/clcs\\_new/submissions\\_files/submission\\_fra1.htm](http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/submission_fra1.htm)

関係国は、CLCS が審査しないが南極地域の情報を提出するか<sup>91</sup>、または、南極地域を除く部分申請を行い、南極地域については UNCLOS 附属書 II 第 4 条及び締約国会合の決定にもかかわらず後の段階で申請できる<sup>92</sup>、とのいずれかの立場をとっている。

- ② フランスは今回、CLCS の規則に従い、南極に隣接するエリアの大陸棚を含まない部分申請を提出する。当該エリアについては、後の段階で提出されうる。

今回のフランス領アンティル及びケルゲレン諸島に関するフランスの申請は、2009 年 8 月～9 月に開催される第 24 回 CLCS 会合の議題に含まれる予定である。

---

<sup>91</sup> この立場をとって、南極エリアに関する情報を含めて申請を提出したのがオーストラリアである。(本事業報告書 2.2 (3)「オーストラリアの申請」参照。)

<sup>92</sup> この立場をとっているのが、ニュージーランド及び英国である。(本事業報告書 2.2 (5)「ニュージーランドの申請」及び 2.2 (11)「英国の申請 (アセンション島)」参照。)

### 3. 講演会「国連海洋法条約にもとづく大陸棚限界延長 - ニュージーランドの申請の経験から -」の開催

1994年に発効した国連海洋法条約（以下、UNCLOS）第76条によれば、大陸縁辺部の外縁が200海里を超えて延びている場合には、大陸棚を延長することができることと定められているが、そのためには大陸棚限界委員会（以下、CLCS）に科学的データを添えて申請する必要がある。これまでに各国から申請が提出されており、CLCSがどのような勧告を行っているのか、その動向が注目されている。

ニュージーランド地質・核科学研究所海洋探査部長であるレイ・ウッド氏（Mr. Ray Wood）は、ニュージーランドの大陸棚延長申請プロジェクトに長年参加し、申請準備に携わっており、また、ニュージーランド代表団の一員として、CLCSの審査にも出席している。ウッド氏が日本に立ち寄られる機会を利用して、同氏の大陸棚限界延長に関する豊富な経験についてお話をいただくこととして、公開講演会を開催した。

また、公開講演会の後、我が国の大陸棚調査関係者を対象とした非公開講演会を開催し、実際のCLCSの審査の段取り等について、より詳細な議論を行うことができた。

#### 3.1 講演会の開催概要

##### (1) 公開講演会

日 時：平成20年7月25日（金） 14:30～16:30

場 所：東京都港区虎ノ門 1-15-16 海洋船舶ビル 10階ホール

テーマ：「国連海洋法条約にもとづく大陸棚限界延長 - ニュージーランドの申請の経験から -」

講 師：レイ・ウッド氏（ニュージーランド地質・核科学研究所海洋探査部長）

主 催：海洋政策研究財団

助 成：日本財団

言 語：英語（逐次通訳）

参加者：75名

##### (2) 非公開講演会

日 時：平成20年7月25日（金） 16:45～19:00

場 所：東京都港区虎ノ門 1-15-16 海洋船舶ビル 10階会議室

参加者：20名

## 3.2 公開講演の概要<sup>93</sup>

### (1) ニュージーランドの申請提出までの過程

ニュージーランドは 1996 年に国連海洋法条約を批准した後すぐに、CLCS に対して 200 海里を超える大陸棚の延長に必要な科学的データを提出するためのプロジェクトを開始した。まず、既存のデータをレビューするためのデスクトップ・スタディ（机上検討）を行い、申請提出のために、どの海域を重点的に調査する必要があるかを検討した。その結果に基づいて、海域調査を実施し、すべての調査を 2002 年までに完了した。その後、4 年間かけて、調査データの解析を行い、提出するための申請文書を作成した。並行して、オーストラリアとの海洋境界画定の交渉を行った。

このような過程を経て申請文書を完成し、2006 年 4 月に CLCS に申請文書を提出し、同年 8 月より CLCS での審査が開始された。

2008 年 8 月に CLCS 全体委員会で勧告が採択されれば、プロジェクトの開始から勧告を得られるまでに、12 年と半年の期間がかかったことになる<sup>94</sup>。

### (2) 申請文書の内容

申請文書は、エグゼクティブ・サマリー、主文書、補足データという 3 つの部分から構成される。このうち、エグゼクティブ・サマリーだけが公開される文書であり、CLCS のウェブサイトに掲載されている<sup>95</sup>。エグゼクティブ・サマリーには、ニュージーランドが延長申請を行った 4 つの海域についての概要の説明が記載されている。

### (3) 申請提出に向けてのニュージーランドの準備体制

申請を成功させるために、ニュージーランドは、科学者、外交官、法律家、行政官の間で緊密な協力を行った。

また、大陸棚延長申請に関するニュージーランドの基本的な考え方をより良く理解してもらうために、関連する国際会議に出席して発表したり、小冊子（ブックレット）の出版を行ったりした。

ニュージーランド大陸棚プロジェクトのウェブサイト<sup>96</sup>において、ニュージーランドの大陸棚限界延長の考え方を包括的に紹介しており、小冊子もオンラインで見ることができる。

---

<sup>93</sup> 講演に際して配布された資料については、本事業報告書 附録 6 に掲載した。

<sup>94</sup> 2008 年 8 月に開催された第 22 回 CLCS 会合でニュージーランドの申請に対する勧告が発出されている。詳細は、本事業報告書 2.2.5 「ニュージーランドの申請」の項参照。

<sup>95</sup> [http://www.un.org/Depts/los/clcs\\_new/submissions\\_files/submission\\_nzl.htm](http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/submission_nzl.htm)

<sup>96</sup> <http://www.unclosnz.org.nz/>

#### (4) 大陸棚限界延長の規定

大陸棚限界延長について規定している国連海洋法条約第 76 条は、海底を陸塊 (landmass) につながるものと、深海底に属するものに分類している。陸塊の外縁の設定の仕方については、第 76 条 4 項が規定している。また、第 76 条 5 項は、350 海里まで、または、2,500 メートル等深線から 100 海里までのいずれか遠い方を大陸棚の限度であると定めている。実際の海底地形の状況に応じて、どちらのフォーミュラを用いるかは異なってくる。このようにして得られる点を、第 76 条 7 項に従って、60 海里を超えない長さの直線で結ぶと、最終的な外縁線が得られる。

このように、第 76 条の考え方はシンプルであるが、実際の海底地形は複雑であり、当てはめるには多くの困難が伴う。ニュージーランドがどのように第 76 条の規定を実際の海底地形に当てはめていったか、その例を以下に紹介する。

#### (5) ニュージーランドの大陸棚限界延長のための調査

まずデスクトップ・スタディを行い、200 海里を超えて延長できる可能性のある海域を 4 つ (北部、東部、西部、南部) に分け、それぞれの海域で、延長申請のために更なる詳細な調査が必要な箇所を抽出し、350 日間の調査計画をたて、実施した。マルチ・チャンネルによる音波探査、マルチビームによる精密海底地形調査、地磁気異常に関するデータ収集、岩石サンプリング等を行った。

特に複雑な海底地形を有している、チャタム・ライズ、ボロン海山及びレゾリューション海嶺の 3 つの海域については、マルチビームによる精密海底地形調査を行った。その結果、レゾリューション海嶺については、ニュージーランドの大陸縁辺部とつながっていないことが明らかとなった。したがって、必ずしもすべての調査が、大陸棚限界延長という目的にとって、成功した結果をもたらしたわけではない。

#### (6) 第 76 条の文言の曖昧性

調査が終了した後、データの解析を行い、申請文書を作成して、CLCS に提出したわけだが、その過程で、ニュージーランドは、第 76 条の規定のあいまいさに直面した。具体的には、

- ① 陸塊がどこまで延びているのか
- ② 反証を用いることの難しさ
- ③ 海洋海嶺、海底海嶺、海底の高まりという概念を用いることの難しさ
- ④ 複雑な海底地形においては、2,500 メートル等深線が複数存在するので、どの 2,500 メートル等深線を用いるのか
- ⑤ 堆積岩の厚さの測り方

といった点である。

日本やニュージーランドのような複雑な海底地形を有する国の場合、これらの点をど

のように扱うかが申請に際して難しい問題である。

#### (7) ニュージーランドの海底地形の複雑さ

なぜ、ニュージーランドの周りの海底地形は非常に複雑なのか。それは、ニュージーランドの国土が、プレート境界、すなわち、太平洋プレートとオーストラリアプレートの間にもたがって存在しているからである。以下、具体例を挙げて説明する。

第一の例として、北部海域のスリーキングス海嶺から、南フィジー海盆にかけての海底地形を挙げる。ここには、いくつかの海山があり、大陸斜面脚部（*foot of the continental slope*）の候補となる箇所がいくつもある。このような場合にどうやって大陸斜面脚部を決定するかというと、地球物理学的データや音波探査記録など様々なデータを検討し、ニュージーランドの陸塊につながっている地殻と、海洋性地殻との境目を見つけ出し、そこを大陸斜面脚部とした。

第二の例として、東部海域のチャタム・ライズから、ヒ克蘭ギ海台を経て、南西太平洋海盆につながっている海底地形を挙げる。ここも、大陸斜面脚部の候補となる箇所が複数あるが、我々はまず地質学的データを用いて、ヒ克蘭ギ海台全体が一つの大きな火山帯（*igneous zone*）であることを示し、次にニュージーランド周辺の海底の成り立ち（テクトニクス・セッティング）を説明して、ヒ克蘭ギ海台が約1億年前にニュージーランドに付加したものであるということを示し、ニュージーランドの陸塊につながっていることを証明した。さらに、音波探査データと地磁気異常データも用いて、大陸斜面脚部の決定を行った。

このような説明を、CLCSでの審査において行った。まもなく、CLCSから最終的な勧告が得られる見通しである。

#### (8) まとめ

大陸棚限界延長申請は、200海里を超える自国周辺の海底に対する主権的権利を得るためのものであり、未来に対する投資という意味がある。この投資は、経済的及び社会的な繁栄にとって重要なものである。

### 3.3 非公開講演会

公開講演会の後、我が国の大陸棚調査関係者を対象とした非公開講演会を実施した。非公開講演会では、レイ・ウッド氏の他、ニュージーランドの大陸棚申請代表団の法律顧問を務めているエラナ・ゲディス氏も講演を行い、ニュージーランドの申請が、実際にCLCSにおいてどのような手続を経て審査されたか、具体的な経験談を交えた話を聞くことができた。講演後、参加者からは多くの質問があり、活発な議論が行われた。

### 3.4 成果

公開講演会では、ニュージーランドの大陸棚限界延長のための申請提出の準備過程や申請に際して苦労した点を具体的な海域を例に挙げて聞くことができ、非常に有益な内容であった。講演後は、聴衆からの質問が活発に行われ、大陸棚限界延長への理解を深める機会となった。また、公開講演会の概要については、当財団ホームページにおいて日本語と英語で公開しており<sup>97</sup>、成果公開を積極的に行っている。

非公開講演会では、CLCS での審査の実際の段取り等について詳しい話を聞くことができ、我が国の大陸棚調査関係者にとって非常に参考となる内容であった。特に、プレート境界上にあるという我が国と共通の地球物理学的特徴を有するニュージーランドの経験は、我が国の申請準備に際して多くの示唆を与えるものであり、有益であった。



開会挨拶



レイ・ウッド氏



レイ・ウッド氏 公開講演会



<sup>97</sup> 日本語 [http://www.sof.or.jp/jp/topics/08\\_10.php](http://www.sof.or.jp/jp/topics/08_10.php)  
英語 [http://www.sof.or.jp/en/topics/08\\_05.php](http://www.sof.or.jp/en/topics/08_05.php)

## 4. 海外調査の概要

### 4.1 第 21 回大陸棚限界委員会に関する情報収集

#### 4.1.1 目的

2008 年 3 月 17 日（月）から 4 月 18 日（金）まで 5 週間に渡って開催された大陸棚限界委員会（CLCS）第 19 回会合の機会を捉え、CLCS 委員、CLCS の事務局を務める国連海事海洋法課（Division for Ocean Affairs on the Law of the Sea: DOALOS）関係者及び各国の大陸棚限界延長申請の担当者から情報収集を行うと共に、意見交換を行うことを目的とした。

本会合では、第 19 回会合（2007 年 3 月～4 月開催）から継続して全体委員会で検討されてきたオーストラリアの申請に対する勧告が採択された。また、ニュージーランドの申請に対する勧告案が小委員会から全体委員会に提出された。その他、アイルランド、フランス、スペイン及び英国の共同申請及びノルウェーの申請の審査が小委員会で継続された。第 20 回会合（2007 年 8 月～9 月開催）の全体委員会でプレゼンテーションを行い、小委員会が設置されたフランスの申請についても審査が開始された。

2007 年 12 月に新たに提出されたメキシコの申請は、全体委員会においてメキシコ代表团によりプレゼンテーションが行われ、小委員会が設置された。

#### 4.1.2 調査期間等

##### (1) 会議名

第 21 回大陸棚限界委員会(The twenty first session of the Commission on the Limits of the Continental Shelf)

##### (2) 開催日および開催場所

2008 年 3 月 17 日（月）～4 月 18 日（金）

米国ニューヨーク市 国際連合本部

##### (3) 行程

3 月 26 日（水） 成田 11:00 発 NH010 ニューヨーク 10:30 着

3 月 27 日（木）

↓

第 21 回 CLCS に関する情報収集および関係者との意見交換

4 月 11 日（金）

4 月 12 日（土） ニューヨーク 12:30 発 NH009

4 月 13 日（日） 成田 15:25 着

#### 4.1.3 概要

##### (1) オーストラリアの申請

2004 年 11 月 15 日に提出されたオーストラリアの申請について、委員会は第 19 回会

合において委員に審査する時間を設けるため、小委員会が作成した勧告案の採択を第 20 回会合に延期した。第 20 回会合においても、委員会はいくつかの重要な事項について協議が進行中であることから、勧告案の採択を第 21 回会合に延期した。

本会合において、委員会は勧告と懸案事項について検討を継続した。いくつかの修正案が提案され、委員会はそのうちのいくつかを勧告文に盛り込むことを決定した。委員会は、海域ごとに勧告内容の検討を行い、全会一致による勧告の採択に向けた努力をしたが、結局、投票により決定することとなった。

委員会は、2008 年 4 月 9 日にオーストラリアの申請に対する勧告を、賛成 14 票、反対 3 票、棄権 1 票で採択した。国連海洋法条約附属書Ⅱ第 6 条 3 項<sup>98</sup>に従って、勧告は沿岸国及び国連事務総長に書面によって提出された。

## (2) ニュージーランドの申請

2006 年 4 月 19 日に提出されたニュージーランドの申請を審査するため、第 20 回継続会合中（2008 年 1 月 21 日～2 月 1 日）の 1 月 21 日から 25 日にかけて小委員会が開催された。その段階での全ての懸案事項について審議した結果が、2008 年 1 月 25 日付けの予備的考察(preliminary considerations)としてニュージーランドに伝えられた。3 月 13 日にニュージーランドは予備的考察に回答した。3 月 24 日に小委員会は作業を再開し、ニュージーランド代表团と 1 回会合を持った。その後、小委員会は勧告案を取りまとめ、3 月 28 日にニュージーランド代表团にその要旨についてプレゼンテーションを行った。

4 月 3 日に小委員会は勧告案を全体委員会へ提出し、ニュージーランドが申請した 4 海域について、また詳細な分析が求められた特定の問題や海域についてプレゼンテーションを行った。

4 月 3 日にニュージーランド代表团の要請で、代表团と全体委員会の間で会合が開かれた。ニュージーランド代表团のボヘメン団長は、小委員会と代表团の間で効率的かつ建設的なやり取りが行われたことを強調した。また代表团は、小委員会の見解に応えるかたちで修正を行い、その結果、小委員会と代表团の間で見解の相違はないことを述べた。

また、海洋境界問題に関して、ボヘメン団長は、申請に含まれる北部海域には、フィジーとトンガとの間で境界の設定が必要な大陸棚が含まれていることを委員会に報告した。この境界問題に関して、申請の審査期間中に大きな進展がなかったとしても、申請及びそれに対するいかなる勧告も、境界画定や、将来これらの国が申請する権利に影響を及ぼさないとする基本的な考え方で、委員会が申請の審査を行うことに反対を表明する国はないと述べた。ボヘメン団長は、ニュージーランドの申請はこの考えに基づい

<sup>98</sup> 国連海洋法条約附属書Ⅱ第 6 条 3 項

委員会の勧告は、要請を行った沿岸国及び国際連合事務総長に対し書面によって提出する。

て作成されていることを確認した。また、ニュージーランドの申請に関して、ニュージーランド政府とフィジー政府及びトンガ政府<sup>99</sup>との間で進展があり、両国は委員会が勧告を発出することに反対しないことを確認したと付け加えた。更に、フランス領ニューカレドニアとの大陸棚の境界画定の必要性にも言及し、この点に関しても、ニュージーランドの申請は、将来のいかなる境界画定にも影響を与えないことを確認している。

引き続き、国立水圏・地圏研究所のライト首席科学官兼国立沿岸・海洋センター長がニュージーランドによる申請の重要な要素について概説し、ニュージーランドの大陸縁辺部の特徴について情報を提供した。

委員会は、CLCS 手続規則第 53 条により、小委員会から提出された勧告案の検討を第 22 回会合に延期することを決定した。

### (3) フランス、アイルランド、スペイン及び英国による共同申請の審査

2006 年 5 月 19 日に提出された 4 カ国共同申請における小委員会での審査は、第 20 回継続会合中の 2008 年 1 月 21 日から 23 日にかけて、ニューヨークで行われた。小委員会は 1 月 22 日に 4 カ国代表団と会合をもち、4 カ国代表団は、第 20 回会合に関する委員長報告のパラ 27 及び 28<sup>100</sup>の共同申請に係わる委員会決定「共同申請において提出される延長大陸棚は、単独申請において延長可能な海域面積の合計を超えてはならない。したがって、共同申請においても、それぞれの沿岸国が外縁を設定する必要がある」について、プレゼンテーションを行い、意見交換を行った。

その後、4 カ国代表団は、2008 年 2 月 1 日付書簡で、共同申請に関する委員会決定による影響について、全体委員会においてプレゼンテーションを行うことを要請した。それに応じて、委員会は 4 月 10 日に 4 カ国代表団を招いた。4 カ国を代表してウィルソン氏がプレゼンテーションを行い、委員会の決定に係わる 4 カ国の懸念を述べた。その後、委員会はプレゼンテーションにおいて説明された問題について検討を非公開で進めた。

また、4 月 10 日のプレゼンテーションを受けて、小委員会は、4 月 14 日に 4 カ国代表団と会合をもった。小委員会は、共同申請に含まれている科学的・技術的データと情

---

<sup>99</sup> トンガは、2008 年 4 月 8 日付の口上書を事務局を通して委員会へ提出している。口上書は、DOALOS が管理している委員会のウェブサイトに掲載されている。

<sup>100</sup> 27. In accordance with annex I of its rules of procedure, the Commission deliberated on those matters and concluded that the choice of two or more States to avail themselves of a joint submission in cases of a dispute between States with opposite or adjacent coasts or in other cases of unresolved land or maritime disputes, is procedural in nature and, as such, does not alter the substance of the rights granted them by article 76 of the Convention.

28. Accordingly, the total area of continental shelf resulting from the outer limits of the continental shelf proposed in a joint submission cannot be larger than the sum of the individual areas of continental shelf resulting from the outer limits of the continental shelf that each of the States would have proposed if they had made separate submissions. In other words, in any joint submission, each coastal State has to establish its own set of criteria for the feet of the continental slope, applied formulas, constraints and respective outer limits.

報の分析から得られた見解について、4カ国代表団にプレゼンテーションを行った。これらの見解は、国連海洋法条約第76条及び委員会の科学的・技術的ガイドラインに基づいて、策定されている。小委員会は、今後の作業計画を4カ国代表団に通知した。

#### (4) ノルウェーによる申請の審査

2006年11月27日に提出されたノルウェーの申請の審査が、第20回継続会合期間中の2008年1月24日から2月1日にかけてニューヨークにおいて継続されたことが、シモンズ小委員会委員長より委員会に報告された。この期間、小委員会はノルウェー代表団と4回の会合をもち、多くの質問を提出した。代表団は、会期中にそれらのほとんどに、部分的または完全に回答した。また、ノルウェーは、ノルウェーの申請に用いているソフトウェア GeoCap の使用方法について、小委員会の委員に対して必要なときにはいつでも支援できるように、第20回継続会合期間中、GeoCap の専門家をニューヨークに滞在させた。GeoCap の専門家は、ソフトウェアの最新版のうち利用可能な新たなツールや設備について情報を提供するため、小委員会と会合をもった。

第20回継続会合と第21回会合との間に、小委員会はノルウェー代表団にさらに質問を提出した。第21回会合の開始前に、ノルウェー代表団は、第20回継続会合期間中に小委員会によって提出された質問に対し、更に詳細な回答を提出した。また、第21回会合の小委員会開催までに、ほとんどの質問に回答が得られた。

小委員会は、3月24日から28日まで会合を開き、ノルウェーの申請に含まれるデータや他の資料、特に2008年3月17日に受け取った質問に対する回答について分析を継続した。小委員会は、第21回会合の最終週の4月15日から18日まで再び会合をもった。この期間、小委員会はノルウェー代表団と4回会合をもった。ノルウェー代表団は、申請の特定の海域について、小委員会に対しプレゼンテーションを行い、小委員会によって提出された質問に回答した。小委員会は、申請の特定の海域に関する予備的見解と今後の作業計画について代表団に通知した。

#### (5) フランスによる申請の審査

2007年5月22日に提出されたフランスの申請は、海外領土であるフランス領ギアナ及びニューカレドニアの南西海域についての部分申請である。カレラ小委員会委員長は、会期間中に、小委員会の委員が申請の予備的分析を行ったことを委員会に報告した。また、沿岸国に対して、現段階において申請に係わる質問がないことを通知した。

本会合において小委員会は、2008年4月14日から18日に会合を開き、フランスの申請に含まれるデータと他の資料の分析を継続した。また、小委員会は、会期中及び会合期間中にグループで作業することを決定した。

## (6) メキシコの申請の審査

2007年12月13日にメキシコは、メキシコ湾の西側海域に係わる申請を提出した。申請の審査は、CLCS 手続規則第51条1項に従って、第21回会合の議題に含まれた。

2008年4月1日にメキシコ代表団によって申請のプレゼンテーションが行われた。メキシコ外務省のヘルナンデス法律顧問は、メキシコの申請は部分申請であり、国連海洋法条約、CLCS 手続規則、科学的・技術的ガイドライン及び国家実行に基づいて提出されたことを述べた。部分申請は、いわゆるメキシコ湾の西側海域に係わる申請で、後に東側海域<sup>101</sup>に係わる申請の可能性があるとに言及した。

申請に係わる紛争に関して、ヘルナンデス法律顧問は、200海里を超える大陸棚の外側の限界についていかなる境界紛争もなく、申請に係わる口上書も事務総長に提出されていないことを指摘した。さらに、部分申請の海域は、2000年6月9日に締結されたメキシコと米国の境界条約を考慮して決定されていることに言及した。

近隣国に関して、メキシコ政府はキューバ政府及び米国政府と部分申請に関連した協議を開いたことに言及した。また、委員会のカレラ委員がメキシコの申請を支援したことを報告した。

ヘルナンデス法律顧問は、特に、申請の主文書と科学的及び技術的補助データは機密情報であることを指摘した。主文書は、審査の目的で国連本部から離れて委員会の委員によって検討されることができ、科学的及び技術的補助データは、CLCS 手続規則附属書Ⅱの条項の下、厳格な機密情報であり、決められた GIS ラボラトリー以外で利用されるべきでない。そして代表団は、申請の科学的・技術的側面について詳しく説明した。

メキシコ代表団によるプレゼンテーションの後、委員会は非公開で会合を継続した。申請の審査に関して、委員会は、国連海洋法条約附属書Ⅱ第5条及び CLCS 手続規則第42条により、メキシコの申請を審査するための小委員会の設置を決定した。小委員会は以下のメンバーで構成された。

委員長： 玉木（日本）

副委員長： アステイス（アルゼンチン）、ピメンテル（ポルトガル）

委員： ラジャン（インド）、ロゼッテ（セーシェル）、カズミン（ロシア）、  
クロッカー（アイルランド）

## (7) CLCS 手続規則の改定について

委員会は、編集委員会より提出された CLCS 手続規則の改定案について検討を行った。2008年4月11日に、委員会は改定案を全会一致で採択した。

---

<sup>101</sup> メキシコ湾の東側海域は、キューバ、メキシコ及び米国の海岸から200海里で囲まれている。

#### (8) 機密委員会委員長からの報告

機密委員会のクロッカー委員長は、本会合において会合を開く事案がなかったことを報告した。

#### (9) 編集委員会委員長の報告

編集委員会のジャファー委員長は、2008年4月3日、4日及び10日に3回会合を行ったことを報告した。編集委員会は、第18回、第19回及び第20回会合で委員会によってなされた決定に基づき、CLCS 手続規則の多くの改定を検討した。また編集委員会は、新たな提案を受け取った。編集委員会は、提案された改定と新たな規則を委員会に提出した。ジャファー委員長は、委員会に対し、CLCS 手続規則の改定版において、特定の表現の使用を調整する必要があることに注意を促した。

#### (10) 科学的・技術的助言委員会委員長の報告

科学的・技術的助言委員会のシモンズ委員長は、第20回会合以降、科学的及び技術的助言の要請がなかったことを報告した。この関連で、多くの国が委員会への申請の準備を行っているが、沿岸国から当委員会に対して科学的・技術的助言の要請がないことに再度注意を促した。委員会は、沿岸国を支援する用意があり、必要であれば支援の公式な要請を奨励することを再確認した。

#### (11) トレーニング委員会委員長の報告

トレーニング委員会のカレラ委員長は、トレーニングに関する問題がなかったため、会合を開かなかったことを報告した。

ミクルカ DOALOS 課長より、大陸棚限界委員会への申請の準備のための第7回トレーニングコースの概要が報告された。トレーニングは、2008年1月14日から18日にかけて、トリニダード・トバゴの首都ポート・オブ・スペインで DOALOS 及びトリニダード・トバゴ政府の協力の下、GRID-Arendal 及びドイツ地質調査所の支援を受けて実施された。小地域レベルでの3回目のトレーニングであった。バハマ、バルバドス、コスタリカ、キューバ、ガイアナ、スリナム及びトリニダード・トバゴから29名の技術官及び行政官が参加した。ミクルカ課長は、現 CLCS 委員のカレラ委員及びチャールズ委員と、ヒンツ前委員、フランシス前委員及び DOALOS の専門家に対し、指導官及び専門家としての貢献に謝意を表した。またミクルカ課長は、適切な支援を提供したトリニダード・トバゴ政府及びその他の協力団体に対し、DOALOS より謝意を表すと述べた。

#### (12) その他

(a) 第三期委員の宣誓

委員会の委員として再選された後、第 20 回会合を欠席したファグーニ委員が、CLCS 手続規則第 10 条に従って、委員の任務を引き受けることに関し宣誓を行った。宣誓は自筆され、DOALOS 課長に提出された。

(b) 一般法務課の要旨説明

国連総会決議 62/215 に従い、追加の情報技術手段が利用可能になることに関し、2008 年 3 月 31 日に委員会の委員に対し、委員会の作業において利用され、または、発現した知的所有物に関連する法的問題と共に、委員会の法的地位に関連する問題について、国連法務局一般法務課のポゼネル上級法律官及びアルフォード法律官によりプレゼンテーションが行われた。

1998 年 3 月 11 日付けの法律顧問の法的意見に則し、委員会の委員は、1946 年 2 月 13 日の国際連合の特権及び免除に関する条約の第 22 項及び 23 項に規定された「国際連合のための任務を行う専門家」としての地位を保持することを再度確認する。事務局職員以外の職員と代表団の専門家の地位、基本的権利及び義務を管理する規則を委員会の委員に適用すると指摘した。CLCS 手続規則及び委員会の委員の行為のための内部規則にも注意が促された。

委員会の作業に関連して利用され、または、発現した知的所有物に関して、当該所有物は、委員会の利益のため、国際連合の名前で保管される。従って、当該所有物は、委員会の作業及び活動の枠組みや視野の外で締約国の利益のために利用されるべきではない。当該知的所有物は、委員会の委員の利益のためではなく、さもなければ派生する作業の観点でも、知的所有物の権利の許認可者の許可なしに私的利用のためでもない。委員会の作業に関連して利用され、または、発現した知的所有物に関するいかなる質問も事務局に提出されることを奨励する。

(c) 国連海洋法条約第 76 条の実体規定に関する懸案事項

委員会での申請の審査において、国連海洋法条約第 76 条の実施に係わる科学的及び技術的性格の特定の問題が提起された。委員会は、これらの問題について協議し、「その他」の議題において扱うことを決定した。

第 20 回会合での委員会による要請に従って、ブレッケ委員は「沿岸国の陸塊の海面下まで延びている部分 (the submerged prolongation of a coastal State landmass) 及び第 76 条 6 項の解釈に係わる原則についての見解」についてプレゼンテーションを行った。カレラ委員は、海面下まで延びている部分 (submerged prolongation) の問題に係わる追加的見解を反映したプレゼンテーションを行った。両プレゼンテーションは、一般的な事柄で、特定の申請に係わる問題を扱ったものではない。プレゼンテーションに引き続き委員会は協議を行い、多くの質問が提起され、説明が行われた。

第 20 回会合での委員会による決定に関して、ジャファー委員は、「共同申請に係わる委員会の決定から生じる問題」についてプレゼンテーションを行った。プレゼンテーションは特定の申請には触れず、共同申請に係わる一般的原則を扱った。

またこの議題において、委員会は、「隣接国に係わる大陸斜面の脚部の問題」についてのカレラ委員によるプレゼンテーションを基に、一般的協議を行った。委員会は、次回会合において科学的及び技術的問題の協議を継続することを決定した。

(d) 第 18 回国連海洋法条約締約国会合及び委員会の作業量に係わるプレゼンテーションについて

アルバカーキ委員長は、委員会の作業量について第 18 回締約国会合の議長に書簡を提出する予定であると委員会に報告した。委員会の委員は、書簡及び締約国会合で発表されるステートメントに追加事項を含めることを提案した。

(e) 今後の会合について

委員会は、第 22 回会合を 2008 年 8 月 11 日から 9 月 12 日にかけて開催することを、また全体委員会を 8 月 18 日から 29 日まで開催することを確認した。また、事務局より第 23 回及び 24 回会合の全体委員会日程が発表され、委員会は、2010 年の全体委員会も同様の日程を維持することを要請した。

第 22 回会合における各小委員会の審査日程及び第 23 回及び 24 回会合の全体委員会の日程は下表の通り。

	全体委員会日程	各小委員会日程	
第 22 回会合	2008 年 8 月 18 日～29 日	4 カ国共同小委員会	8 月 11～15 日 及び 9 月 2～5 日
		フランス小委員会	8 月 11～15 日
		ノルウェー小委員会	9 月 2～12 日
		メキシコ小委員会	9 月 2～ 5 日
第 23 回会合	2009 年 3 月 23 日～4 月 3 日	(未定)	(未定)
第 24 回会合	2009 年 8 月 24 日～9 月 4 日	(未定)	(未定)

(f) 信託基金

ミクルカ課長は、開発途上国出身の委員会委員の会合への出席費用を負担するための信託基金の状況について委員会に報告した。暫定的会計報告によると、2007 年 12 月末の残高は 611,158US ドルである。

(g) 終わりに

委員会は、事務局の委員会への優れたサポート並びに新たなソフトウェアの購入、3番目のGISラボラトリーの設置及び最新の技術的ネットワークの導入を含むDOALOSの設備の飛躍的な向上について、感謝を表した。委員会は、第22回会合において委員会を支援したDOALOSの職員及び事務局の他の職員に感謝を述べた。

## 4.2 第18回国連海洋法条約締約国会合での情報収集

### 4.2.1 目的

2008年6月13日から20日にかけて開催された第18回国連海洋法条約締約国会合の機会を捉え、大陸棚限界委員会（CLCS）及び大陸棚限界延長申請に係わる協議内容をいち早く収集することを目的とした。本会合では、アルバカーキ委員長からの報告に加え、2009年5月に迫った大陸棚限界延長申請の提出期限の履行について協議が行われた。

### 4.2.2 調査期間等

(1) 会議名

第18回国連海洋法条約締約国会合（The eighteenth Meeting of State Parties to the 1982 United Nations Convention on the Law of the Sea）

(2) 会議の開催日及び開催場所

2008年6月13日（金）～20日（金）<sup>102</sup>

米国ニューヨーク市 国連本部

(3) 行程

6月15日（日） 成田 11:00 発 NH010 ニューヨーク 10:45 着

16日（月）

↓ 第18回締約国会合に関する情報収集および関係者との意見交換

20日（金）

21日（土） ニューヨーク 12:30 発 NH009

22日（日） 成田 15:25 着

### 4.2.3 概要

(1) 議長を選出

第17回締約国会合で議長を務めたバンクス大使（ニュージーランド）が第18回会合の開会を宣言し、サージェフ大使（ウクライナ）が満場一致で議長に選出された。

---

<sup>102</sup> 6月13日は、国際海洋法裁判所の裁判官選挙が実施されたため、出張期間には含まなかった。

## (2) CLCS について

### (a) CLCS 委員長からの報告

アルバカーキ委員長は、昨年 6 月の第 17 回締約国会合以降に開催された CLCS 第 20 回会合及び 21 回会合における作業の進捗状況について、4 月 18 日付け議長宛書簡を基に報告を行った。

まず、第 20 回会合は、第 17 回締約国会合において新たに選出された委員の初会合であり、CLCS 手続規則第 10 条に従って、各委員は宣誓文を自筆し、DOALOS のミクルカ課長に提出した。委員会は、アルバカーキ委員（ブラジル）を委員長に、アヲシカ委員（ナイジェリア）、ブレッケ委員（ノルウェー）、カズミン委員（ロシア）及びパク委員（大韓民国）を副委員長に満場一致で選出した。

委員の一部の変更により、委員会は、小委員会の空席を埋め、科学的・技術的助言委員会、機密委員会、編集委員会及びトレーニング委員会の補助機関を再編成した。

第 20 回会合を欠席したアフリカグループのファグーニ委員（モーリシャス）は、第 21 回会合において宣誓文を記入した。一方、第 20 回及び第 21 回会合に欠席した東欧グループのジャオスヴィル委員（グルジア）は、委員の任務を引き受けることに関し宣誓を行わず、連絡もないことから、締約国に対し、対応を要請した。

次に、第 21 回会合では、国連総会決議 62/215 の採択により、会合前に委員会及び小委員会の援助及び支援の強化が事務局により実施されたことが、ミクルカ課長により報告された。特に、申請の分析のため、委員会に要請されたソフトウェアのライセンスの取得や、委員会及び小委員会によって利用されるネットワークの向上、更に 3 つ目の常設 GIS ラボラトリーの設置について指摘された。

また、ミクルカ課長は、第 17 回会合において、締約国に対し、委員会への申請の意思について、事務局に情報を提供するよう要請したことを確認した。締約国から寄せられた情報を取りまとめた SPLOS/INF/20 によると、今後数年間に非常に多くの申請が見込まれていることが確認された。

更に、国連総会決議 62/215 に従い、新たに情報技術手段が委員会に利用可能になることに関し、委員会の作業において利用され、または、発現した知的所有物に関連する法的問題と共に、委員会の法的地位に関連する問題について、国連法務局一般法務課の職員が委員会の委員に対し、プレゼンテーションを行った。また、委員会は、CLCS 手続規則を修正した。

第 20 回及び第 21 回会合において、委員会及び小委員会は、オーストラリアの申請、ニュージーランドの申請、ノルウェーの申請及びフランス、アイルランド、スペイン及び英国の共同申請の審査を継続した。委員会は新たに 2007 年 5 月 22 日にフランスの申請、2007 年 12 月 13 日にメキシコの申請を受領した。それぞれの申請に

ついて、委員会は審査するための小委員会を設置した<sup>103</sup>。

第 21 回会合において、委員会は 2004 年 11 月 15 日にオーストラリアによって提出された申請の審査を完了し、勧告を採択した。申請の大きさ及び複雑さの観点から、これらの勧告の採択は、委員会の作業の大きな業績を象徴している。また同会合において、委員会は、ニュージーランドの申請に対する勧告案を小委員会より受領した。2008 年 4 月 3 日、ニュージーランド代表団は、全体委員会において申請に係わる事項についてプレゼンテーションを行った。委員会は、第 22 回会合に勧告の審査を延期することを決定した。

近年、委員会の作業量がかなり増加している。更に、SPLOS/INF/20 に示されている通り、2009 年 5 月迄にかなりの数の申請が見込まれ、委員会の作業量は数倍にも上る。この観点から、委員会を代表して、締約国会合に対し、作業量に対応していく委員会の取組みへの支援の継続に謝意を表明した。

アルバカーキ委員長の報告に引き続き、多くの代表団が委員会の貴重な作業を賞賛し、2007 年 8 月にアルバカーキ委員が委員会の委員長に就任したことを祝福した。また、第 21 回会合において、オーストラリアの申請に係わる勧告を採択したことを歓迎した。バルバドス及びメキシコの代表団は、それぞれの申請について、委員会と作業することを心待ちにしている旨を発言した。

多くの代表団は、委員長の報告にあった CLCS 手続規則の修正について更に詳細な説明を求めた。委員長は、申請国の代表団との情報交換を通して申請の迅速な審査を促す観点から、最近の会合で特定の規則を加えたと説明した。委員会によって採択された全ての修正は、委員会会合に引き続き、委員長報告に反映されている。また、第 20 回会合において、それらの全ての修正は、編集委員会において統合及び再検討され、新たに CLCS/40/Rev.1 に含まれている。

アルバカーキ委員長からの報告に関連して、いくつかの代表団が委員会の作業量に係わる問題及び沿岸国、特に開発途上国が国連海洋法条約附属書 II 第 4 条<sup>104</sup>及び SPLOS/72 パラグラフ(a)<sup>105</sup>に含まれた決定を満たす能力について発言した。また、申請の準備における開発途上国への支援の重要性を強調した。

---

<sup>103</sup> 2008 年 5 月 8 日にバルバドス、5 月 9 日に英国より新たに申請が提出されているが、議長宛の委員長書簡は 4 月 18 日付のため、両申請については言及されていない。

<sup>104</sup> 国連海洋法条約附属書 II 第 4 条  
沿岸国は、条約第 76 条の規定に従って自国の大陸棚の外側の限界を 200 海里を超えて設定する意思を有する場合には、この条約が自国についての効力を生じた後できる限り速やかに、いかなる場合にも 10 年以内に、当該限界についての詳細をこれを裏付ける科学的及び技術的データと共に、委員会に提出する。沿岸国は、また、科学上及び技術上の助言を自国に与えた委員会の委員の氏名を示すものとする。

<sup>105</sup> SPLOS/72  
(a)In the case of a State Party for which the Convention entered into force before 13 May 1999, it is understood that the ten-year time period referred to in article 4 of Annex II to the Convention shall be taken to have commenced on 13 May 1999;

サージェフ議長は、委員長からの報告において対応が要請された、東欧グループのジャオスヴィル委員(グルジア)が委員の任務を引き受けることに関し宣誓を行わず、連絡もないことについて取り上げた。議長は、来たる第 22 回会合で同委員が委員の任務を引き受け、宣誓を行わない場合は、東欧グループの 1 議席を空席とみなし、2009 年 3 月から 4 月の第 23 回会合前に新委員を選出することを決定した。

**(b) 委員会の作業量及び沿岸国、特に開発途上国の能力について (いわゆる 10 年期限問題について)**

サージェフ議長により、締約国の大陸棚延長申請の意思に関する調査報告 SPLOS/INF/20 について協議が進められた。代表団は、法的及び技術的問題に係わる多くの論題について発言した。

まず、多くの代表団は、国連海洋法条約第 77 条 3 項に従って、「大陸棚に対する沿岸国の権利は、実効的な若しくは名目上の先占又は明示の宣言に依存するものではない」ことについて言明した。従って、附属書 II 第 4 条により要請されている 10 年期限を満たすことができなくても、200 海里を超えた大陸棚に対する権利は消失しないと主張した。

次に、代表団は、委員会への申請提出の 10 年期限に関連して、多くの開発途上国が 2009 年 5 月に期限切れになることから直面している問題と、現実的な解決策について重点的に取り扱った。多くの沿岸国にとって 10 年期限の満了が差し迫っていることは、委員会の作業量の予測との関連でも扱われた。今後数年間に委員会が非常に多くの申請を見込んでいる点で、実践的な取り組みが取られるべきであることに対して、これらの沿岸国が時間内に申請を提出する状況にないことも指摘された。

いくつかの代表団は、委員会への申請期限が明確であることが、海洋境界に関する法的確実性の目的を促進すると指摘した。また、海域の境界画定の結果として、権限に係わる将来の作業を促進することも強調した。しかしながら、開発途上国及び先進国双方の多くの代表団は、一部の開発途上国が、所定の時間内に科学的及び技術的ガイドラインの要求に従った委員会への申請準備に問題を抱えていることを認めた。これらの問題は、国連海洋法条約に従うよう努めている締約国の一部にやる気がないことによるものではなく、むしろ科学的及び技術的専門知識における手段、既存の海底地形図や科学的データの入手方法及び財政上の手段の欠如による結果である。いくつかの代表団は、10 年の期限内に委員会への申請を提出する状況ではないことをはっきりと示した。また、ある代表団は、期限に間に合うか半信半疑であることを言明した。いくつかの代表団が抱えている、委員会への申請の準備に固有の技術的課題は、多くの締約国にとって 10 年期限の満了が近づいていることから、コンサルタントや測量船を利用できる機会が減り、費用は増大し、確保の問題を更に悪化させている。多くの代表団は、国際的に利用可能なデータや手段の問題についても発言した。

今後予想される委員会の仕事量は、多くの代表団にとっても関心事である。いくつかの代表団は、委員会をもっと効率的な審査方法を検討すべきであると提案した。その関連で、ある代表団は、委員会が将来の申請の審査を導く「前例」の確立を進めるべきであると提案した。この前例は、沿岸国による将来の申請の準備を促進するために、広く普及されるべきであると付け加えた。代表団より、既に委員会によって採択されている勧告の要約が全ての沿岸国に利用可能であるかについて質問があった。

締約国やオブザーバーの代表による発言に引き続き、委員会の委員長は、委員会の任務の一つは、申請の準備に関連して沿岸国による要請があれば、科学的・技術的助言を提供することができ、委員会はこの観点で沿岸国を支援する用意があることを再確認した。

これらの問題について更に協議するため、ビアーク副議長を委員長とする非公式会議を開くことを決定した。その結果、草案が作成され、委員会により「大陸棚限界委員会の作業量及び沿岸国、特に開発途上国が国連海洋法条約附属書Ⅱ第4条及びSPLOS/72 パラグラフ(a)に含まれた決定を満たす能力に関する決定」<sup>106</sup>が採択された。その概要は、以下の通り。

- ① 申請の提出期限については、200海里を超える大陸棚の外側の限界を示す予備的情報 (Preliminary Information) 並びに国連海洋法条約第76条、CLCS 手続規則及び科学的・技術的ガイドラインに基づく申請 (以下、正式申請と呼ぶ) の準備状況及び申請の提出予定日を明記した資料を、事務総長に提出することにより、申請の提出期限を満たしたものとする。
- ② CLCS は、正式申請を受領するまで、①に従って提出された予備的情報の審査は行わない。
- ③ ①に従った予備的情報は、正式申請の審査に影響を及ぼさない。
- ④ 事務総長は、①に従って提出された予備的情報について、CLCS と締約国に通知し、CLCS のウェブサイト等で公表する。

また同時に、締約国は、下記の事項についても同意した。

- ① CLCS と同様に国、地域、あるいは政府間機関からの有効なデータや科学的・技術的キャパシティー・ビルディングの機会、助言及び支援を、沿岸国が必要に応じて活用することを奨励する。
- ② CLCS に対し、申請の準備に関連する公開された利用可能な科学的・技術的データのリストを作成し、CLCS のウェブサイト等で公表していくことを要請する。
- ③ 申請の準備において沿岸国に有効な科学的・技術的キャパシティー・ビルディン

---

<sup>106</sup> SPLOS/183。なお、大陸棚限界延長の申請提出期限については、本事業報告書 2.1.2 (1)を参照。

グ、助言及び支援に関連した情報を CLCS のウェブサイトに掲載することを歓迎する。

- ④ 締約国に対し、開発途上国から CLCS 委員が NY での委員会会合へ参加することを促すための信託基金及び開発途上国、特に後発開発途上国や小島嶼開発途上国が国連海洋法条約第 76 条に従って申請の準備を促進するための信託基金への自発的な貢献を要請する。
- ⑤ CLCS の作業量に関連した問題を次回締約国会合で取り上げることを決定する。

### (c) CLCS 委員及び ITLOS 判事の議席配分数について

昨年の第 17 回締約国会合において、CLCS 委員及び国際海洋法裁判所 (International Tribunal for the Law of the Sea: ITLOS) 判事の各地域グループの議席配分数について、締約国数の増加を反映した議席数に変更するアジア及びアフリカグループの共同提案を、第 18 回締約国会合の最初に採択することが決議された<sup>107</sup>。前回会合で議長を務めたバンクス大使は、会期間中に、この問題について行われた交渉の概要及びあらゆる努力をつくしたにも関わらず、全体で満足できる決定に至ることができなかったことについて述べた。(アジア及びアフリカグループの共同提案における議席配分については、次ページの表を参照。)

協議において、アジア及びアフリカグループの各代表は、SPLOS/163 と同じく、ITLOS 及び CLCS の議席配分に係わる立場を繰り返した。この提案は、アジア及びアフリカグループの実績の評価を基にしたものではなく、国連海洋法条約の締約国数の増加を公平に反映する必要から出されたものであることが強調された。また、この共同提案は永続するものではなく、締約国の構成及び地域グループの比例数の増加における将来的な変化も対象であることを強調した。

解決策を模索するために、議長により 5 地域グループの代表が招集された。しかし満足できる結果に至らず、アフリカ及びアジアグループは決議案<sup>108</sup>を提出し、東欧及び西欧その他グループは別の決議案<sup>109</sup>を提出した。

更に非公開協議を行った結果、第 18 回締約国会合は、CLCS 及び ITLOS の議席配分数において全体で合意を得るため、第 19 回締約国会合においてあらゆる努力をつくし、アジア及びアフリカグループの提案を基にした決定を会合の最初に採択することを決定した<sup>110</sup>。

---

<sup>107</sup> SPLOS/163

<sup>108</sup> SPLOS/L.56

<sup>109</sup> SPLOS/L.57

<sup>110</sup> SPLOS/182

CLCS 委員及び ITLOS 裁判官の締約国数に比例した議席配分に関する  
アフリカ及びアジアグループの共同提案（SPLOS/163 をもとに作成）

地域グループ	アフリカ	アジア	東欧	ラテン アメリカ ・カリブ	西欧 その他	合計
締約国数	41	42	22	27	22	154* <sup>1</sup>
全締約国(154) に対する割合	26.62%	27.27%	14.29%	17.53%	14.29%	100%
締約国数に比例 配分した議席数	5.59	5.73	3.00	3.68	3.00	21
今提案の議席数	5+1* <sup>2</sup>	5+1* <sup>2</sup>	3	4	3	21
現在の議席数	5	5	3	4	4	21

\*<sup>1</sup> SPLOS/163 は、2007 年 6 月 30 日現在の締約国数である 155 に基づいており、この 155 という締約国数は EC（欧州共同体）を含んでいる。（国連海洋法条約附属書 IX において、国際機関の参加が認められている。）

\*<sup>2</sup> アフリカ及びアジアグループに追加される 1 議席は、選挙毎に交替で加算される。

#### 4.3 第 22 回大陸棚限界委員会に関する情報収集

##### 4.3.1 目的

2008 年 8 月 11 日（月）から 9 月 12 日（金）まで 5 週間に渡って開催された大陸棚限界委員会（CLCS）第 22 回会合の機会を捉え、CLCS 委員、CLCS の事務局を務める国連海事海洋法課（DOALOS）関係者及び各国の大陸棚限界延長申請の担当者から直接情報を収集すると共に、意見交換を行うことを目的とした。

本会合では、本年 3 月から 4 月に渡って開催された第 21 回会合において、小委員会から提出された「ニュージーランドの申請に対する勧告案」が全体委員会において検討され、勧告が採択された。また、アイルランド、フランス、スペイン及び英国による共同申請、ノルウェーの申請及びフランスの申請の審査が小委員会で継続された。更に、前回会合で小委員会が設置されたメキシコの申請について審査が開始された。

前回会合から本会合までの間に新たに 3 申請が提出され、本年 5 月に提出されたバルバドスの申請及び英国の申請について、全体委員会において各代表団によりプレゼンテーションが行われた。

##### 4.3.2 調査期間等

###### (1) 会議名

第 22 回大陸棚限界委員会（The twenty second session of the Commission on the Limits of the Continental Shelf）

###### (2) 開催日および開催場所

2008 年 8 月 11 日（月）～9 月 12 日（金）

米国ニューヨーク市 国連本部

(3) 行程

8月17日(日) 成田 11:00 発 NH010 ニューヨーク 10:45 着

8月18日(月)

↓ 第22回 CLCS に関する情報収集および関係者との意見交換

9月5日(金)

9月6日(土) ニューヨーク 12:30 発 NH009

9月7日(日) 成田 15:25 着

#### 4.3.3 概要及び所感

##### (1) ニュージーランドの申請

2006年4月19日に提出されたニュージーランドの申請について、小委員会は前回会合において、勧告案を提出した。CLCS 手続規則第53条<sup>111</sup>により、勧告案の検討が全体委員会の議事に含まれた。

全体委員会において、小委員会の委員からニュージーランドの申請を構成する4海域及び詳細な分析を必要とした点について、プレゼンテーションが行われた。これを受け、委員会はニュージーランドの勧告内容の検討に取り掛かり、修正案が提案され、そのうちのいくつかは勧告文書に盛り込まれた。

委員会は、海域ごとに勧告内容の検討を行い、全会一致による勧告の採択に向けた努力をしたが、結局、投票に持ち込まれた。委員会は、8月22日にニュージーランドの申請に対する勧告を賛成13票、反対3票、棄権3票で採択した。国連海洋法条約附属書II第6条3項に従って、勧告は沿岸国及び国連事務総長に書面によって提出された。

##### (2) フランス、アイルランド、スペイン及び英国の共同申請

2006年5月19日に提出された4カ国共同申請は、ケルト海及びビスケー湾において、4カ国が境界を接する海域の大陸棚延長に関する初めての共同申請である。2006年8月から9月にかけて開催された第18回会合で小委員会が設置され、審査が行われてきた。初めての共同申請であることから、2007年8月から9月にかけて開催された第20回会合において、委員会は、「共同申請において提案される大陸棚の外側の延長は、単独申請において可能な延長の海域の合計を越えてはならない。従って、共同申請においても

---

<sup>111</sup> Rules of Procedure of the Commission of the Limits of the Continental Shelf (CLCS/40/Rev. 1)  
Rule 53 Recommendation of the Commission

1. The Commission shall consider and approve or amend the recommendations prepared by the subcommission following their submission by the subcommission. Unless the Commission decides otherwise, the recommendations drafted by the subcommission shall be considered by the Commission during the next session to the members of the Commission to consider the submission and the recommendations in each case.

それぞれの沿岸国が外縁を設定する必要がある」との確認が行われ、CLCS 手続規則附属書 I に加筆された。この決定を受け、小委員会は更に審査を継続している。

本会合において、小委員会は 8 月 11 日～15 日、28 日、9 月 2 日～3 日まで、特に 2008 年 6 月 17 日に 4 カ国が提出した修正された外側の限界の審査を継続した。9 月 2 日と 3 日に、小委員会は 4 カ国代表団と会合をもち、4 カ国代表団の中心メンバーが 2 日にプレゼンテーションを行った。翌 3 日に、小委員会は、提出された全てのデータ及び情報を検討した結果に基づき、その見解と一般的結論について、特に修正された外側の限界についてプレゼンテーションを行った。

### (3) ノルウェーの申請

2006 年 11 月 27 日に提出されたノルウェーの申請は、北極海の西ナンセン海盆、バレンツ海のループホール及びノルウェー海のパナナホールの 3 海域についての申請であり、2007 年 3 月から 4 月にかけて開催された第 19 回会合において小委員会が設置され、審査が開始された。2008 年 3 月から 4 月に渡って行われた第 21 回会合において、小委員会は申請の特定の領域について予備的見解に関するプレゼンテーションを行った。ノルウェー代表団は、同年 7 月に小委員会のプレゼンテーションに対する詳細な回答を提出した。

本会合において、小委員会は 9 月 4 日から 12 日まで、申請のデータ及びその他の資料に加え、特にノルウェーより受領した回答について分析を続けた。第 22 回会合の最終週にあたる 9 月 9 日から 12 日に、小委員会はノルウェー代表団と 3 回会合をもった。そのなかでノルウェー代表団は、申請の特定の側面について数回にわたってプレゼンテーションを行い、小委員会は、申請の特定の領域についての予備的見解を伝えた。

### (4) フランスの申請

2007 年 5 月 22 日に提出されたフランスの申請は、海外領土であるフランス領ギアナ及びニューカレドニアの南東及び南西海域についての申請であり、2007 年 8 月から 9 月にかけて開催された第 20 回会合において小委員会が設置され、審査が開始された。

本会合において、小委員会は 8 月 11 日から 15 日までデータ及びその他の資料の分析を続けた。また 13 日から 15 日にかけて、フランス代表団と 3 回の会合をもった。

### (5) メキシコの申請

2007 年 12 月 13 日に提出されたメキシコの申請は、メキシコ湾西側海域についての申請であり、前回会合において設置された小委員会により、本会合から審査が開始された。

本会合において、小委員会は 9 月 4 日から 5 日にかけて申請が規定されたフォーマットに沿って完全に作成されているかを確認し、予備的分析を行った。更に詳細な審査を

進めるに際し、水路学、地質学及び地球物理学の3つのワーキング・グループを設けることに合意した。その後、小委員会はメキシコ代表团に対し多くの質問を送付した。

#### (6) バルバドスの申請

2008年5月8日に新たにバルバドスから申請が提出された。8月26日に全体委員会においてバルバドス代表団のナース団長及びゴードン氏より申請に係わるプレゼンテーションが行われた。バルバドス代表団は、ハケット国連大使の他、多数の科学、法律、技術の専門家によって構成されている。ナース団長によるプレゼンテーションの要点は以下の通り。

- ① 申請に際し、委員会委員からの科学的・技術的助言は受けていない。
- ② 申請に関連する紛争について、フランス、スリナム及びガイアナと協議を行い、大陸棚の外側の限界の設定が境界画定に影響を与えないことを理解した上で、委員会がバルバドスを含む各国の申請の審査に反対しないことに合意したと伝えた。この合意は、2008年8月7日付けのスリナムからの口上書でも確認されている。
- ③ 2008年8月11日付けのトリニダード・トバゴからの口上書は、バルバドスの申請の委員会による審査について反対しないことを含む。

ナース団長の説明に引き続き、ゴードン氏より申請の科学的及び技術的側面について詳しい説明があった。

プレゼンテーション終了後、バルバドス代表団は委員会の委員からの質問に回答した。提出された情報の機密性に関する質問には、ナース団長は、「その問題については、追って事務局を通して回答する」と述べた。

その後、委員会は非公開で会合を続け、バルバドスの申請は小委員会を設置し、審査することを決定した。しかし、委員会は本会合においては小委員会を設置しないことを投票により賛成11票、反対5票、棄権2票で決定した。

#### (7) 英国の申請

2008年5月9日に、新たに英国から海外領土である英国領アセンション島に係わる申請が提出された。8月27日に全体委員会において英国代表団のウィルソン団長及びパーソン氏より申請に係わるプレゼンテーションが行われた。ウィルソン団長によるプレゼンテーションの要点は以下の通り。

- ① アセンション島は、個人が継続して労働し、居住して経済活動を営んでいる観点から、国連海洋法条約第121条の下での島であり、排他的経済水域及び大陸棚を有する。
- ② 本申請は、2006年5月19日に提出したフランス、アイルランド、スペイン及び英国の共同申請に引き続く部分申請であり、更に部分申請を提出することを予定している。
- ③ 本申請に係わる大陸棚において、他国との紛争はない。したがって、他国からの本

申請に係わる口上書は提出されていない。

- ④ 申請に際し、委員会の委員からの科学的・技術的助言は受けていない。
- ⑤ 本申請は、サザンプトン国立海洋学センター、英国水路部及び外務英連邦省海洋法部門が共同で準備した。
- ⑥ 本申請に使用されている一定のデータは、手続き規則附属書Ⅱにより機密として扱われるべきである。

プレゼンテーションの終了後、英国代表団は委員会の委員からの質問に回答した。

その後、委員会は非公開で会合を続け、英国の申請は小委員会を設置し、審査することを決定した。しかし、バルバドスの申請における決定と同様、本会合において小委員会を設置しなかった。

#### **(8) 委員長による第 18 回締約国会合の報告**

アルバカーキ委員長は、第 18 回締約国会合の結果について、締約国は委員会の作業に満足していることを指摘し、特に SPLOS/181 及び SPLOS/183 の文書に含まれる決定について委員会に報告した。委員会は、SPLOS/183 に含まれている要請、すなわち、「申請の準備に関連する、公開されていて利用可能な科学的・技術的データの出所に関するリストの作成」を、次の会合で検討するために、トレーニング委員会に委託することを決定した。なお、科学的・技術的助言委員会の委員にも、この作業に参加するよう依頼した。

#### **(9) 機密委員会委員長からの報告**

機密委員会のクロッカー委員長は、本会合において 1 回会合をもったことを報告した。クロッカー委員長は、個人の資格で沿岸国に科学的・技術的助言を行っている委員の登録制度に関する提案を協議するために、機密委員会を開くことが有益であると考えたと述べた。機密委員会は、このような提案については全体委員会で更なる検討を要することを満場一致で決定した。また、機密委員会は、この事項が権限外であり、科学的・技術的助言委員会に委ねるべきであるとの見解に至った。

クロッカー委員長の報告を受け、全体委員会は、次回会合において科学的・技術的助言委員会がこの提案を取り上げることを決定した。

#### **(10) 編集委員会委員長からの報告**

編集委員会のジャファー委員長は、本会合において会合をもたなかったと報告すると共に、前回会合で手続規則について編集委員会が行った作業の成果が、文書 CLCS/40/Rev.1 に含まれていることを再確認した。

#### (11) 科学的・技術的助言委員会委員長からの報告

科学的・技術的助言委員会のシモンズ委員長は、前回会合以降、科学的・技術的助言委員会に対する正式な要請はなかったが、2008年7月11日に事務局宛に一沿岸国から外交文書を受領したと報告した。この文書は、200海里を超えた大陸棚の外縁について、データ及び資料の準備期間に委員会の特定の委員から科学的・技術的助言を求める内容のものであった。事務局は、2008年7月17日に返信として、沿岸国が考えている必要な支援の技術的・科学的助言の詳細について更に説明を求めた。また、委員会が沿岸国からこのような要請に対応する方法について、一般的な情報を提供した。

委員会は、沿岸国からの支援の要請の内容について委員会へ通知するよう要請した。また、シモンズ委員長は、事務局からの回答に対する沿岸国からの返信や今後沿岸国から提出される支援要請を委員会へ転送するよう求めた。

シモンズ委員長は、沿岸国が要請する支援内容の詳細が明らかになれば、「その科学的・技術的内容に応じてアドバイスできる委員」のリストを準備することができ、委員会の任務を満たすことに役立つと指摘した。このような要請を行うことを検討している沿岸国は、CLCSのウェブサイトで詳しい情報を手に入れることができる。

更に、シモンズ委員長は、2007年に開催された第17回締約国会合で初めて委員会に選出された委員に、CLCSのウェブサイトに掲載するため、専門分野を含む略歴を提出するよう求めた。また、再選された委員にも必要に応じて経歴を更新するよう求めた。全ての委員に対して、第22回会合終了後できるだけ早く利用できるひな形を用いて事務局に情報を送付するよう依頼した。

最後にシモンズ委員長は、第18回締約国会合において決定された「申請の準備に関連する、公開されていて利用可能な科学的・技術的データの出所」のリストの作成に関する要請を満たすため、科学的・技術的助言委員会がトレーニング委員会と作業していくことが可能であることを確認した。

#### (12) トレーニング委員会委員長の報告

トレーニング委員会のカレラ委員長は、トレーニングに係わる問題が無かったため、本会合では会合をもたなかったことを報告した。今後の作業として、第18回締約国会合の決定（SPLOS/183 パラグラフ 3）により、トレーニング委員会が「申請の準備に関連する、公開されていて利用可能な科学的・技術的データの出所」のリストの草案作成を要請されていることを指摘した。

事務局は、大陸棚限界委員会への申請準備のための DOALOS のキャパシティー・ビルディング活動について概観した。事務局は、前回会合から DOALOS が西アフリカ地域でのトレーニング活動を計画していることを報告した。特に、2008年9月に UNEP Shelf Programme 及び Grid-Arendal との協力で、ナミビアの首都ウィントフックで上級トレーニングコースを準備している。

委員会は、2005年より DOALOS による 200 海里を超えた大陸棚の外縁の画定及び委員会への申請の準備のための地域及び小地域における一連の優れたトレーニングコースにより、54 カ国及び 253 名が恩恵を受けたことを指摘した。

ある委員より、トレーニング委員会が長期間活動を行っていない観点から、CLCS はトレーニング委員会を継続する必要がないのではないかとの提案があったが、投票の結果、反対 11 票、賛成 4 票、棄権 3 票で採用されなかった。

### (13) その他

#### (a) 第三期委員の宣誓

CLCS 手続規則第 10 条により、ジャオスヴィル委員が委員の任務を引き受けることに関し、宣誓を行った<sup>112</sup>。宣誓は自筆され、DOALOS 課長に提出された。

#### (b) ブラジルの委員会に対する説明要請

アルバカーキ委員長は、2008 年 7 月 24 日付けのブラジル国連代表部から委員会宛の口上書について検討する間、カズミン副委員長に議長を依頼した<sup>113</sup>。ブラジル政府は、2004 年 5 月 17 日にブラジルによって提出された申請に係わる委員会の勧告に関連して、委員会からの説明を求めた。ブラジルによって提起された質問の性格上の観点及び過去の事例を基に、委員会は、ブラジル小委員会に要請を伝達することを決定した。

ブラジル小委員会は、次回会合で委員会に提出するための回答案を準備する予定である。また、委員会に対して直接書かれたいくつかの特定の問題について、次回会合で検討されることが決定された。委員会は、第 23 回会合の議題に項目を含めることを決定した。

#### (c) 委員会の委員の費用について

委員会の作業量の増加と委員がニューヨークに滞在することを要請される期間の増加の観点から、収入の減少や、医療扶助や医療保険の費用を含めた委員に発生する費用の保証範囲について、委員会は協議を再開した。

委員会は、選挙の際に委員を指名した国に対して、必要な医療費の適用範囲を含む、国連海洋法条約の下での義務について念を押すよう事務局に求めた。そして、次回会

---

<sup>112</sup> ジャオスヴィル委員は、第 17 回締約国会合時に行われた第 3 期委員選挙で選出されたが、その後開催された第 20 回及び 21 回会合に連絡なく欠席したことが第 18 回締約国会合でアルバカーキ委員長より報告された。締約国会合は、同委員が第 22 回会合に出席し、宣誓を行わない場合は、東ヨーロッパグループの 1 議席を空席と見なし、第 23 回会合までに選挙を行うことを決定した。(SPLOS/181)

<sup>113</sup> アルバカーキ委員は選挙の際にブラジルから指名されており、ブラジルの大陸棚の外縁の画定作業と委員会への申請の準備において、助言を行っている。

([http://www.un.org/Depts/los/clcs\\_new/submissions\\_files/bra04/bra\\_add\\_executive\\_su\\_mmaryv.pdf](http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/bra04/bra_add_executive_su_mmaryv.pdf))

合で委員会が検討するための草案を作成するため、カレラ委員、チャールズ委員、クロッカー委員、ジャファー委員、カズミン委員、オドゥロ委員及びパク委員で構成される会期間のワーキング・グループを設置することを決定した。提案の目的は、委員会の委員がニューヨークでの任務遂行中に起こり得る現実的な困難を考慮して、国連海洋法条約附属書Ⅱ第2条5項に従って、指名国によって負担されるべき費用の性格及び範囲について、締約国に対し助言を求めることである。

#### (d) 勧告とその要約のフォーマットについて

委員会は、勧告の要約に関連して、CLCS 手続規則附属書Ⅲ第3条の実施の手順について協議した。委員会は、「2004年11月15日にオーストラリアによって提出された申請に係わる委員会の勧告の抜粋を含んだ要約」を投票により賛成18票、反対1票、棄権なしで採択した。委員会はまた、「2005年5月25日にアイルランドによって提出された申請に係わる委員会の勧告の抜粋を含んだ要約」を全会一致で採択した。

ある委員より、要約への言及を取り除く観点から CLCS 手続規則を修正する旨の提案があった。提案は、2つの部分を持ち、CLCS 手続規則第53条3項の修正及び附属書ⅢセクションV(11)第3項の削除を含んでいたが、委員の多数の支持を得られず、取り下げられた。

委員会は、ロシアによって提出された申請に係わる委員会の勧告の新たな要約<sup>114</sup>及びブラジルによって提出された申請に係わる委員会の勧告の要約を作成しないことを決定した。

委員会は、第23回会合で検討される勧告の統一フォーマットについての草案を作成するため、過去及び現在の小委員会の委員長であるブレッケ委員、カレラ委員、ジャファー委員、シモンズ委員及び玉木委員で構成するワーキング・グループを設置することを決定した。

#### (e) 申請へのアクセス

本会合において新たに小委員会を設置しない決定がなされたにも係わらず、委員会は申請の内容に習熟することができるよう、現実的な影響や事務局の費用を考慮して、委員会の委員は、常に全ての申請にアクセスできるべきであると全会一致で決定した。

#### (f) 委員会の今後の会合について

委員会は、2008年12月1日から12日までノルウェー小委員会を開催するため、第22回会合を再開することを決定した。また委員会は、第23回会合を2009年3月

---

<sup>114</sup> 事務局により作成された勧告の簡潔な要約は、A/57/57/Add.1 パラ 38～41 及び本事業報告書 2.2 (1)「ロシアの申請」を参照。

2日から4月9日まで、第24回会合を8月10日から9月11日まで開催することを決定した。次回及び次々回会合の全体委員会及び小委員会の日程は以下の通り。

会合	全体委員会	小委員会
第23回	2009年3月23日～4月3日	3月2～20日及び4月6～9日
第24回	2009年8月24日～9月4日	8月10～21日及び9月8～11日

また、次回会合における各小委員会の審査日程が決定された。

小委員会	審査日程
ノルウェー	2009年3月2～13日
4カ国共同	2009年3月16～20日
フランス	2009年3月16～20日
メキシコ	2009年3月16～20日及び4月6～9日

#### (g) 信託基金

事務局は、開発途上国からの委員会委員の会合への出席費用を支払うための信託基金の状況について委員会に報告した。暫定的会計報告によると、2008年7月末の残高は596,627USドルである。

また、事務局は、申請の準備を促進するための信託基金の状況について、2008年7月末の残高は2,273,582USドルであると報告した。

#### (h) 終わりに

委員会は、事務局の委員会への優れたサポート及び新たなソフトウェアの購入を含むDOALOSの設備の向上について、感謝を表した。また、委員会は、第22回会合において委員会を支援したDOALOSの職員及び事務局の他の職員に感謝を述べた。

### 4.4 海洋法諮問委員会への参加

#### 4.4.1 目的

本出張は、2008年10月15日から17日にかけて行われた海洋法諮問委員会（Advisory Board on the Law of the Sea: ABLOS）が主催する第5回ABLOSコンファレンスの機会を捉え、大陸棚限界延長に従事する各国関係者から最新情報を収集すると共に、意見交換を行うことを目的とした。また、これに先立ち14日から15日にかけて行われた第15回ABLOSビジネス・ミーティングでは、国際水路機関（International Hydrographic Organization: IHO）及び国際測地学協会（International Association of Geodesy: IAG）から選出されたABLOS委員や、ABLOS職務委員である国際連合法務局海事海洋法課（Division for Ocean

Affairs and the Law of the Sea: DOALOS) 代表から、各国の大陸棚限界延長申請について、コンファレンスとは異なった側面から情報収集を行うことを目的とした。

コンファレンスでは、大陸棚限界延長申請を提出し、既に勧告が出されたブラジル、オーストラリア、アイルランド及びニュージーランドの各代表団メンバーからプレゼンテーションが行われた。また、ビジネス・ミーティングでは、英国の代表団メンバーを務める ABLOS 委員より、2008 年 5 月に提出された英国のアセンション島に係わる部分申請についてプレゼンテーションが行われ、最新情報を収集する貴重な機会となった。

#### 4.4.2 調査期間等

##### (1) 会議名

海洋法諮問委員会 第 15 回ビジネス・ミーティング (ABLOS 15<sup>th</sup> Business Meeting)  
及び第 5 回コンファレンス (ABLOS 5<sup>th</sup> Conference)

##### (2) 開催日及び開催場所

2008 年 10 月 14 日～17 日

モナコ公国国際水路局 (International Hydrographic Bureau)

##### (3) 行程

10 月 13 日 (月)	成田 12:25 発 LH715	ミュンヘン 17:45 着
	ミュンヘン 19:05 発 LH4156	ニース 20:30 着
14 日 (火)	海洋法諮問委員会	第 15 回ビジネス・ミーティング
15 日 (水)	海洋法諮問委員会	第 15 回ビジネス・ミーティング 第 5 回コンファレンス
16 日 (木)	海洋法諮問委員会	第 5 回コンファレンス
17 日 (金)	海洋法諮問委員会	第 5 回コンファレンス
18 日 (土)	ニース 11:05 発 LH4131	フランクフルト 12:45 着
	フランクフルト 13:55 発 LH710	
19 日 (日)	成田 7:50 着	

#### 4.4.3 概要

##### (1) 第 15 回ビジネス・ミーティング

大陸棚限界延長申請の最新情報として、英国代表団メンバーを務めるカールトン委員より 2008 年 5 月 9 日に提出された英国のアセンション島に係わる申請についてプレゼンテーションが行われた。カールトン委員は、2006 年 5 月 19 日に提出されたフランス、アイルランド、スペイン及び英国の共同申請の代表団メンバーも務めており、その審査状況についても併せて報告された。プレゼンテーションの概要は以下の通り。

**(a) 4カ国共同申請の審査の進捗状況**

フランス、アイルランド、スペイン及び英国の共同申請は、2006年5月19日に提出された。同年8月から9月にかけて行われた第18回大陸棚限界委員会(Commission on the Limits of the Continental Shelf: CLCS) 会合において、4カ国代表団はプレゼンテーションを行い、申請を審査する小委員会が設置された。

小委員会での審査が進められてきたが、2007年8月から9月に行われた第20回 CLCS 会合において、初めての共同申請であることから、小委員会は共同申請に係わる一般的原則の問題について、全体委員会に協議することを委ねた。全体委員会での協議の結果、「共同申請において提出される延長大陸棚は、単独申請において延長可能な海域面積の合計を越えてはならない。従って、共同申請においても、それぞれの沿岸国が外縁を設定する必要がある」と決定された。カールトン委員は、全体委員会においてこの決定が行われる前に、4カ国代表団に対して、当該決定が共同申請に重大な影響を及ぼすことについて説明する機会が与えられなかったことを強調した。

4カ国代表団は、2008年1月21日から23日に行われた第20回 CLCS 継続会合において小委員会と会合をもち、プレゼンテーションを行い、共同申請に係わる委員会の決定の影響について、委員会へ説明することを要求した。委員会は、2008年3月から4月に行われた第21回 CLCS 会合において4カ国代表団を招き、ウィルソン代表がプレゼンテーションを行った。同年8月から9月に行われた第22回 CLCS 会合において、4カ国代表団は小委員会に対しプレゼンテーションを行い、それを受けて審査が継続している。今後、勧告案の内容について小委員会との協議が継続されることが予想され、あと数回で審査は終了し、勧告が発出されると考えている。

**(b) アセンション島に係わる部分申請について**

2008年5月9日に海外領土であるアセンション島に係わる部分申請が受理され、同年8月から9月に行われた第22回 CLCS 会合においてプレゼンテーションを行った。

アセンション島は、東はアフリカ大陸、西は南アメリカ大陸の間の南大西洋上の中央海嶺のすぐ側にある。地形的には典型的な火山帯であり、不規則に拡大した海嶺である。国連海洋法条約第76条6項には、「海底海嶺の上においては領海の幅を測定するための基線から350海里を超えてはならない」との規定があるが、科学的及び技術的ガイドラインは、広範囲の延長について触れていない。

試行錯誤の結果、アセンション島の延長範囲は、東西に拡大する構造を根拠として、東西方向に延長することとした。アセンション島での大陸棚延長に関しては、海嶺の扱い方について当初違った考え方を採っていたが、東側は、大西洋中央海嶺の中軸谷までとし、中軸谷の西側に斜面脚部 (foot of the slope: FOS) を設定した。また西側

は、第 76 条 6 項により 350 海里までを延長部分とした。

最後にカールトン委員は「海嶺について確立された定義がないため、大きな挑戦である。同時に、初めての海嶺海域のみを対象としている申請のため、今後の CLCS での審査がたいへん興味深い」と締めくくった。

## (2) 第 5 回コンファレンス

第 5 回コンファレンスは、「国連海洋法条約の規定の実施の困難性 (Difficulties in implementing the provisions of UNCLOS)」をテーマに開催された。下記に、セッション 1 から 4 までの大陸棚限界延長に係わる講演の概要を報告する。

### (a) 特別セッション

#### オーストラリアの CLCS への申請結果

講演者：Mr. Mark Alcock

(オーストラリア地球科学院 海洋法及び海洋境界助言プロジェクトリーダー)

2004 年 11 月 15 日に提出されたオーストラリアの申請は、10 海域に渡る。10 海域のうち、オーストラリア南極海域の大陸棚については、南極条約第 4 条により領土主権・領土についての請求権が凍結されていることから、9 海域の 268 万平方キロメートルについて審査が行われた。

オーストラリア代表団は、2005 年 4 月に開催された CLCS 第 15 回会合においてプレゼンテーションを行い、オーストラリアの申請を審査する小委員会が設置された。小委員会は、第 15 回会合から 2007 年 3 月から 4 月に開催された第 19 回会合までの、5 会合及び 1 会期間に渡って約 55 日間の審査を行った。小委員会は、第 19 回会合において勧告案をまとめ、全体委員会に提出し、プレゼンテーションを行った。

小委員会の審査においてオーストラリアの申請の論点となったのは、国連海洋法条約第 76 条 3 項<sup>115</sup>の解釈と、6 項<sup>116</sup>における「海底海嶺」と「大陸縁辺部の自然の構成要素である海底の高まり」の違いであった。3 項の「沿岸国の陸塊の海底下まで延びている部分から成るもの」であることの証明には、地形学が判断基準として用いられた。また同時に、オーストラリアが提出した地質学の補完データ及び反証<sup>117</sup>も小委員会において承認された。6 項の「海底海嶺」と「海底の高まり」について、小委員

---

<sup>115</sup> 第 76 条 3 項

大陸棚縁辺部は、沿岸国の陸塊の海底下まで延びている部分から成るものとし、棚、斜面及びコンチネンタル・ライズの海底及びその下で構成される。ただし、大洋底及びその海洋海嶺又はその下を含まない。

<sup>116</sup> 第 76 条 6 項

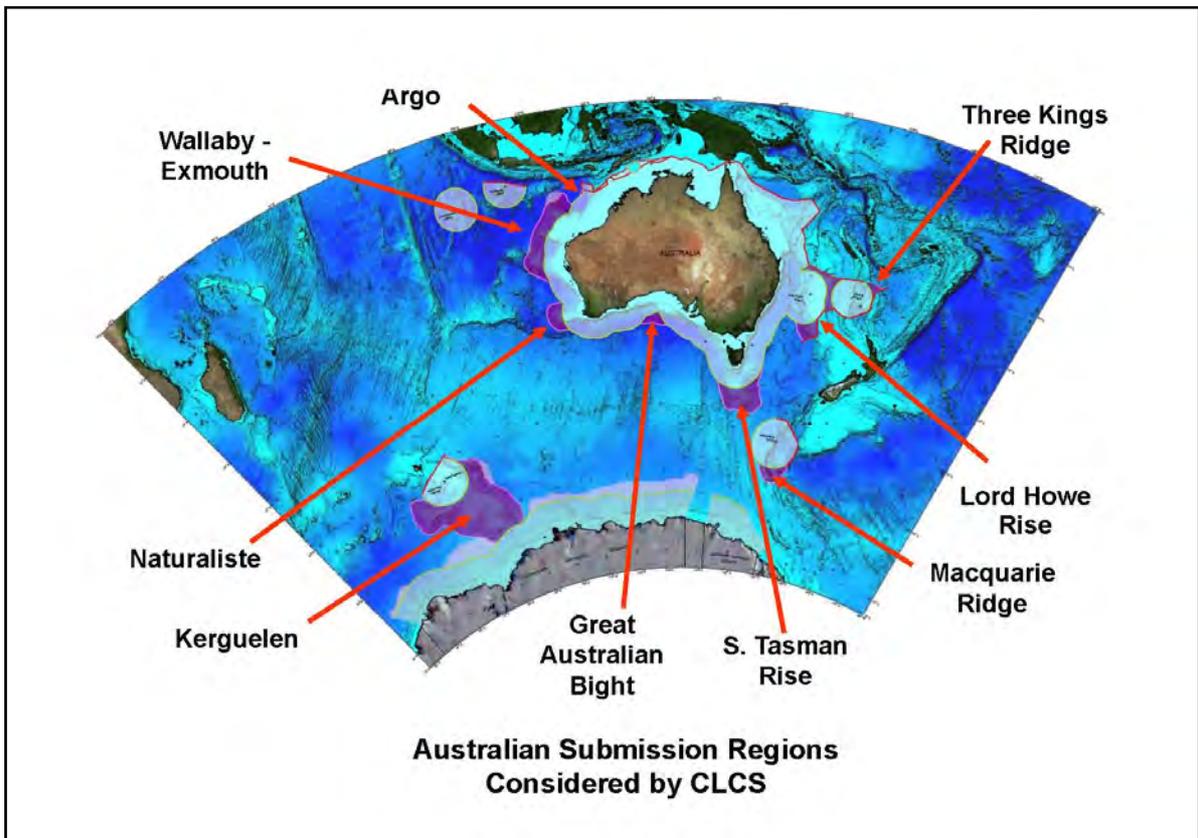
5 の規定にかかわらず、大陸棚の外側の限界は、海底海嶺の上においては領海の幅を測定するための基線から 350 海里を超えてはならない。この 6 の規定は、海台、海膨、キャップ、堆及び海脚のような大陸棚縁辺部の自然の構成要素である海底の高まりについては、適用しない。

<sup>117</sup> 第 76 条 4 項

(b) 大陸斜面の脚部は、反証のない限り、当該大陸斜面の基部における勾配が最も変化する点とする。

会は、「海底海嶺と海底の高まりを区別することが出来る絶対的で測定可能な地形的基準は無く、地形の適応については随時判断され、特に 350 海里を超える海底の高まりの判断は、地形的特徴が綿密に検証されるべきである」と論じた。

全体委員会において、オーストラリアの申請の内容は地質的連続性についても審査が行われたが、判断基準は必ずしも明確にはならなかった。全体委員会における勧告案の協議は予想以上に時間がかかり、本年 3 月から 4 月に行われた第 21 回会合において勧告が発出された。勧告では、オーストラリアが申請した 268 万平方キロメートルの海域のうち、95%にあたる 256 万平方キロメートルが承認された。



CLCS によって審査されたオーストラリアの申請海域

([http://www.iho-ohi.net/mtg\\_docs/com\\_wg/ABLOS/ABLOS\\_Conf5/ABLOS.htm](http://www.iho-ohi.net/mtg_docs/com_wg/ABLOS/ABLOS_Conf5/ABLOS.htm))

## (b) 第 1 セッション

### S1-1 直線基線—大陸棚の内側限界の柔軟性

講演者 : Dr. Kaare Bangert (英国 Wolfson College, Oxford/University of Tromso)

領海の内側の限界は基線によって決まるため、基線は海域画定の際に起点となる。1958 年のジュネーブ条約及び 1982 年の国連海洋法条約に規定された直線基線は、しばしば明確で厳格な基準であると主張されている。一方、内水における外側の限界として、慣習法の体系が存在する。このように直線基線が 2 つの別個の法的根拠

に基づいていることにより、大陸棚の 350 海里の限界を画定する際に、様々な影響を及ぼすと考えられる。プレゼンテーションでは、しばしば見落とされる直線基線に係わる 2 つの法体系の併存について、国連海洋法条約の法典化の経緯や国の海岸線に係わる判例を用いて論じられた。

## S1-2 国連海洋法条約第 76 条 8 項<sup>118</sup>に 400 海里原則はあるのか？

講演者：Mr. Andrew Serdy（英国サザンプトン大学法学部）

オーストラリアの申請準備に携わった経験から、大陸棚限界延長申請において近隣国との距離が 400 海里未満の場合の第 76 条 8 項の解釈について、議論が展開された。オーストラリアの申請における Argo 海域は、インドネシアとの協定を前提として大陸棚の限界が設定されている。したがって、近隣国との海域が 400 海里未満の場合は、沿岸国の判断に任せるべきである。一方、中国は、沖縄トラフにおいて日本の 200 海里以内でも大陸棚の延長が可能であると主張しており、今後の動向が注目される。

### (c) 第 2 セッション

#### S2-1 CLCS への協調申請と調和申請と共同申請

講演者：Dr. Alain Murphy（GeoLimits Consulting 元アイルランド通信・海洋・天然資源省石油課 大陸棚プロジェクト科学チーム長）

マーフィー氏はアイルランドの大陸棚プロジェクト科学チーム代表として、2005 年 5 月 25 日に提出されたアイルランドの部分申請と、翌 2006 年 5 月 19 日に提出されたフランス、アイルランド、スペイン及び英国の共同申請の準備に携わり、代表団メンバーとして各小委員会での審査に出席している。現在は、南アフリカ、クック諸島、ソロモン諸島及びトリニダード・トバゴの申請準備に携わっており、コンサルタントの視点から申請の形態について概観している。また同時に、2009 年 5 月の申請の締切りを満たすために、様々な申請手法について紹介した。

まず、部分申請（Partial Submissions）は、CLCS 手続規則の附属書 I 第 3 条<sup>119</sup>に明記されている通り、他の沿岸国との間に海洋境界問題がない海域について

<sup>118</sup> 第 76 条 8 項

沿岸国は、領海の幅を測定するための基線から 200 海里を超える大陸棚の限界に関する情報を、衡平な地理的代表の原則に基づき附属書 II に定めるところにより設置される大陸棚の限界に関する委員会に提出する。この委員会は、当該大陸棚の外側の限界の設定に関する事項について当該沿岸国に対し勧告を行う。沿岸国がその勧告に基づいて設定した大陸棚の限界は、最終的なものとし、かつ、拘束力を有する。

<sup>119</sup> CLCS/40/Rev. 1

3. A submission may be made by a coastal State for a portion of its continental shelf in order not to prejudice questions relating to the delimitation of boundaries between States in any other portion or portions of the continental shelf for which a submission may be made later, notwithstanding the

のみ申請する方法である。部分申請により、他の海域については、海洋境界画定の協議が済んでから、もしくは準備が整ってから申請できるというメリットがある。

アイルランドの最初の申請は、ポーキュパイン深海平原海域についての部分申請である。申請に際して、アイルランド政府はデンマーク領フェロー諸島、フランス、アイスランド、スペイン及び英国との間で事前協議を行った。その他の例として、フランス及び英国は、海外領土に係わる部分申請を提出している。部分申請は、沿岸国の大陸棚全体についての申請の手始めの方法として有効である。しかしながら、部分申請を提出することにより、提出期限の義務を果たすかどうかについては明らかになっていない。

次に、沿岸国は、他国との重複海域について申請を行うことができる（**Overlapping Submissions**）。CLCS 手続規則の附属書 I 第 5 条<sup>120</sup>は、事前に沿岸国間で合意が得られていれば、CLCS が重複海域における申請の審査をすることができると明記している。また、CLCS が審査を行い、勧告を発出しても、沿岸国間における将来の境界画定には影響を及ぼさないことも規定されている。

ノルウェーの申請は、重複海域を含んでいる。ノルウェーの申請におけるバナナホールの南部海域は、アイスランドとデンマーク領フェロー諸島の間で、各国が CLCS への申請を行い、CLCS が審査の後に勧告を発出すること及びその内容が、3 国間の大陸棚の境界画定において影響を及ぼさないことに合意している。また、3 カ国は、各沿岸国が他国の CLCS への申請について異議を申し立てないことに合意しており、境界画定は CLCS がそれぞれの申請の審査を終了してから行われることになる。

また、他国との重複海域の申請において、協調申請（**Coordinated Submissions**）を選択することもできる。比較的小さい重複海域において有益であり、大陸斜面の脚部や堆積物の厚さの点等の重複海域における共通の利益において、技術的協力をしていくことができる。また、第 76 条の適用において、隣国との間で一貫性を保つことが出来ると共に、大陸棚の外側の限界の位置の相違を防ぐことができる。

一方、調和申請（**Harmonised Submissions**）は、様々な面において技術的協

---

provisions regarding the ten-year period established by article 4 of Annex II to the Convention.

<sup>120</sup> CLCS/40/Rev. 1

5. (a) In cases where a land or maritime dispute exists, the Commission shall not consider and qualify a submission made by any of the States concerned in the dispute. However, the Commission may consider one or more submissions in the areas under dispute with prior consent given by all States that are parties to such a dispute.
- (b) The submissions made before the Commission and the recommendations approved by the Commission thereon shall not prejudice the portion of States which are parties to a land or maritime dispute.

力を行い、一申請を構成する。沿岸国間で全データの開示と分析を行う点で協調申請とは異なる。申請の技術的な側面について隣国と共有する点で、共同申請（Joint Submissions）と類似しているが、申請国のみが申請後の CLCS 会合でのプレゼンテーションや小委員会での審査に参加する点で異なる。

最後に、共同申請（Joint Submissions）は、2 カ国以上が申請の準備から申請後のプレゼンテーション及び小委員会での審査まで一貫して協力する。共同申請は、2 カ国以上の沿岸国の間で未解決の境界問題を克服する点で、とても有効な申請形態である。

フランス、アイルランド、スペイン及び英国の共同申請は、2008 年 10 月現在、CLCS に提出されている唯一の共同申請である。現在、小委員会において審査が継続しているが、CLCS は、隣国の外縁の大陸斜面脚部を使って大陸棚を延長することを承認しないことから、審査は長期化している。CLCS 手続規則の附属書 I 第 4 条<sup>121</sup>は、共同申請は、沿岸国の間で境界画定が必要ないことを明記しており、現在の CLCS の立場は共同申請の前提を否定している。これらの問題は、今後提出される共同申請毎に協議が行われていくと思われる。

## S2-2 北極海における海洋権利、航海と管理について—暖まる北極における挑戦—

講演者：Dr. Clive Schofield（オーストラリア University of Wollongong 国立海洋資源・安全保障センター）

北極海の氷の減少は、漁業や海底資源へのアクセスや航路としての利用等、様々な側面に影響を持つ。北極には南極条約のような法体制がないため、地域活動の基礎として、1991 年に北極環境保護計画がカナダ、デンマーク、フィンランド、アイスランド、ノルウェー、スウェーデン、ソビエト連邦、米国の協力の下、作成された。1996 年以降は北極評議会（Arctic Council）として、北極海の管理体制を継続して維持している。

北極評議会の北極統治のパラダイムは、沿岸国による統治と、地域機関を通じた協力である。したがって、各沿岸国の国内法が北極海周辺の開発や環境管理を調整していくことになる。その結果、資源へのアクセスは、沿岸国間で摩擦の原因になっている。

---

<sup>121</sup> CLCS/40/Rev. 1

4. Joint or separate submissions to the Commission requesting the Commission to make recommendations with respect to delineation may be made by two or more coastal States by agreement:

(a) Without regard to the delimitation of boundaries between those States; or  
(b) With an indication, by means of geodetic coordinates, of the extent to which a submission is without prejudice to the matters relating to the delimitation of boundaries with another or other States Parties to this Agreement.

昨年 8 月、ロシアは潜水調査船を使って北極点の海底にロシア国旗を立てた。この行為に対する近隣諸国の過敏な反発は、北極海における海底資源の獲得競争の激化を全世界に知らしめた。北極海を囲むのは、カナダ、デンマーク領グリーンランド、ノルウェー領スバルバル諸島、ロシア、アメリカであり、アメリカを除いた国々は国連海洋法条約を批准している。また、アメリカを含めた全ての沿岸国が大陸棚限界延長申請を行う資金力と能力を持つ。

ロシアは、2001 年に最初の大陸棚限界延長申請を提出したが、CLCS は申請内容を修正し、再申請することを要求した。ノルウェーは 2006 年に申請を提出しており、2013 年が提出期限<sup>122</sup>のカナダと、2014 年が提出期限のデンマークは申請準備を進めている。

大陸棚限界延長に係わる各沿岸国の取組みに見られるように、沿岸国による北極の統治の権利は、今後放棄されることはないであろう。したがって、南極条約と並ぶ「北極条約」の実現は、たいへん難しいと考えられる。

#### (d) 第 3 セッション

##### S3-1 開発途上国による第 76 条の履行

講演者：Mr. Ron Macnab（元カナダ地質調査所）<sup>123</sup>

大陸棚の限界延長を実現させるためには、科学的データの提出は不可欠であり、開発途上国は非常に不利な状況に置かれている。開発途上国の多くは、必要なデータを自力で収集、解釈し、発表していくための資金力や高度な専門知識を持っていない。本年 6 月に行われた第 18 回国連海洋法条約締約国会合では、小規模な開発途上国が依然として来年 5 月に迫る大陸棚限界延長申請の締め切りを満たすことが困難であることを認識し、「200 海里を超えて延長する大陸棚の外側の限界を示す予備的情報と、最終的な申請の準備状況及び提出予定日を事務総長に提出することにより、提出期限を満たすこととする」<sup>124</sup>という決定を採択した。

---

<sup>122</sup> 国連海洋法条約 附属書 II 大陸棚の限界に関する委員会  
第 4 条

沿岸国は、条約第 76 条の規定に従って自国の大陸棚の外側の限界を、200 海里を超えて設定する意思を有する場合には、この条約が自国について効力を生じた後できる限り速やかに、いかなる場合にも 10 年以内に、当該限界についての詳細をこれを裏付ける科学的及び技術的データと共に、委員会に提出する。沿岸国は、また、科学上及び技術上の助言を自国に与えた委員会の委員の氏名を示すものとする。

<sup>123</sup> 平成 18 年度大陸棚事業において、平成 19 年 3 月に Ron Macnab 氏の講演会「大陸棚の限界拡張」を開催した。（詳細については、平成 18 年度大陸棚事業報告書を参照。）

<sup>124</sup> SPLOS/183

1. Decided that:

(a) It is understood that the time period referred to in article 4 of Annex II to the Convention and the decision contained in SPLOS/72, paragraph (a), may be satisfied by submitting to the Secretary-General preliminary information indicative of the outer limits of the continental shelf beyond 200 nautical miles and a description of the status of preparation and intended date of making a submission in accordance with the requirements of article 76 of the Convention and the Rules of Procedure and Scientific and Technical Guidelines of the Commission;

現在、81カ国が大陸棚限界延長の権利を持つ可能性があると言われている。そのうち4カ国は国連海洋法条約を批准していないが、現時点で申請を提出する意思はないものの、権利を留保することを通知している。2008年6月までに、CLCSは12の申請を受領しており、そのうち1つの申請は、フランス、アイルランド、スペイン及び英国による共同申請である。申請の多くが部分申請であり、再申請の立場を留保している。その例として、オーストラリアは、南極海域における潜在的申請を提出している<sup>125</sup>。申請を提出した12カ国のうち、本年5月8日に申請したバルバドスと6月16日に申請したインドネシアのみが小島嶼開発途上国（Small Island Developing States: SIDS）<sup>126</sup>または、開発途上国である。

現在、49カ国の開発途上国が大陸棚限界延長申請を未提出であり、そのうち26カ国は後発開発途上国（Least Developed Countries: LDC）<sup>127</sup>である。26カ国のうち、LDCであると同時にSIDSにも分類されている国が含まれている。第18回国連海洋法条約締約国会合時には、約40カ国が経済及び環境面で不利であると同時に、大陸棚限界延長の潜在的権利が危ういことが露呈した。LDCやSIDSが大陸棚限界延長申請を行う上で抱える問題は、下記の3点に大別できると考えられる。

まず、海洋境界画定の問題がある。西アフリカ、西インド洋及び太平洋地域の多くの沿岸国が申請の意思を示しているが、海洋における重複する大陸棚の境界画定は非常に遅れている。また、東部カリブ海の状況は、入り交じった植民地主義の継承と、継続的な本国の属領への関与により、複雑である。独立した小島嶼国は、海洋本国列強の属領である隣国との交渉において、経験豊かで資金に恵まれ専門的に熟練した本国からの代表団との協議に不利益を感じており、約39の海洋境界の設定が残っていると言われている。

次に、大陸棚の限界の画定は、多くの場合非常に複雑であり、個人や単一組織では準備できない様々な能力及び資質が求められる。法的・外交的理解、海底地形図の作成と解釈、地球科学的な地図作成と解釈、文書及びデータの管理、行政支援の機能等、様々な異なった分野を専門にする、統率のとれた多くの作業チームを設置する必要がある。しかしながら、多くのSIDSやLDCは、即座の対応が不可能なほど固定化した行政体制や不確定な政策、国内の優先度の対立、不十分な資金や人

---

<sup>125</sup> オーストラリアは申請に際し、南極条約第4条において、南極地域における領土主権・領土についての請求権が凍結されており、申請に含まれる南極海域については、CLCSがいかなる行動もとらないよう求めている。

<sup>126</sup> 小島嶼開発途上国とは、領土が狭く、太平洋・西インド諸島・インド洋・カリブ海などに位置する島国。地球温暖化による海面上昇などの環境面影響の被害を特に受けやすく、島国固有の問題（少人口、遠隔性、自然災害等）による脆弱性の故に持続的開発が困難だとされる開発途上国。  
（外務省ホームページ：<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/sids/sids.html>）

<sup>127</sup> 後発開発途上国とは、国連開発政策委員会（CDP: United Nations Committee for Development Policy）が認定した基準に基づき、国連経済社会理事会の審議を経て、国連総会の決議により認定された途上国の中でも特に開発の遅れた国々を指す。  
（外務省ホームページ：<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/ldc/q2.html>）

材、技術等により混乱しており、第 76 条を満たすための締切りを見据えた計画の遂行は不可能である。

最後に、多くの開発途上国が費用の問題に絶えず直面していることを指摘している。多くの行政機関にとって、大陸棚の画定作業は、乏しい財源により多大な時間を要し、本来の目的である資源の探査など想定外の状況である。一方、1992 年にリオ地球サミットにおいて採択されたアジェンダ 21 を推進していくために招集された国際会議の要求は、広い排他的経済水域（Exclusive Economic Zone: EEZ）を持つ SIDS に対し、第 76 条を満たすための調査よりも、海洋や沿岸域の管理、さらに漁業研究に、限られた資金と海洋科学資源を充てるべきであると要求している。しかしながら、SIDS は同時に環境破壊、自然災害、食料問題、水不足、HIV/AIDS、麻薬や武器の違法売買、経済及び観光におけるテロの影響等、様々な問題を抱えており、限られた財源において常に優先度の問題により要求が対立している。

上記の理由により、LDC や SIDS にとって大陸棚の画定と権利の証明は、一連の開発過程において重要度が低い。それぞれの国の政府は、長期の開発目標を妨げることなく CLCS から前向きな勧告が発出されるための計画を立てていく必要がある。そのためには、画定や探査のための財源を確保できるように、多くの国際機関が参加し、締約国や CLCS が対策を検討していくことが必要である。

### S3-2 ブラジル南部の外縁－非活動的大陸縁辺部における斜面基部の設定の例－

講演者：Cdr. Luiz Carlos Torres（ブラジル海軍水路部海図データ長）

ブラジルは、2004 年 5 月 17 日に大陸棚限界延長申請を提出し、2007 年 3 月から 4 月に開催された CLCS 第 19 回会合において勧告が発出された。講演では、第 76 条 4 項<sup>128</sup>に規定されている大陸斜面の脚部の位置の決定について、ブラジル南部の大陸棚を例に水路測量学的検証を行っている。また、水深データのみでなく、重力データの解釈から、反証を用いて設定する脚部の位置と、大陸斜面の基部における勾配を用いて測量できる脚部の位置では、後者の方が沖合に設定できることを証明した。

### S3-3 申請文書をどのように改善すればよいか－文章や図についてのいくつかの見解－

講演者：Mr. Ray Wood（ニュージーランド地質・核科学研究所海洋探査部長）<sup>129</sup>

ニュージーランドの申請文書作成の経験を基に、CLCS 委員が情報の抽出や、大陸棚の外側の限界の解釈の背後にある技術的問題の理解が容易にできるような文

<sup>128</sup> 第 76 条 4 項

(b) 大陸斜面の脚部は、反証のない限り、当該大陸斜面の基部における勾配が最も変化する点とする。

<sup>129</sup> 平成 20 年度事業として、平成 20 年 7 月に Ray Wood 氏の講演会「国連海洋法条約にもとづく大陸棚限界延長 - ニュージーランドの申請の経験から -」を開催した(本事業報告書 3.参照)。今講演は、7 月の講演と同様の内容であった。

章の構成と、その文章をサポートする簡潔で注意深く設計された図の使用について述べ、これから申請を行う関係者への助言となる内容であった。更に、地理情報システム(Geographic information system: GIS)とのリンクの方法について、ニュージーランドの申請内容を用いて詳細な説明があった。

#### (e) 第4セッション

##### S4-1 北極の氷海における第76条のためのデータ収集への挑戦

講演者：Mr. Christian Marcussen（デンマーク大陸棚プロジェクト グリーンランド海域リーダー）

北極海では、多くの要因によって第76条に基づく大陸棚限界延長申請に必要なデータを得ることが難しい。講演では、北極海での調査を取り巻く環境と、カナダとデンマークの挑戦が紹介された。

まず、北極海の北アメリカ大陸側は、港から遠く隔たっているため、燃料などの供給ができない。ハリファックスもしくはモントリオールからは、氷の状況次第であるが、砕氷船で2週間かかる。東部北極海においては、8月に年に一度燃料と貨物が供給されるのみである。

次に、北極海では従来より、気候が低温で比較的快晴な3月から4月に氷上での作業を行い、氷が最も溶ける8月から9月の時期に砕氷船での調査が行われる。北極海では10月下旬から2月下旬の間は、太陽が昇らない。また、日照時間、気温及び降水量には密接な関係があり、5月には3月の倍の積雪量があり、上昇する気温により氷霧が発生し、氷上での作業を困難にする。したがって、氷上の作業は、急激な天候の変化が少なく、太陽が沈まない期間となり、最長で3月の初めから5月の初めとなる。一方、砕氷作業は日照時間や気温と関連が深い。氷点下ではデッキ上の音波探査装置や水中のエアガンが凍ってしまうため、毎年氷が最も溶ける8月下旬から9月上旬が測量に適している。

更に、氷の状態は、調査を行うヘリコプターの離着陸やキャンプを設置する際に重要である。キャンプの設置には、大きな万年氷が最も適しているが、北極地域の氷の領域は減少しつつあり、これとともに風の影響を受けやすい小さな氷片が増え、氷がぶつかって乗り上げたり潜り込んだりする不安定な状態を併発している。

北極地域は万年の氷原に覆われていることから、海洋調査や海図の作成技術が駆使されることがなかった。カナダ諸島の北部及びグリーンランドからすぐの北極地域は、氷が厚く、国連海洋法条約が要求する大陸棚の基部や脚部の設定や2,500m等深線を設定するには、調査データが乏しい。また、利用できる沖合の音波探査データは、更に乏しい。例えば、カナダの北極地域では、水深測量及び音波探査は10年以上行われていない。キャンプの装備や調査機器と専門知識は古く、多くの場合もはや利用できない。こうした状況から、政府は科学的資源について、パート

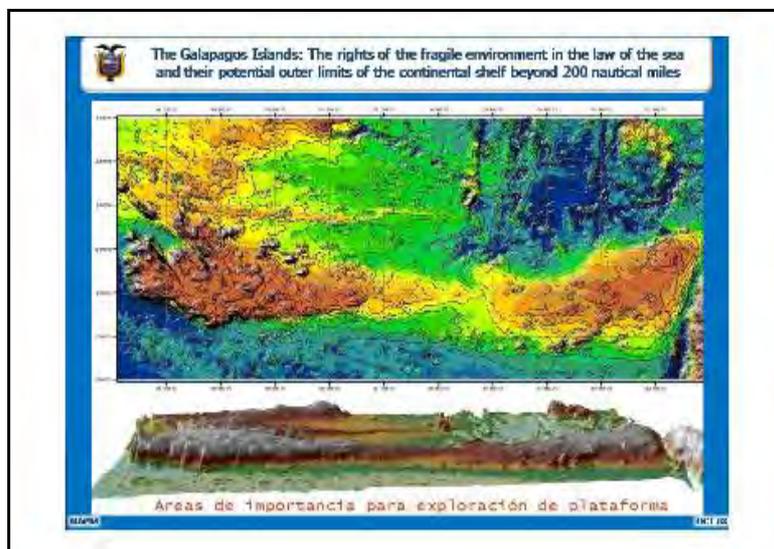
ナーと共に必要な専門家と契約することにより補完していくことが必要であると認識し、カナダとデンマーク領グリーンランドの協力関係が築かれ、費用を分担し、経験豊かな人材が集まった。

カナダとデンマークは国連海洋法条約の締約国であり、DOALOS の最新の調査において、カナダは 2013 年までに、デンマークは 2009 年までに CLCS への申請を行う意思があると回答している。北極海において境界を接するカナダとデンマーク領グリーンランドは、膨大な費用を要する大陸棚調査を 2006 年から共同で実施している。2009 年には北極海東部の水深測量と音波探査を実施する予定である。更に今後、北極海西部の大陸棚調査にも共同で着手する予定である。

#### S4-2 ガラパゴス諸島－国連海洋法条約における稀少な環境としての権利と、エクアドルから 200 海里を超えて伸びる島の棚－

講演者：Mr. Nelson Pazmiño (エクアドル海洋研究所)

ガラパゴス諸島の海底は、全ての島がプラットフォーム（台地）上にあるという特徴がある。地形的にみると、カーネギー海嶺、ココス海嶺、コロソ海嶺は、エクアドルの島の棚の自然の延長を形成している。エクアドルは、国連海洋法条約を批准していないため 200 海里を超えた大陸棚延長申請の権利・義務を有しないが、CLCS の審査に十分に耐えうるデータの質と量をもつことが強調された。



ガラパゴス諸島の海底地形図

([http://www.iho-ohi.net/mtg\\_docs/com\\_wg/ABLOS/ABLOS\\_Conf5/Presentations/Session4-Presentation3-Pazmino.pdf](http://www.iho-ohi.net/mtg_docs/com_wg/ABLOS/ABLOS_Conf5/Presentations/Session4-Presentation3-Pazmino.pdf))

### S4-3 日本の大陸棚調査

講演者：谷 伸（日本政府内閣官房総合海洋政策本部事務局 参事官）

日本は、内閣官房の強いリーダーシップの下、関係省庁が協力して大陸棚画定に向けた基本方針に基づいた、詳細で質の高い地形及び地質調査を徹底的に行った<sup>130</sup>。その成果は、日本の大陸棚延長申請の基礎となるだけでなく、海底の変化の理解の基礎ともなったことが、大陸棚調査で得られたデータを用いて説明された。

---

<sup>130</sup> 日本の大陸棚調査及び申請準備体制については、本事業報告書 2.2.13 「日本の申請」を参照。

## 5. 大陸棚サイト「大陸棚の延長とは？国連海洋法条約と大陸棚」の制作

以上に報告した内容の他、本年度事業においては、海洋政策研究財団ホームページ内に「大陸棚サイト」を開設した。

<http://www.sof.or.jp/tairikudana/>

このサイトを開設した背景と目的は以下のとおりである。本事業はこれまで、我が国の大陸棚限界延長申請への支援のための情報収集と同時に、我が国国民の大陸棚限界延長への関心と理解を深めるための周知啓蒙を2つの柱として実施してきた。周知啓蒙についてはこれまでに、公開セミナーや講演会を実施し、毎回多くの参加者を得て好評を得ているが、セミナーや講演会は開催できる回数が限られると共に、主に東京近辺在住の方しか参加できない等、周知啓蒙の点では限界がある。したがって、常時どこからでもアクセスできるホームページにおいて、大陸棚限界延長の意義や重要性についての情報を掲載し、公開することによって、周知啓蒙の効果は格段に上がる。このように、大陸棚限界延長に対する我が国国民の関心と理解を一層高めることを目的として、大陸棚サイトを開設した。

### (1) 大陸棚サイトの構成

大陸棚サイトの構成（サイトマップ）は以下のとおりである。<sup>131</sup>

#### (a) 大陸棚はなぜ重要なのか

- イントロダクションー領土と海ー
- 近隣諸国の大陸棚との関係
- 国連海洋法条約における「大陸棚」の定義
- 米国東海岸の北部エリアを例として
- 世界の大陸棚
- 日本の申請準備体制と申請の提出

#### (b) 大陸棚限界委員会とは？

- 大陸棚限界委員会の任務
- 大陸棚限界委員会の委員の構成
- 大陸棚限界委員会の手続
  - ・ 大陸棚限界延長のための手続（概要）
  - ・ 大陸棚限界延長のための手続（詳細）
  - ・ 大陸棚限界委員会のための手続（小委員会について）

---

<sup>131</sup> 2009年3月13日現在、大陸棚サイトは、2008年11月17日時点のものが最新版である。今後随時更新を行う予定である。

(c) 大陸棚限界委員会に対する各国の申請状況

- ロシアの申請
- ブラジルの申請
- オーストラリアの申請
- アイルランドの申請
- ニュージーランドの申請
- フランス、アイルランド、スペイン及びイギリスの共同申請
- ノルウェーの申請
- フランスの申請
- メキシコの申請
- バルバドスの申請
- イギリスの申請
- インドネシアの申請
- 日本の申請

(d) 沿岸国の権利・義務と海底に眠る資源

- 国連海洋法条約に基づく大陸棚に対する沿岸国の権利・義務
- 海底に眠る資源

(e) 大陸棚資料集

- 大陸棚関係年表
- リンク集
  - ・ 日本の大陸棚／海洋関係機関
  - ・ 世界各国の大陸棚／海洋関係機関
  - ・ 大陸棚や海洋に関する国際機関等
- 国連海洋法条約（関連条文）
  - ・ 条約文（日本語）
  - ・ 条約文（英語正文）

(f) 海洋政策研究財団が実施したセミナー等

- 大陸棚画定の技術的課題に関する専門家会議（2006年3月8, 9日）
- 国連海事・海洋法課セミナー（2006年12月7日）
- ロン・マクナブ氏講演会（2007年3月2日）
- 大陸棚セミナー（2008年2月27日）
- レイ・ウッド氏講演会（2008年7月25日）

## (2) 大陸棚サイトのイメージ図

以下、大陸棚サイトから、主なページについてイメージ図を抜粋した。

### (a) トップページ

The image shows the homepage of the Ocean Policy Research Foundation (OPRF) website, titled "「大陸棚の延長とは何か？」～国連海洋法条約と大陸棚について～". The page features a blue header with a satellite-style map of the ocean. Below the header, there is a main text area with several paragraphs explaining the concept of continental shelf extension. The page is organized into several sections with blue headers and white backgrounds, each containing a list of links to various articles and resources. At the bottom, there is a copyright notice for OPRF.

**「大陸棚の延長とは何か？」  
～国連海洋法条約と大陸棚について～**

作図：日本海洋データセンター (JODC) **OPRF**  
Ocean Policy Research Foundation  
海洋政策研究財団

2008年11月17日作成

「大陸棚」という言葉から、あなたは何を連想しますか？

地形を示す言葉としての「大陸棚」は、海岸から続く平坦な海底部分を指します。

今、世界各国は、海の憲法といわれる「国連海洋法条約」に基づき、自分の国の海岸から続く「大陸棚」を、より沖合まで延ばすために調査を行っています。

「大陸棚を延ばす」、とは、いったいどういうことなのでしょう？  
「大陸棚を延ばす」ことによって、各国はどのようなメリットを得るのでしょうか？  
国連海洋法条約は、「大陸棚」について、どのような決まりごとを定めているのでしょうか？

こうした疑問に答えるため、このサイトでは、大陸棚についてわかりやすく解説します。

▶ **大陸棚はなぜ重要なのか**

- ▶ [イントロダクションー領土と海ー](#)
- ▶ [近隣諸国の大陸棚との関係](#)
- ▶ [国連海洋法条約における「大陸棚」の定義](#)
- ▶ [米国東海岸の北部エリアを例として](#)
- ▶ [世界の大陸棚](#)
- ▶ [日本の申請準備体制と申請の提出](#)

▶ **大陸棚限界委員会とは？**

- ▶ [大陸棚限界委員会の任務](#)
- ▶ [大陸棚限界委員会の委員の構成](#)
- ▶ [大陸棚限界委員会の手続](#)
- ▶ [大陸棚限界延長のための手続\(概要\)](#)
- ▶ [大陸棚限界延長のための手続\(詳細\)](#)
- ▶ [大陸棚限界委員会のための手続\(小委員会について\)](#)

▶ **大陸棚限界委員会に対する各国の申請状況**

<a href="#">ロシアの申請(2001年)</a>	<a href="#">ブラジルの申請(2004年)</a>	<a href="#">オーストラリアの申請(2004年)</a>
<a href="#">アイルランドの申請(2005年)</a>	<a href="#">ニュージーランドの申請(2006年)</a>	<a href="#">フランス、アイルランド、スペイン及びイギリス共同申請(2006年)</a>
<a href="#">ルウェーの申請(2006年)</a>	<a href="#">フランスの申請(2007年)</a>	<a href="#">メキシコの申請(2007年)</a>
<a href="#">バルバドスの申請(2008年)</a>	<a href="#">イギリスの申請(2008年)</a>	<a href="#">インドネシアの申請(2008年)</a>

● [日本の申請\(2008年\)](#)

▶ **沿岸国の権利・義務と海底に眠る資源**

- ▶ [国連海洋法条約に基づく大陸棚に対する沿岸国の権利・義務](#)
- ▶ [海底に眠る資源](#)

▶ **大陸棚資料集**

- ▶ [大陸棚関係年表](#)
- ▶ [リンク集](#)
- ▶ [国連海洋法条約\(関連条文\)](#)
  - ▶ [条約文\(日本語\)](#)
  - ▶ [条約文\(英語正文\)](#)

▶ **海洋政策研究財団が実施したセミナー等**

- ▶ [大陸棚画定の技術的課題に関する専門家会議\(2006年9月8, 9日\)](#)
- ▶ [国連海事・海洋法課\(DOALOS\)職員を迎えての大陸棚限界延長に関するセミナー\(2006年12月7日\)](#)
- ▶ [ロン・マクナブ氏による各国の大陸棚限界延長に関する講演会\(2007年9月2日\)](#)
- ▶ [国際法及び科学的・技術的観点から見た大陸棚限界延長に関するセミナー\(2008年2月27日\)](#)
- ▶ [レイ・ウッド氏によるニュージーランドの大陸棚限界延長申請に関する講演会\(2008年7月25日\)](#)

Copyright(c) Ocean Policy Research Foundation. All rights reserved.  
このホームページは、日本財団の協力を得て制作しました。

(b) 「大陸棚はなぜ重要なのか」のイントロダクションのページ

国連海洋法条約（UNCLOS）における大陸棚について解説する前提として、UNCLOSが規定する管轄海域について、日本の周囲の海を例として説明を行っている。

## 大陸棚はなぜ重要なのか

ホーム > 大陸棚はなぜ重要なのか > イントロダクション - 領土と海 -

OPRF  
海洋政策研究財団

ホーム

大陸棚はなぜ重要なのか

- イントロダクション - 領土と海 -
- 近隣諸国の大陸棚との関係
- 国連海洋法条約における「大陸棚」の定義
- 米国東海岸の北部エリアを例として
- 世界の大陸棚
- 日本の申請準備体制と申請の提出

大陸棚限界委員会とは？

大陸棚限界委員会に対する各国の申請状況

沿岸国の権利・義務と海底に眠る資源

大陸棚資料集

海洋政策研究財団が実施したセミナー等

### イントロダクション - 領土と海 -

ここでは、国連海洋法条約に基づく「200海里を超える大陸棚限界延長」について、解説するための前提として、国連海洋法条約が海についてどのような制度を設けているかについて概要を見ましょう。

海上保安庁海洋情報部ホームページより

日本の領土面積：約38万平方キロメートル  
日本の管轄海域面積（領海及び排他的経済水域）：約447万平方キロメートル（世界第6位）  
（「海洋政策研究財団発行「海洋白書2007」より）

日本は四方を海に囲まれています。海の上に線を引くことはできませんが、海には様々な水域が設定されています。沿岸国が何を行うことができるかや、外国の船が通航するための条件などは、国連海洋法条約によって水域毎に定められています。それらの水域は、沿岸から近い順に、領海、接続水域、排他的経済水域、大陸棚、公海です。このうち、**排他的経済水域**は、沿岸から200海里までの水域であるのに対し（ただし、沿岸から12海里までは領海です）、大陸棚は、後述するように、**大陸縁辺部の外縁まで**、または、沿岸から200海里までの海底及びその下の部分（ただし、沿岸から12海里までの領海の海底及びその下は除く）、と定められています。日本の領海の面積は約43万平方キロメートルにのぼり、領土面積である約38万平方キロメートルを上回ります。これらの水域に関する詳しい説明が、[海上保安庁海洋情報部の以下のサイトに掲載されています](#)。

● [海上保安庁海洋情報部の管轄情報海域ページ](#)

- (c) 「大陸棚はなぜ重要なのか」の中の「国連海洋法条約における「大陸棚」の定義」のページ  
 国連海洋法条約の規定についての解説を行っている。

## 大陸棚はなぜ重要なのか

ホーム > 大陸棚はなぜ重要なのか > 国連海洋法条約における「大陸棚」の定義

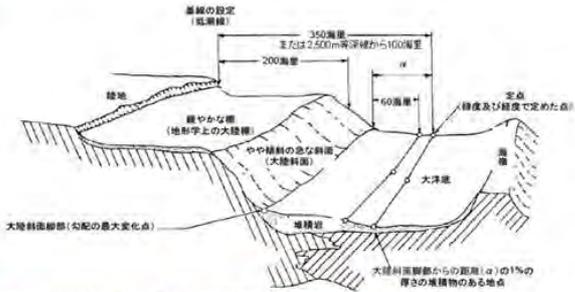
- ホーム
- 大陸棚はなぜ重要なのか
- イントロダクション  
ー領土と海ー
- 近隣諸国の大陸棚との関係
- 国連海洋法条約における「大陸棚」の定義
- 米国東海岸の北部エリアを例として
- 世界の大陸棚
- 日本の申請準備体制と申請の提出
- 大陸棚限界委員会とは？
- 大陸棚限界委員会に対する各国の申請状況
- 沿岸国の権利・義務と海底に眠る資源
- 大陸棚資料集
- 海洋政策研究財団が実施したセミナー等



OPRF  
海洋政策研究財団

---

### 国連海洋法条約における「大陸棚」の定義



TALOSマニュアル(海洋法に関する技術的事項に関するマニュアル)より

#### (1) 大陸棚とは

地形を示す言葉としての大陸棚は、陸に引き続く、比較的傾斜が緩やかで概ね水深130メートル付近まで続く海底の部分指しますが、[国連海洋法条約第76条](#)では、「沿岸国の領海を越える海面下の区域の海底及びその下」であって、大陸縁辺部の外縁まで、または、領海を測る基線から200海里まで、と定められています。この定義を理解するために、まず領海とは何か、次に大陸縁辺部とは何か、を調べてみましょう。

#### (2) 領海とは

領海とは、領海の幅を測定するための基線(領海基線<sup>\*</sup>と呼ばれます。)から12海里までの部分です。したがって、大陸棚は12海里から200海里までの海底及びその下の部分を指す、ということがまずわかります。

**\* 領海基線とは**

[国連海洋法条約第5条](#)において、領海基線は、通常、海岸の低潮線とされています。ただし、海岸が著しく曲折しているか、海岸に沿って至近距離に一連の島がある場所においては、適当な地点を結ぶ直線基線を用いることができるとされています([国連海洋法条約第7条](#))。

#### (3) 大陸縁辺部とは

大陸縁辺部とは、陸地が海面下まで延びている部分のことであり、まず緩やかな棚が続き、やや傾斜の急な斜面(大陸斜面)となり、再び緩い傾斜のコンチネンタル・ライズがあり、大洋底といわれる海底部分に至りますが、このコンチネンタル・ライズと大洋底との境目が、大陸縁辺部の外縁(outer edge)ということになります([国連海洋法条約第76条3](#))。(しかし実際の海底地形は多様多様で、上の図は一例にすぎません。なお、上の図で、コンチネンタル・ライズは示されていませんが、大陸斜面から大洋底に至るまでの緩やかな傾斜部分です。)

すなわち、大陸縁辺部の外縁が200海里を超えない場合には、大陸棚は200海里までとなり、大陸縁辺部の外縁が200海里を超えると、地形的・地質的条件により定められる大陸縁辺部の外縁までということになります。(ただし、200海里を超えた部分が、他国の大陸棚と重なり合う場合や、海岸線が向かい合う国の間の距離が400海里未満の場合には、両国間の話し合いにより境界を決定しなければなりません。この点については、「[近隣諸国の大陸棚との関係](#)」を参照。)

では、大陸縁辺部の外縁が200海里を超える場合、どこまでが外縁となるのでしょうか。[国連海洋法条約第76条](#)では、次のいずれかの地点まで、沿岸国が外縁を設定することにより、大陸棚の外側の限界を延長できる、と規定されています。(第76条4項)

- (1) 大陸斜面脚部から60海里の地点、
- または
- (2) 堆積岩の厚さが大陸斜面脚部からの距離の1%となる地点

上記(1)の大陸斜面脚部(foot of the continental slope)とは、大陸斜面の基部(斜面の麓の部分)における勾配が最も変化する点であり、きわめてなだらかな海底地形の場合には、地形によって決定されますが、複雑な海底地形の場合には地形学的データのみでは決定するのが容易ではないので、地質学的データも必要となります。この大陸斜面脚部から60海里延ばす方式を使うか、または、堆積岩の厚さを用いることもできます。堆積岩が厚い場合には、上記(2)の方式を用いた方がより大陸棚を延ばすことができる場合もあります。

上記いずれかの要件を満たせばどこまでも大陸棚を延長できるわけではなく、領海基線から最大350海里か、2,500m等深線から100海里のいずれか遠い方を越えて延長することは認められていません。(第76条5項)ただし、海底海嶺の場合には、350海里の制限しか適用されません。(第76条6項)海嶺については、「[ロン・マクナブ氏による各国の大陸棚限界延長に関する講演会](#)」を参照。)

沿岸国は、大陸縁辺部の外縁に関する情報(地形や地質のデータ)を、[大陸棚限界委員会](#)に提出し、同委員会の勧告に基づき、自国の大陸棚の外側の限界を設定します。

以上の大陸棚限界延長について概念的に図式化したものが、海上保安庁海洋情報部のホームページに掲載されています。下記の図1は横から見た断面図イメージで、図2は上空からの俯瞰図イメージです。

- (d) 「大陸棚限界委員会とは？」の冒頭ページ  
大陸棚限界委員会の任務や構成、手続について解説する。

大陸棚限界委員会とは？

[ホーム](#) > [大陸棚限界委員会とは？](#)

- ▶ ホーム
- ▶ 大陸棚はなぜ重要なのか
- ▶ 大陸棚限界委員会とは？
  - ▶ 大陸棚限界委員会の任務
  - ▶ 大陸棚限界委員会の委員の構成
  - ▶ 大陸棚限界委員会の手続
  - ▶ 大陸棚限界延長のための手続(概要)
  - ▶ 大陸棚限界延長のための手続(詳細)
  - ▶ 大陸棚限界委員会のための手続(小委員会について)
- ▶ 大陸棚限界委員会に対する各国の申請状況
- ▶ 沿岸国の権利・義務と海底に眠る資源
- ▶ 大陸棚資料集
- ▶ 海洋政策研究財団が実施したセミナー等

## 大陸棚限界委員会とは？



UN Photo by Mark Garten  
[国際連合ホームページ内の"United Nations Photo"より](#)

沿岸国は、一方的に大陸棚を延長できるのではなく、[大陸棚限界委員会 \(CLCS: Commission on the Limits of the Continental Shelf\)](#) にデータを提出しなければなりません。この委員会による検討を経て出される勧告に基づいて、沿岸国が大陸棚の外側の限界線を設定すると、その限界線は「最終的、かつ拘束力を有する」ものとなります(国連海洋法条約第76条8)。

大陸棚限界委員会へのデータの提出の締切は、いつ国連海洋法条約の締約国になったかによって異なりますが、多くの締約国にとっては(日本も含めて)、2009年5月12日まで<sup>\*1</sup>とされていましたが、2008年6月の締約国会合で新たな決定がなされ、この締切を緩和する措置がとられました<sup>\*2</sup>。



大陸棚限界委員会のホームページ

(e) 「大陸棚限界委員会における各国の申請状況」の冒頭のページ

各国が申請したエグゼクティブ・サマリーの表紙を一覧できる形となっている。

## 大陸棚限界委員会に対する各国の申請状況

ホーム > 大陸棚限界委員会に対する各国の申請状況

海洋政策研究財団

- ▶ ホーム
- ▶ 大陸棚はなぜ重要なのか
- ▶ 大陸棚限界委員会とは？
- ▶ 大陸棚限界委員会に対する各国の申請状況
- ▶ ロシアの申請
- ▶ ブラジルの申請
- ▶ オーストラリアの申請
- ▶ アイルランドの申請
- ▶ ニュージーランドの申請
- ▶ フランス、アイルランド、スペイン及びイギリス共同申請
- ▶ ノルウェーの申請
- ▶ フランスの申請
- ▶ メキシコの申請
- ▶ バルバドスの申請
- ▶ イギリスの申請
- ▶ インドネシアの申請
- ▶ 日本の申請
- ▶ 沿岸国の権利・義務と海底に眠る資源
- ▶ 大陸棚資料集
- ▶ 海洋政策研究財団が実施したセミナー等

### 大陸棚限界委員会に対する各国の申請状況

これまで、13件の申請が大陸棚限界委員会に対して提出されました(2008年11月17日現在)。そのうち12件は、一国単独での申請であり(ロシア、ブラジル、オーストラリア、アイルランド、ニュージーランド、ノルウェー、フランス、メキシコ、バルバドス、イギリス、インドネシア及び日本)、1件が4カ国(フランス、アイルランド、スペイン及びイギリス)共同による申請です(共同申請(joint submission)と呼ばれています)。近隣諸国との境界画定が未解決の海域や領有権が未確定の海域を除いて申請を提出する部分申請(partial submission)を行ったのは、アイルランド、ノルウェー、フランス、メキシコ及びイギリスです。また、4カ国(フランス、アイルランド、スペイン及びイギリス)による共同申請は、この4カ国が申請提出に合意した2つの海域のみについての申請であるため、部分申請でもあります。(部分申請や共同申請に関して、「大陸棚限界委員の任務」を参照。)

最初に申請を提出したロシアに対し、大陸棚限界委員会は、提出されたデータが不十分であるという内容の勧告を行い、これを受け、ロシアは現在、再申請の準備を進めていると言われていす。また、2007年4月に、ブラジルとアイルランドに対する勧告がそれぞれ採択されました。2008年4月には、オーストラリアに対する勧告が採択されました。また、2008年8月11日から9月12日まで開催された大陸棚限界委員会第22会期では、ニュージーランドに対する勧告が採択されました。

ここでは、各国の申請の公開資料(申請内容を要約した書類であり、エグゼクティブ・サマリーと呼ばれています。)に記載されている内容を紹介するとともに、現在の審査状況等について説明していきます。(下記のそれぞれの図は、各国のエグゼクティブ・サマリーの表紙イメージです。クリックすると、各申請についての説明のページにつながります。)

2001年12月20日 ロシア 提出	2004年5月17日 ブラジル 提出	2004年11月15日 オーストラリア 提出	2005年5月25日 アイルランド 提出 (部分申請)	2005年5月25日 ニュージーランド 提出 (部分申請)

2006年5月19日 フランス アイルランド スペイン、イギリス 共同申請提出 (部分申請)	2006年11月27日 ノルウェー 提出 (部分申請)	2007年5月22日 フランス 提出 (部分申請)	2007年12月13日 メキシコ 提出 (部分申請)	2008年5月8日 バルバドス 提出

2008年5月3日 イギリス 提出 (部分申請)	2008年6月16日 インドネシア 提出 (部分申請)	2008年11月12日 日本 提出

\* 日付はいずれも、米国ニューヨーク時間にもとづく。

[TOPへ戻る](#)

Copyright(c) Ocean Policy Research Foundation. All rights reserved.  
このホームページは、日本財団の協力を得て制作しました。

- 80 -

- (f) 「大陸棚限界委員会における各国の申請状況」の各国申請状況についての解説ページ  
 下はオーストラリアの申請のページ。申請から勧告までのイメージ図を掲載している。

## 大陸棚限界委員会に対する各国の申請状況

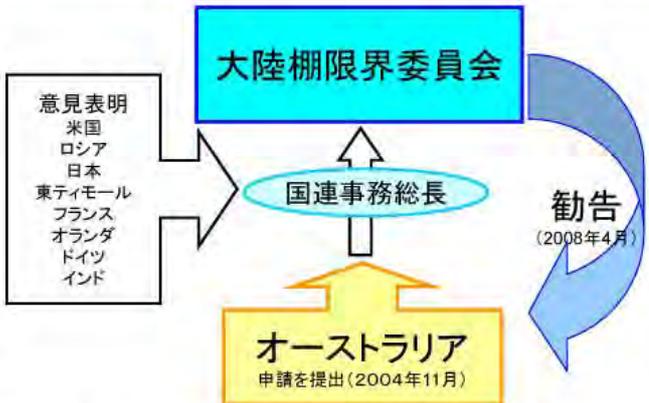


海洋政策研究財団

ホーム > 大陸棚限界委員会に対する各国の申請状況 > オーストラリアの申請

- ▶ ホーム
- ▶ 大陸棚はなぜ重要なのか
- ▶ 大陸棚限界委員会とは？
- ▶ 大陸棚限界委員会に対する各国の申請状況
  - ▶ ロシアの申請
  - ▶ ブラジルの申請
  - ▶ オーストラリアの申請
  - ▶ アイルランドの申請
  - ▶ ニュージーランドの申請
  - ▶ フランス、アイルランド、スペイン及びイギリス共同申請
  - ▶ ノルウェーの申請
  - ▶ フランスの申請
  - ▶ メキシコの申請
  - ▶ バルバドスの申請
  - ▶ イギリスの申請
  - ▶ インドネシアの申請
  - ▶ 日本の申請
- ▶ 沿岸国の権利・義務と海底に眠る資源
- ▶ 大陸棚資料集
- ▶ 海洋政策研究財団が実施したセミナー等

### オーストラリアの申請



```

          graph TD
            A[オーストラリア  
申請を提出(2004年11月)] --> B(国連事務総長)
            C[意見表明  
米国  
ロシア  
日本  
東ティモール  
フランス  
オランダ  
ドイツ  
インド] --> B
            B --> D[大陸棚限界委員会]
            D --> E[勧告  
(2008年4月)]
          
```

2004年11月15日、オーストラリアは、大陸棚限界委員会に対して申請を提出しました。オーストラリアの申請は、9つの地域と南極地域(オーストラリアが領有権を主張している南極地域)に関するものです。南極地域の申請に関して、オーストラリアは、申請文書のエグゼクティブ・サマリーに添付されている文書において、以下の点を述べています。

南極に関しては、[南極条約](#)及び国連海洋法条約により共有されている原則と目的を想起した上で、また、南極条約に基づく南極の特別な法的・政治的地域を考慮した上で、南極地域の大陸棚に関し限界延長申請を行うかどうかは、各国に委ねられている。申請する場合、(1)大陸棚限界委員会によって一定期間審査されないが南極地域の申請を行うか、または(2)南極地域の大陸棚を含まない形で部分申請を行い、後の段階で南極地域の申請を行うかであり、(2)の場合は[国連海洋法条約附属書II第4条](#)及び[締約国会合の決定](#)により定められている提出期限があるにもかかわらず、申請することができる。\* オーストラリアは、この2つの選択肢のうち前者をとり、申請文書中に南極地域の大陸棚に関する情報を含めるが、委員会が一定期間いかなる行動もとらないよう要請する。

\* この(2)の立場をとったのが、ニュージーランド及びイギリスです。(「[ニュージーランドの申請](#)」及び「[イギリスの申請](#)」参照。)

オーストラリアが申請を提出したことが国連事務総長によって、全国連加盟国に通知され、申請のエグゼクティブ・サマリーが公表された後、米国、ロシア、日本、東ティモール、フランス、オランダ、ドイツ及びインドがそれぞれ自国の見解を表明する文書を国連事務総長に提出しました。

### (3) 大陸棚サイトの成果について

本サイトの公開後、大陸棚限界延長についての理解に役立つとの声を各方面より頂戴している。また、検索サイト「Google」において、「大陸棚」と検索すると、第13位に本サイトがヒットしている。また、「大陸棚」で検索した結果のページに、関連キーワードとして、「大陸棚 延長」という組み合わせが登場するようになっており、この2語で検索すると、本サイトが第3位にヒットする。また、検索サイト「Yahoo!」において、「大陸棚」と検索すると第5位に、「大陸棚 延長」とすると第2位に、本サイトのページがヒットする。

このように、大陸棚や、大陸棚延長に関心のある人がネット検索する際、本サイトは非常にアクセスしてもらえていることが推測でき、我が国一般国民への周知啓蒙という本サイト制作の目的を果たしているものと思われる。

(検索結果はいずれも、2009年3月19日現在。)

## 6. 成果と今後の課題

以上のとおり、本事業においては、大陸棚限界延長に関する関係各機関及び各国の動向の把握に努めるとともに、講演会「国連海洋法条約にもとづく大陸棚限界延長—ニュージーランドの申請の経験から—」を開催して関係者を含めた多くの一般の方々に大陸棚限界延長について周知を行うことができた。また、当財団ホームページにおいて、大陸棚限界延長に関するサイトを開設し、一般の方々への理解と関心を高めることができた。これらを通じ、大陸棚限界延長に関する国際的議論について正確な理解を行い、各国及び各機関の大陸棚関係者と直接、意見交換を行うことができたと共に、わが国の国民への周知啓蒙を促進することができたことは、大きな収穫であった。

今年度、わが国は大陸棚限界委員会への申請を提出した（2008年11月12日提出）。これは、1983年から始まった海上保安庁による大陸棚調査、そして2004年からの政府一丸となつての調査及び申請準備の集大成であると同時に、本事業による様々な支援が実を結んだものと言える。2005年より、当財団の本事業が始まり、大陸棚限界延長をめぐる国際的動向に関する情報収集や独特な海底地形を有するわが国周辺海域への国際的理解の促進のための環境醸成を行うと共に、セミナーや講演会の開催、大陸棚サイトの開設を通じ、わが国一般国民の海洋及び大陸棚への理解と関心を高めてきたところであり、この点で、わが国の大陸棚限界延長申請が2009年5月の締切りより前に、提出されたことは大きな成果と考えられる。

今後、2009年3月～4月に開催される大陸棚限界委員会第23回会合において、わが国の代表団が申請に関するプレゼンテーションを行うことになっているが、まだ審査継続中である小委員会が4つあることから、直ちにわが国の申請を審査する小委員会が設置されるわけではない<sup>132</sup>。わが国の申請の審査が開始されるまでの間にも、国連海洋法条約の大陸棚関連規定をめぐる国際的議論は日々進展し、かつ、現在審査中の申請に対する大陸棚限界委員会の勧告が行われれば、その勧告内容が先例としてわが国の審査にも影響を及ぼすことはこれまでの先例から看取される。大陸棚限界延長申請を行う各国はいずれも、大陸棚限界委員会の審査動向を見据えつつ、審査への対応策を練り、自国の主権的権利が及ぶ大陸棚の範囲を最大限確保しようと努力を続けているのである。

このような状況を踏まえ、本事業は来年度においても、引き続き各国の申請状況や審査状況を把握しておくと共に、大陸棚限界委員会をはじめとする関係各機関がどのような対応をとっていくのかを注視することの重要性を認識して事業を実施する予定である。

---

<sup>132</sup> 本事業報告書 2.2.13「日本の申請」を参照。

## 7. あとがき

大陸棚限界延長の考え方と大陸棚限界委員会への申請の過程は、国連海洋法条約の条文解釈という静的な作業のみならず、同条約発効後の国際的情勢及び各国の実行や考え方の把握をも必要とする動的な作業である。このような作業を行うにあたっては、関係各機関のご理解とご協力がなければ到底実施しえない。ここで改めて、本事業を支援して頂いた日本財団をはじめ、関係省庁及び関係機関の方々に感謝申し上げますと共に、わが国の申請への審査にとって重要な年度であり、かつ、本事業の最終年度となるとなる平成 21 年度事業への引き続きのご支援とご協力を切にお願い申し上げます次第である。

## 附 録

1. 大陸棚限界委員会（委員の構成）
2. 大陸棚限界拡張申請に関する各国の動き
3. 大陸棚限界拡張のための手続
4. 国連海洋法条約 第 6 部「大陸棚」
5. 国連海洋法条約 附属書 II 「大陸棚の限界に関する委員会」
6. 講演会「国連海洋法条約にもとづく大陸棚限界延長 - ニュージーランドの申請の経験から - 」配付資料



## 附録1-1 大陸棚限界委員会(委員の構成)

地域	現在(第3期)のCLCS委員(21名)*3	国籍	第1期*1 1997年 ~2002年	第2期*2 2002年 ~2007年	申請を審査する小委員会(7名の委員で構成される)										補助機関						
					ロシア 小委員会	ブラジル 小委員会*6	オーストラリア 小委員会	アイルランド 小委員会*8	ニュージーランド 小委員会	47国共同申請 小委員会	ノルウェー 小委員会	フランス 小委員会	メキシコ 小委員会	機密 委員会	科学的・ 技術的助言 委員会	編集 委員会	トレーニング 委員会				
アジア	Jaafar	Malaysia	○	○					委員												
	Lu	China	○	○					委員												
	Park	Republic of Korea	○	○					委員												
アフリカ	Rejan	India	◆	◆				委員*7													
	Tamaki	Japan	◆	○				副委員長													
	Awosika	Nigeria	○	○																	
	Fagoonee	Mauritius	◆	○				委員													
	Kalngui	Cameroon	◆	◆																	
ラテン・アメリカ	Oduro	Ghana	—	—																	
	Rosette	Seychelles	—	—				委員*7													
	Albuquerque	Brazil	○	○				副委員長													
	Astiz	Argentina	○	○																	
	Carrera	Mexico	○	○				委員													
東欧	Charles	Trinidad and Tobago	—	—																	
	German	Romania	—	○																	
	Jaoshvili	Georgia	—	—																	
	Kazmin	Russian Federation	○	○																	
	Brekke	Norway	○	○																	
西の欧他	Croker	Ireland	○	○																	
	Pimentel	Portugal	—	○																	
	Symonds	Australia	—	○																	

相繼文書 CLCS/32 CLCS/42 CLCS/44 CLCS/48 CLCS/52 CLCS/52 CLCS/54 CLCS/56 CLCS/58 CLCS/56 CLCS/56 CLCS/56 CLCS/56

○：本人が在任していたことを示す。

◆：第1期及び第2期に同じ国籍国の委員が在任していたことを示す。(次ページの第1期委員及び第2期委員の表を参照)

—：第1期及び第2期に同じ国籍国の委員が在任していなかったことを示す。(次ページの第1期委員及び第2期委員の表を参照)

(注)

- \*1 第1期CLCS委員の任期は1997年6月16日より2002年6月15日まで。
- \*2 第2期CLCS委員の任期は2002年6月16日より2007年6月15日まで。
- \*3 第3期CLCS委員の任期は2007年6月16日より2012年6月15日まで。
- \*4 第1期のHinze委員及びLamont委員は、ロシアへの勧告案の審査のため、第11回CLCS会合に専門家として参加。(CLCS/11) また、Hinze委員及びLamont委員は、ロシアの小委員会委員として、専門家としてのアドバイスを求めることができた。(CLCS手続規則附属書IV、第10項、パラ2)
- \*5 小委員会は、小委員会メンバーとなっていないCLCS委員に対し、専門家としてのアドバイスを求めることができた。(CLCS手続規則附属書IV、第10項、パラ2)
- \*6 第2期のCLCS委員であったJuracic氏も、ブラジル小委員会の委員であった。同氏は第3期の選挙に立候補しなかった。
- \*7 Rajan委員は、第3期の選挙に立候補しなかった同インドのThakur委員が務めていたオーストラリア小委員会とニュージーランド小委員会のそれぞれの委員となった。Rosette委員は、第3期選挙で落選したWoeledeji委員が務めていたオーストラリア小委員会とニュージーランド小委員会のそれぞれの委員となった。
- \*8 第2期のCLCS委員であったAl-Azri氏及びFrancis氏も、アイルランド小委員会の委員であった。両氏は第3期の選挙に立候補しなかった。
- \*9 Charles委員は、第3期の選挙に立候補しなかったジャマイカのFrancis委員が務めていた47国共同申請小委員会及びノルウェー小委員会のそれぞれの委員となった。

附録1-2 大陸棚限界委員会の構成(時期別)

第1期委員の地域別構成\*

地域	Name	(Nationality)
アジア 5	Hamuro	(Japan)
	Jaafar	(Malaysia)
	Lu	(China)
	Park	(Republic of Korea)
	Srinivasan	(India)
アフリカ 5	Awosika	(Nigeria)
	Beltagy	(Egypt)
	Betah	(Cameroon)
	Chan Chim Yuk	(Mauritius)
	M'Dala	Zambia
ラテンアメリカ・カリブ 4	Albuquerque	(Brazil)
	Astiz	(Argentina)
	Carrera	(Mexico)
	Francis	(Jamaica)
東欧 2	Juracic	(Croatia)
	Kazmin	(Russian Federation)
西欧その他 5	Brekke	(Norway)
	Croker	(Ireland)
	Hinz	(Germany)
	Lamont	(New Zealand)
	Rio	(France)

第2期委員の地域別構成\*

地域	Name	(Nationality)
アジア 6	Al-Azri	(Oman)
	Jaafar	(Malaysia)
	Lu	(China)
	Park	(Republic of Korea)
	Tamaki	(Japan)
	Thakur	(India)
アフリカ 4	Awosika	(Nigeria)
	Betah	(Cameroon)
	Fagoonee	(Mauritius)
	Woledji	(Togo)
	Albuquerque	(Brazil)
ラテンアメリカ・カリブ 4	Astiz	(Argentina)
	Carrera	(Mexico)
	Francis	(Jamaica)
	German	(Romania)
東欧 3	Juracic	(Croatia)
	Kazmin	(Russian Federation)
西欧その他 4	Brekke	(Norway)
	Croker	(Ireland)
	Pimentel	(Portugal)
	Symonds	(Australia)

第3期委員(現委員)の地域別構成\*

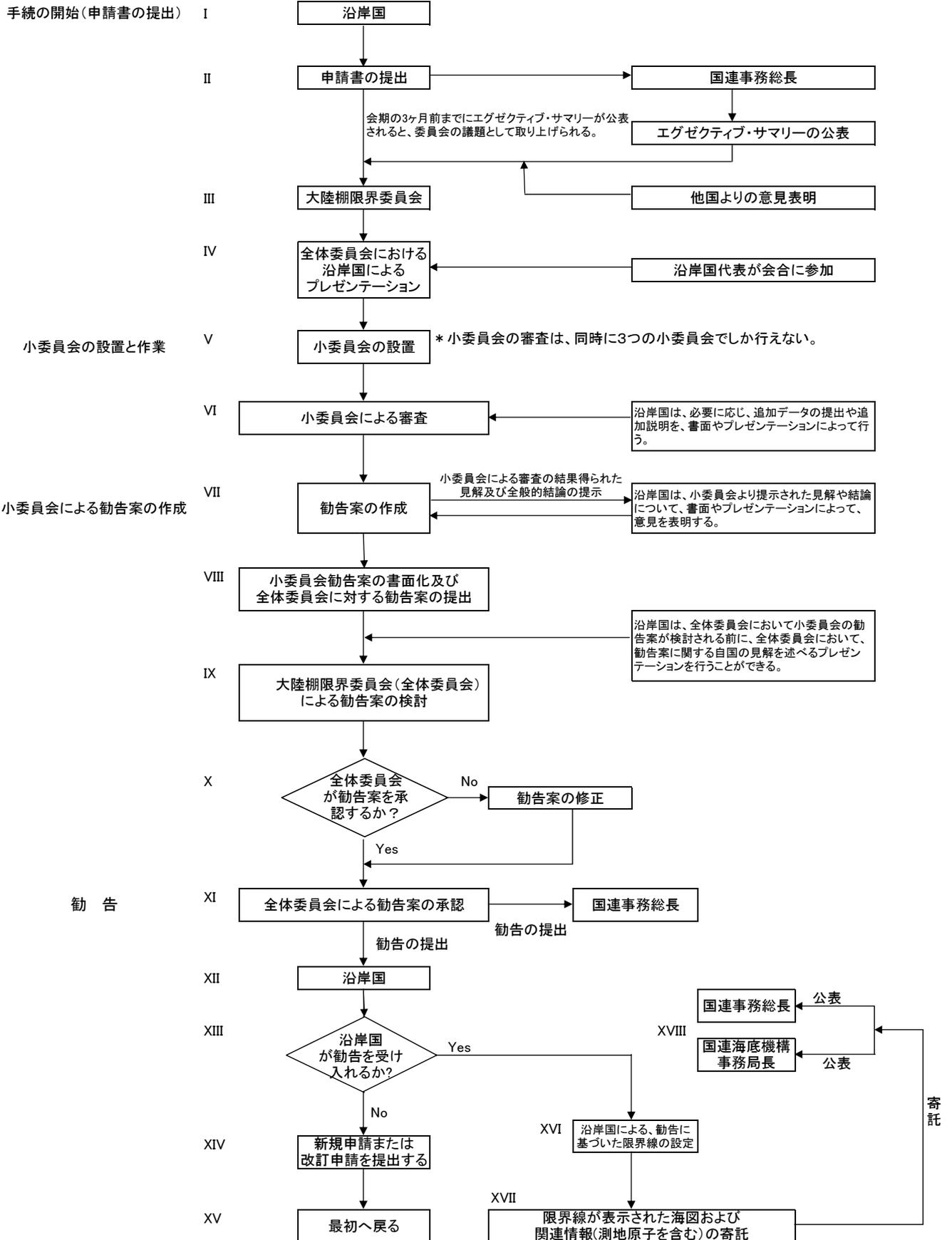
地域	Name	(Nationality)
アジア 5	Jaafar	(Malaysia)
	Lu	(China)
	Park	(Republic of Korea)
	Rajan	(India)
	Tamaki	(Japan)
アフリカ 5	Awosika	(Nigeria)
	Fagoonee	(Mauritius)
	Kalngui	(Cameroon)
	Oduro	(Ghana)
	Rosette	(Seychelles)
ラテンアメリカ・カリブ 4	Albuquerque	(Brazil)
	Astiz	(Argentina)
	Carrera	(Mexico)
	Charles	(Trinidad and Tobago)
東欧 3	German	(Romania)
	Jaoshvili	(Georgia)
西欧その他 4	Kazmin	(Russian Federation)
	Brekke	(Norway)
	Croker	(Ireland)
	Pimentel	(Portugal)
Symonds	(Australia)	

\* CLCS委員の地域配分については、国連海洋法条約附属書II第2条3項では、「いずれの地理的地域からも3名以上の委員を選出する」とのみ規定しているが、實際上、締約国会合において選挙ごとに地域配分が締約国間で合意された上で、選挙が実施されている。第1回選挙(1997年3月実施)の地域配分について、SPLOS/20, paras. 12-13を参照。第2回選挙(2002年4月実施)の地域配分について、SPLOS/91, para. 97を参照。第3回選挙(2007年6月実施)の地域配分について、SPLOS/91, para.81を参照。(いずれの文書も締約国会合報告書)



# 附録3 大陸棚限界拡張のための手続

\*大陸棚限界委員会の改正手続規則(CLOS/40/Rev.1)及び同手続規則のフローチャートをもとに作成。



## 海洋法に関する国際連合条約

1982年4月30日 第三次国際連合海洋法会議にて採択

1994年11月16日効力発生

我が国については、1996年7月20日効力発生（1996年7月12日公布・条約6号）

### 第6部 大陸棚

#### 第76条

##### 大陸棚の定義

1 沿岸国の大陸棚とは、当該沿岸国の領海を越える海面下の区域の海底及びその下であってその領土の自然の延長をたどって大陸縁辺部の外縁に至るまでのもの又は、大陸縁辺部の外縁が領海の幅を測定するための基線から200海里の距離まで延びていない場合には、当該沿岸国の領海を越える海面下の区域の海底及びその下であって当該基線から200海里の距離までのものをいう。

2 沿岸国の大陸棚は、4から6までに定める限界を越えないものとする。

3 大陸縁辺部は、沿岸国の陸塊の海面下まで延びている部分から成るものとし、棚、斜面及びコンチネンタル・ライズの海底及びその下で構成される。ただし、大洋底及びその海洋海嶺又はその下を含まない。

4 (a) この条約の適用上、沿岸国は、大陸縁辺部が領海の幅を測定するための基線から200海里を超えて延びている場合には、次のいずれかの線により大陸縁辺部の外縁を設定する。

(i) ある点における堆積岩の厚さが当該点から大陸斜面の脚部までの最短距離の1パーセント以上であるとの要件を満たすときにこのような点のうち最も外側のものを用いて7の規定に従って引いた線

(ii) 大陸斜面の脚部から60海里を超えない点を用いて7の規定に従って引いた線

(b) 大陸斜面の脚部は、反証のない限り、当該大陸斜面の基部における勾配が最も変化する点とする。

5 4(a)の(i)又は(ii)の規定に従って引いた海底における大陸棚の外側の限界線は、これを構成する各点において、領海の幅を測定するための基線から350海里を超え又は2500メートル等深線(2500メートルの水深を結ぶ線をいう。)から100海里を超えてはならない。

6 5の規定にかかわらず、大陸棚の外側の限界は、海底海嶺の上においては領海の幅を測定するための基線から350海里を超えてはならない。この6の規定は、海台、海膨、キャップ、堆及び海脚のような大陸縁辺部の自然の構成要素である海底の高まりについては、適用しない。

7 沿岸国は、自国の大陸棚が領海の幅を測定するための基線から200海里を超えて延びている場合には、その大陸棚の外側の限界線を経緯度によって定める点を結ぶ60海里を超えない長さの直線によって引く。

8 沿岸国は、領海の幅を測定するための基線から 200 海里を超える大陸棚の限界に関する情報を、衡平な地理的代表の原則に基づき附属書 II に定めるところにより設置される大陸棚の限界に関する委員会に提出する。この委員会は、当該大陸棚の外側の限界の設定に関する事項について当該沿岸国に対し勧告を行う。沿岸国がその勧告に基づいて設定した大陸棚の限界は、最終的なものとし、かつ、拘束力を有する。

9 沿岸国は、自国の大陸棚の外側の限界が恒常的に表示された海図及び関連する情報（測地原子を含む。）を国際連合事務総長に寄託する。同事務総長は、これらを適当に公表する。

10 この条の規定は、向かい合っているか又は隣接している海岸を有する国の間における大陸棚の境界画定の問題に影響を及ぼすものではない。

## 第 77 条

### 大陸棚に対する沿岸国の権利

1 沿岸国は、大陸棚を探索し及びその天然資源を開発するため、大陸棚に対して主権的権利を行使する。

2 1 の権利は、沿岸国が大陸棚を探索せず又はその天然資源を開発しない場合においても、当該沿岸国の明示の同意なしにそのような活動を行うことができないという意味において、排他的である。

3 大陸棚に対する沿岸国の権利は、実効的な若しくは名目上の先占又は明示の宣言に依存するものではない。

4 この部に規定する天然資源は、海底及びその下の鉱物その他の非生物資源並びに定着性の種族に属する生物、すなわち、採捕に適した段階において海底若しくはその下で静止しており又は絶えず海底若しくはその下に接触していなければ動くことのできない生物から成る。

## 第 78 条

### 上部水域及び上空の法的地位並びに他の国の権利及び自由

1 大陸棚に対する沿岸国の権利は、上部水域又はその上空の法的地位に影響を及ぼすものではない。

2 沿岸国は、大陸棚に対する権利の行使により、この条約に定める他の国の航行その他の権利及び自由を侵害してはならず、また、これらに対して不当な妨害をもたらしてはならない。

## 第 79 条

### 大陸棚における海底電線及び海底パイプライン

1 すべての国は、この条の規定に従って大陸棚に海底電線及び海底パイプラインを敷設する権利を有する。

2 沿岸国は、大陸棚における海底電線又は海底パイプラインの敷設又は維持を妨げることができない。もっとも、沿岸国は、大陸棚の探索、その天然資源の開発並びに海底パイプラインからの汚染の防止、軽減及び規制のために適当な措置をとる権利を有する。

3 海底パイプラインを大陸棚に敷設するための経路の設定については、沿岸国の同意を得る。

4 この部のいかなる規定も、沿岸国がその領土若しくは領海に入る海底電線若しくは海底パイプラインに関する条件を定める権利又は大陸棚の探査、その資源の開発若しくは沿岸国が管轄権を有する人工島、施設及び構築物の運用に関連して建設され若しくは利用される海底電線及び海底パイプラインに対する当該沿岸国の管轄権に影響を及ぼすものではない。

5 海底電線又は海底パイプラインを敷設する国は、既に海底に敷設されている電線又はパイプラインに妥当な考慮を払わなければならない。特に、既設の電線又はパイプラインを修理する可能性は、害してはならない。

## 第 80 条

### 大陸棚における人工島、施設及び構築物

第 60 条の規定は、大陸棚における人工島、施設及び構築物について準用する。

## 第 81 条 大陸棚における掘削

沿岸国は、大陸棚におけるあらゆる目的のための掘削を許可し及び規制する排他的権利を有する。

## 第 82 条

### 200 海里を超える大陸棚の開発に関する支払及び抛却

1 沿岸国は、領海の幅を測定する基線から 200 海里を超える大陸棚の非生物資源の開発に関して金銭による支払又は現物による抛却を行う。

2 支払又は抛却は、鉱区における最初の 5 年間の生産の後、当該鉱区におけるすべての生産に関して毎年行われる。6 年目の支払又は抛却の割合は、当該鉱区における生産額又は生産量の 1 パーセントとする。この割合は、12 年目まで毎年 1 パーセントずつ増加するものとし、その後は 7 パーセントとする。生産には、開発に関連して使用された資源を含めない。

3 その大陸棚から生産される鉱物資源の純輸入国である開発途上国は、当該鉱物資源に関する支払又は抛却を免除される。

4 支払又は抛却は、機構を通じて行われるものとし、機構は、開発途上国、特に後発開発途上国及び内陸国である開発途上国の利益及びニーズに考慮を払い、衡平な配分基準に基づいて締約国にこれらを配分する。

## 第 83 条

### 向かい合っているか又は隣接している海岸を有する国の間における大陸棚の境界画定

1 向かい合っているか又は隣接している海岸を有する国の間における大陸棚の境界画定は、衡平な解決を達成するために、国際司法裁判所規程第 38 条に規定する国際法に基づいて合意により行う。

2 関係国は、合理的な期間内に合意に達することができない場合には、第 15 部に定める手続に付する。

3 関係国は、1の合意に達するまでの間、理解及び協力の精神により、実質的な性質を有する暫定的な取極を締結するため及びそのような過渡的期間において最終的な合意への到達を危うくし又は妨げないためにあらゆる努力を払う。暫定的な取極は、最終的な境界画定に影響を及ぼすものではない。

4 関係国間において効力を有する合意がある場合には、大陸棚の境界画定に関する問題は、当該合意に従って解決する。

## 第 84 条

### 海図及び地理学的経緯度の表

1 大陸棚の外側の限界線及び前条の規定に従って引かれる境界画定線は、この部に定めるところにより、それらの位置の確認に適した縮尺の海図に表示する。適当な場合には、当該外側の限界線又は当該境界画定線に代えて、測地原子を明示した各点の地理学的経緯度の表を用いることができる。

2 沿岸国は、1の海図又は地理学的経緯度の表を適当に公表するものとし、当該海図又は表の写しを国際連合事務総長に及び、大陸棚の外側の限界線を表示した海図又は表の場合には、これらの写しを機構の事務局長に寄託する。

## 第 85 条

### トンネルの掘削

この部の規定は、トンネルの掘削により海底（水深のいかんを問わない。）の下を開発する沿岸国の権利を害するものではない。

# United Nations Convention on the Law of the Sea

(In force from 16 November 1996)

## PART VI CONTINENTAL SHELF

### Article 76

#### Definition of the continental shelf

1. The continental shelf of a coastal State comprises the sea-bed and subsoil of the submarine areas that extend beyond its territorial sea throughout the natural prolongation of its land territory to the outer edge of the continental margin, or to a distance of 200 nautical miles from the baselines from which the breadth of the territorial sea is measured where the outer edge of the continental margin does not extend up to that distance.
2. The continental shelf of a coastal State shall not extend beyond the limits provided for in paragraphs 4 to 6.
3. The continental margin comprises the submerged prolongation of the land mass of the coastal State, and consists of the sea-bed and subsoil of the shelf, the slope and the rise. It does not include the deep ocean floor with its oceanic ridges or the subsoil thereof.
4. (a) For the purposes of this Convention, the coastal State shall establish the outer edge of the continental margin wherever the margin extends beyond 200 nautical miles from the baselines from which the breadth of the territorial sea is measured, by either:
  - (i) a line delineated in accordance with paragraph 7 by reference to the outermost fixed points at each of which the thickness of sedimentary rocks is at least 1 per cent of the shortest distance from such point to the foot of the continental slope; or
  - (ii) a line delineated in accordance with paragraph 7 by reference to fixed points not more than 60 nautical miles from the foot of the continental slope.(b) In the absence of evidence to the contrary, the foot of the continental slope shall be determined as the point of maximum change in the gradient at its base.
5. The fixed points comprising the line of the outer limits of the continental shelf on the sea-bed, drawn in accordance with paragraph 4 (a)(i) and (ii), either shall not exceed 350 nautical miles from the baselines from which the breadth of the territorial sea is measured or shall not exceed 100 nautical miles from the 2,500 metre isobath, which is a line connecting the depth of 2,500 metres.
6. Notwithstanding the provisions of paragraph 5, on submarine ridges, the outer limit of the continental shelf shall not exceed 350 nautical miles from the baselines from which the breadth of the territorial sea is measured. This paragraph does not apply to submarine elevations that are natural components of the continental margin, such as its plateaux, rises, caps, banks and spurs.
7. The coastal State shall delineate the outer limits of its continental shelf, where that shelf extends beyond 200 nautical miles from the baselines from which the breadth of the territorial sea is measured,

by straight lines not exceeding 60 nautical miles in length, connecting fixed points, defined by coordinates of latitude and longitude.

8. Information on the limits of the continental shelf beyond 200 nautical miles from the baselines from which the breadth of the territorial sea is measured shall be submitted by the coastal State to the Commission on the Limits of the Continental Shelf set up under Annex II on the basis of equitable geographical representation. The Commission shall make recommendations to coastal States on matters related to the establishment of the outer limits of their continental shelf. The limits of the shelf established by a coastal State on the basis of these recommendations shall be final and binding.

9. The coastal State shall deposit with the Secretary-General of the United Nations charts and relevant information, including geodetic data, permanently describing the outer limits of its continental shelf. The Secretary-General shall give due publicity thereto.

10. The provisions of this article are without prejudice to the question of delimitation of the continental shelf between States with opposite or adjacent coasts.

#### **Article 77**

##### **Rights of the coastal State over the continental shelf**

1. The coastal State exercises over the continental shelf sovereign rights for the purpose of exploring it and exploiting its natural resources.

2. The rights referred to in paragraph 1 are exclusive in the sense that if the coastal State does not explore the continental shelf or exploit its natural resources, no one may undertake these activities without the express consent of the coastal State.

3. The rights of the coastal State over the continental shelf do not depend on occupation, effective or notional, or on any express proclamation.

4. The natural resources referred to in this Part consist of the mineral and other non-living resources of the sea-bed and subsoil together with living organisms belonging to sedentary species, that is to say, organisms which, at the harvestable stage, either are immobile on or under the sea-bed or are unable to move except in constant physical contact with the sea-bed or the subsoil.

#### **Article 78**

##### **Legal status of the superjacent waters and air space and the rights and freedoms of other States**

1. The rights of the coastal State over the continental shelf do not affect the legal status of the superjacent waters or of the air space above those waters.

2. The exercise of the rights of the coastal State over the continental shelf must not infringe or result in any unjustifiable interference with navigation and other rights and freedoms of other States as provided for in this Convention.

**Article 79**  
**Submarine cables and pipelines on the continental shelf**

1. All States are entitled to lay submarine cables and pipelines on the continental shelf, in accordance with the provisions of this article.
2. Subject to its right to take reasonable measures for the exploration of the continental shelf, the exploitation of its natural resources and the prevention, reduction and control of pollution from pipelines, the coastal State may not impede the laying or maintenance of such cables or pipelines.
3. The delineation of the course for the laying of such pipelines on the continental shelf is subject to the consent of the coastal State.
4. Nothing in this Part affects the right of the coastal State to establish conditions for cables or pipelines entering its territory or territorial sea, or its jurisdiction over cables and pipelines constructed or used in connection with the exploration of its continental shelf or exploitation of its resources or the operations of artificial islands, installations and structures under its jurisdiction.
5. When laying submarine cables or pipelines, States shall have due regard to cables or pipelines already in position. In particular, possibilities of repairing existing cables or pipelines shall not be prejudiced.

**Article 80**  
**Artificial islands, installations and structures on the continental shelf**

Article 60 applies *mutatis mutandis* to artificial islands, installations and structures on the continental shelf.

**Article 81**  
**Drilling on the continental shelf**

The coastal State shall have the exclusive right to authorize and regulate drilling on the continental shelf for all purposes.

**Article 82**  
**Payments and contributions with respect to the  
exploitation of the continental shelf beyond 200 nautical miles**

1. The coastal State shall make payments or contributions in kind in respect of the exploitation of the non-living resources of the continental shelf beyond 200 nautical miles from the baselines from which the breadth of the territorial sea is measured.
2. The payments and contributions shall be made annually with respect to all production at a site after the first five years of production at that site. For the sixth year, the rate of payment or contribution shall be 1 per cent of the value or volume of production at the site. The rate shall increase by 1 per cent for each subsequent year until the twelfth year and shall remain at 7 per cent thereafter. Production does not include resources used in connection with exploitation.

3. A developing State which is a net importer of a mineral resource produced from its continental shelf is exempt from making such payments or contributions in respect of that mineral resource.

4. The payments or contributions shall be made through the Authority, which shall distribute them to States Parties to this Convention, on the basis of equitable sharing criteria, taking into account the interests and needs of developing States, particularly the least developed and the land-locked among them.

### **Article 83**

#### **Delimitation of the continental shelf between States with opposite or adjacent coasts**

1. The delimitation of the continental shelf between States with opposite or adjacent coasts shall be effected by agreement on the basis of international law, as referred to in Article 38 of the Statute of the International Court of Justice, in order to achieve an equitable solution.

2. If no agreement can be reached within a reasonable period of time, the States concerned shall resort to the procedures provided for in Part XV.

3. Pending agreement as provided for in paragraph 1, the States concerned, in a spirit of understanding and co-operation, shall make every effort to enter into provisional arrangements of a practical nature and, during this transitional period, not to jeopardize or hamper the reaching of the final agreement. Such arrangements shall be without prejudice to the final delimitation.

4. Where there is an agreement in force between the States concerned, questions relating to the delimitation of the continental shelf shall be determined in accordance with the provisions of that agreement.

### **Article 84**

#### **Charts and lists of geographical co-ordinates**

1. Subject to this Part, the outer limit lines of the continental shelf and the lines of delimitation drawn in accordance with article 83 shall be shown on charts of a scale or scales adequate for ascertaining their position. Where appropriate, lists of geographical co-ordinates of points, specifying the geodetic datum, may be substituted for such outer limit lines or lines of delimitation.

2. The coastal State shall give due publicity to such charts or lists of graphical co-ordinates and shall deposit a copy of each such chart or list with the Secretary-General of the United Nations and, in the case of those showing the outer limit lines of the continental shelf, with the Secretary-General of the Authority.

### **Article 85**

#### **Tunnelling**

This Part does not prejudice the right of the coastal State to exploit the subsoil by means of tunnelling, irrespective of the depth of water above the subsoil.

## 海洋法に関する国際連合条約 附属書Ⅱ 大陸棚の限界に関する委員会

### 第 1 条

条約第 76 条の規定により、200 海里を超える大陸棚の限界に関する委員会は、以下の諸条に定めるところにより設置される。

### 第 2 条

1. 委員会は、21 人の委員で構成される。委員は、締約国が衡平な地理的代表を確保する必要性に妥当な考慮を払って締約国の国民の中から選出する地質学、地球物理学又は水路学の分野の専門家である者とし、個人の資格で職務を遂行する。
2. 第 1 回の選挙は、この条約の発効の日の後できる限り速やかに、いかなる場合にも 18 箇月以内に行う。国際連合事務総長は、選挙の日の遅くとも 3 箇月前までに、締約国に対し、適当な地域的な協議の後に自国が指名する者の氏名を 3 箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿を作成し、締約国に送付する。
3. 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の 3 分の 2 をもって定足数とする。この会合においては、出席しかつ投票する締約国の代表によって投じられた票の 3 分の 2 以上の多数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とするものとし、いずれの地理的地域からも 3 名以上の委員を選出する。
4. 委員会の委員は、5 年の任期で選出されるものとし、再選されることができる。
5. 委員会の委員の指名を行った締約国は、当該委員が委員会の任務を遂行する間その費用を負担する。関係する沿岸国は、次条 1(b)の助言に関して生ずる費用を負担する。委員会の事務局は、国際連合事務総長が提供する。

### 第 3 条

1. 委員会の任務は、次のとおりとする。
  - (a) 大陸棚の外側の限界が 200 海里を超えて延びている区域における当該限界に関して沿岸国が提出したデータその他の資料を検討すること並びに条約第 76 条の規定及び第三次国際連合海洋法会議が 1980 年 8 月 29 日に採択した了解声明に従って勧告を行うこと。
  - (b) 関係する沿岸国の要請がある場合には、(a)のデータの作成に関して科学上及び技術上の助言を与えること。
2. 委員会は、委員会の責任の遂行に役立つ科学的及び技術的情報を交換するため、必要かつ有用であると認められる範囲において、国際連合教育科学文化機関（UNESCO）の政府間海洋学委員会（IOC）、国際水路機関（IHO）その他権限のある国際機関と協力することができる。

#### **第4条**

沿岸国は、条約第76条の規定に従って自国の大陸棚の外側の限界200海里を超えて設定する意思を有する場合には、この条約が自国について効力を生じた後できる限り速やかに、いかなる場合にも10年以内に、当該限界について詳細をこれを裏付ける科学的及び技術的データと共に、委員会に提出する。沿岸国は、また、科学上及び技術上の助言を自国に与えた委員会の委員の氏名を示すものとする。

#### **第5条**

委員会は、別段の決定を行わない限り、その勧告を求める沿岸国の要請の具体的な要素を考慮して均衡のとれた方法で任命する7人の委員で構成される小委員会により任務を行う。要請を行った沿岸国の国民である委員会の委員並びに限界の設定に関する科学上及び技術上の助言を与えることにより沿岸国を援助した委員会の委員は、当該要請を取り扱う小委員会の委員とはならないが、当該要請に関する委員会の手続に委員として参加する権利を要する。委員会に要請を行った沿岸国は、関連する手続に自国の代表を投票権なしで参加させることができる。

#### **第6条**

1. 小委員会は、その勧告を委員会に提出する。
2. 委員会は、出席しかつ投票する委員会の委員の3分の2以上の多数による議決により、小委員会の勧告を承認する。
3. 委員会の勧告は、要請を行った沿岸国及び国際連合事務総長に対し書面によって提出する。

#### **第7条**

沿岸国は、条約第76条8の規定及び適当な国内手続に従って大陸棚の外側の限界を設定する。

#### **第8条**

沿岸国は、委員会の勧告について意見の相違がある場合には、合理的な期間内に、委員会に対して改定した又は新たな要請を行う。

#### **第9条**

委員会の行為は、向かい合っているか又は隣接している海岸を有する国の間における境界画定の問題に影響を及ぼすものではない。

# UNITED NATIONS CONVENTION ON THE LAW OF THE SEA

## ANNEX II. COMMISSION ON THE LIMITS OF THE CONTINENTAL SHELF

### *Article 1*

In accordance with the provisions of article 76, a Commission on the Limits of the Continental Shelf beyond 200 nautical miles shall be established in conformity with the following articles.

### *Article 2*

1. The Commission shall consist of 21 members who shall be experts in the field of geology, geophysics or hydrography, elected by States Parties to this Convention from among their nationals, having due regard to the need to ensure equitable geographical representation, who shall serve in their personal capacities.

2. The initial election shall be held as soon as possible but in any case within 18 months after the date of entry into force of this Convention. At least three months before the date of each election, the Secretary-General of the United Nations shall address a letter to the States Parties, inviting the submission of nominations, after appropriate regional consultations, within three months. The Secretary-General shall prepare a list in alphabetical order of all persons thus nominated and shall submit it to all the States Parties.

3. Elections of the members of the Commission shall be held at a meeting of States Parties convened by the Secretary-General at United Nations Headquarters. At that meeting, for which two thirds of the States Parties shall constitute a quorum, the persons elected to the Commission shall be those nominees who obtain a two-thirds majority of the votes of the representatives of States Parties present and voting. Not less than three members shall be elected from each geographical region.

4. The members of the Commission shall be elected for a term of five years. They shall be eligible for re-election.

5. The State Party which submitted the nomination of a member of the Commission shall defray the expenses of that member while in performance of Commission duties. The coastal State concerned shall defray the expenses incurred in respect of the advice referred to in article 3, paragraph 1(b), of this Annex. The secretariat of the Commission shall be provided by the Secretary-General of the United Nations.

### *Article 3*

1. The functions of the Commission shall be:

(a) to consider the data and other material submitted by coastal States concerning the outer limits of the continental shelf in areas where those limits extend beyond 200 nautical miles, and to make recommendations in accordance with article 76 and the Statement of Understanding adopted on 29 August 1980 by the Third United Nations Conference on the Law of the Sea;

(b) to provide scientific and technical advice, if requested by the coastal State concerned during the preparation of the data referred to in subparagraph (a).

2. The Commission may cooperate, to the extent considered necessary and useful, with the Intergovernmental Oceanographic Commission of UNESCO, the International Hydro- graphic Organization and other competent international organizations with a view to exchanging scientific and technical information which might be of assistance in discharging the Commission's responsibilities.

#### ***Article 4***

Where a coastal State intends to establish, in accordance with article 76, the outer limits of its continental shelf beyond 200 nautical miles, it shall submit particulars of such limits to the Commission along with supporting scientific and technical data as soon as possible but in any case within 10 years of the entry into force of this Convention for that State. The coastal State shall at the same time give the names of any Commission members who have provided it with scientific and technical advice.

#### ***Article 5***

Unless the Commission decides otherwise, the Commission shall function by way of sub-commissions composed of seven members, appointed in a balanced manner taking into account the specific elements of each submission by a coastal State. Nationals of the coastal State making the submission who are members of the Commission and any Commission member who has assisted a coastal State by providing scientific and technical advice with respect to the delineation shall not be a member of the sub-commission dealing with that submission but has the right to participate as a member in the proceedings of the Commission concerning the said submission. The coastal State which has made a submission to the Commission may send its representatives to participate in the relevant proceedings without the right to vote.

#### ***Article 6***

1. The sub-commission shall submit its recommendations to the Commission.
2. Approval by the Commission of the recommendations of the sub-commission shall be by a majority of two thirds of Commission members present and voting.
3. The recommendations of the Commission shall be submitted in writing to the coastal State which made the submission and to the Secretary-General of the United Nations.

#### ***Article 7***

Coastal States shall establish the outer limits of the continental shelf in conformity with the provisions of article 76, paragraph 8, and in accordance with the appropriate national procedures.

#### ***Article 8***

In the case of disagreement by the coastal State with the recommendations of the Commission, the coastal State shall, within a reasonable time, make a revised or new submission to the Commission.

#### ***Article 9***

The actions of the Commission shall not prejudice matters relating to delimitation of boundaries between States with opposite or adjacent coasts.

レイ・ウッド氏講演会

国連海洋法条約にもとづく大陸棚限界延長

－ニュージーランド申請の経験から－

(平成 20 年 7 月 25 日 開催)

配付資料

**New Zealand's Continental Shelf Programme**

## New Zealand's Continental Shelf Programme



Ray Wood



## New Zealand's EEZ and Continental Shelf



### The process

- 1945 Truman proclamation
- 1958 First UN conference on law of the sea
- 1970 UN declaration of principles governing the seabed and ocean floor
- 1982 Convention is adopted and passed into law
- 1996 **New Zealand ratified the Convention**
- 10 years to define continental shelf and make a submission to the UN commission

### The process

- 1996 **New Zealand ratified the Convention**
- 1997-98 Desktop review of existing data – extensive targeted survey programme proposed
- 1998 New Zealand Government commits to project - total budget \$44M
- 1996-2002 Survey programme completed
- 2001-2004 Boundary negotiations with Australia
- 2002-2006 Regional data interpretation and reporting
- April 2006 **Submission sent to UN**
- August 2006 Delegation appears before CLCS
- April 2008 Approval from CLCS subcommission

## Continental shelf submission

Submission structured as suggested by the CLCS Guidelines

- executive summary
- main body
- supporting and scientific data

2,683 pages long  
72 charts  
90 seismic sections  
4 CD/DVD's of digital data



## Executive summary



[http://www.un.org/Depts/los/clcs\\_new/submissions\\_files/submission\\_nz.htm](http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/submission_nz.htm)

## Executive summary



Overview of New Zealand and the UNCLOS project  
 Provisions of article 76  
 Relevant maritime delimitations  
 Detail summary for 4 regions

- East
- South
- West
- North

List of fixed points comprising outer limits of NZ's continental shelf

## New Zealand UNCLOS agencies

A successful submission requires close cooperation of scientists, lawyers, diplomats and administrators

Land Information New Zealand (LINZ)  
 Ministry of Foreign Affairs and Trade (MFAT)  
 Institute of Geological and Nuclear Sciences (GNS Science)  
 National Institute of Atmospheric and Water Research (NIWA)  
 Royal New Zealand Navy (RNZN)

## Communication

Presented papers at conferences (e.g., ABLOS)  
 Attended technical meetings on article 76  
 Exchanged ideas with other countries  
 Published booklet

- New Zealand's Continental Shelf and UNCLOS article 76

Maintained Web page

- [www.unclosnz.org.nz](http://www.unclosnz.org.nz)

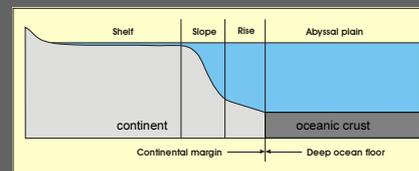
*(the opinions on the web are solely those of the technical members of the project team and do not represent the official policy of the New Zealand government)*

## Outer edge of the continental margin

article 76 (3):

"Continental margin comprises the submerged prolongation of the land mass of the coastal State"

It "consists of the sea-bed and subsoil of the shelf, the slope and the rise. It does not include the deep ocean floor with its ridges or the subsoil thereof"



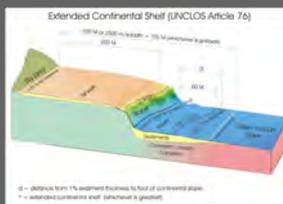
## Outer edge of the continental margin

article 76 (4(a)):

"For the purposes of this Convention, the coastal State shall establish the outer edge of the continental margin ... by either:

(i) a line ... at which the thickness of sedimentary rocks is at least 1 per cent of the shortest distance ... to the foot of the continental slope; or

(ii) a line ... to fixed points not more than 60 nautical miles from the foot of the continental slope."

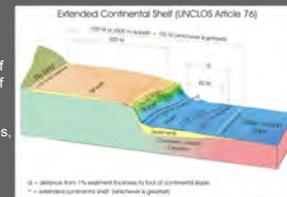


## Outer limits of the continental shelf

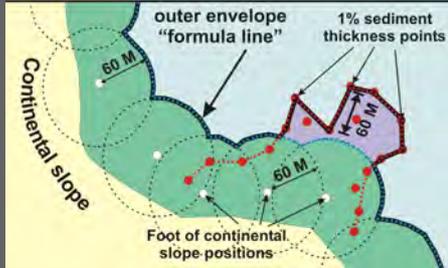
article 76 (5):

The fixed points comprising the line of the outer limits of the continental shelf shall not exceed

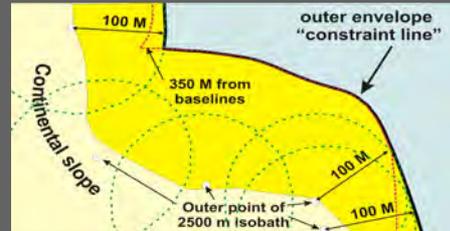
- 350 nautical miles from the baselines, or
- 100 nautical miles from the 2,500 metre isobath



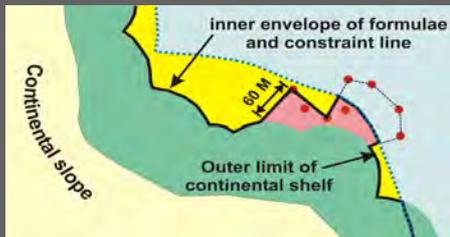
### Outer limits of continental margin



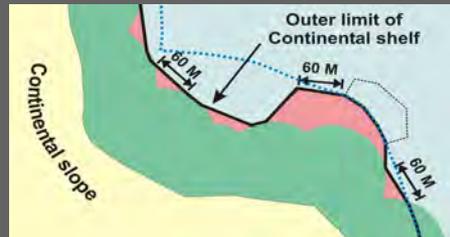
### Constraint lines



### Intersection of margin and constraints

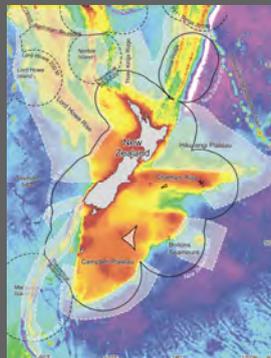


### Outer limits of the continental shelf



### Desktop study

The desktop study took 2 years and identified large areas beyond 200 M that might be part of New Zealand's legal continental shelf



### UNCLOS surveys

Survey programme – 350 days at sea

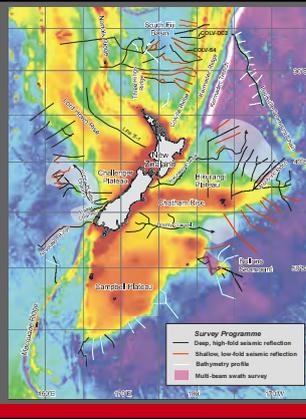


deep penetration, high-fold, multi-channel seismic reflection	12,900 km
shallow penetration, low-fold multi-channel seismic reflection	7,000 km
multi-beam seafloor swath mapping	80,000 km <sup>2</sup>
potential magnetic and gravity field data	20,000 km
rock dredging	12 sites

### UNCLOS surveys

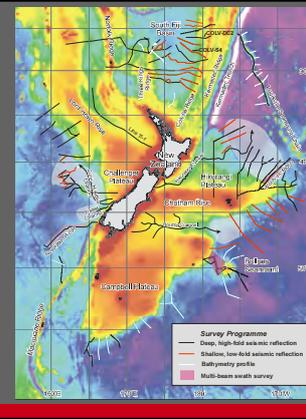
Surveys carefully planned to maximize value and minimize cost

- Vessel tracks chosen to investigate particular aspects of article 76
- Vessel capability chosen appropriate to objective



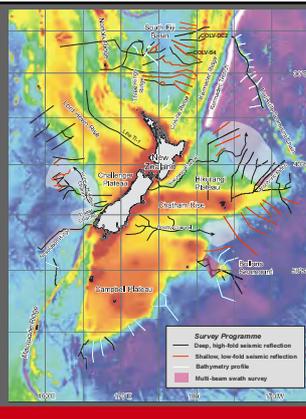
### Deep high-fold MCS

- Two survey programmes (1996, 2000-2001)
- Total of ~12,900 line km
- Used to establish FoS, 1% sediment positions, and crustal structure (nature and position of continent-ocean transition)



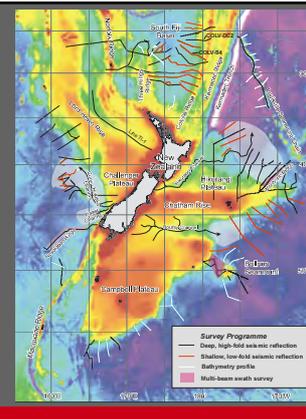
### Shallow Low-Fold MCS

- Three survey programmes completed by *Tangaroa* in June 2002
- Total of ~7000 line km
- Used to establish FoS and 1% sediment positions



### Swath Bathymetry

- Survey programmes covered Resolution Ridge, Bollsoms Seamount and Wishbone Ridge
- Map complex connection to the NZ margin



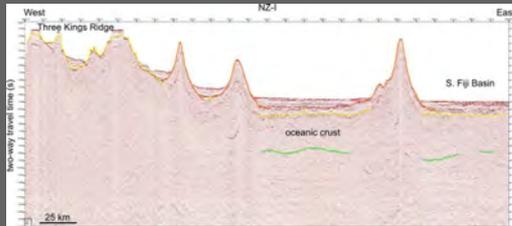
### Ambiguities in article 76

- Prolongation of the land mass
- Evidence to the contrary
- Ocean ridges, submarine ridges & submarine elevations
- Isolated 2,500 m contours
- Computation of sediment thickness

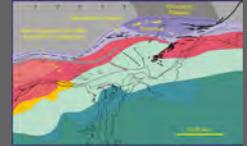
### New Zealand is astride an active plate boundary



## A real margin

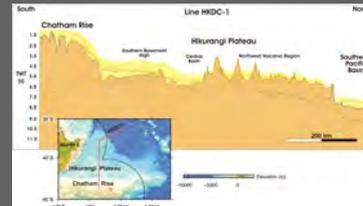


## Hikurangi Plateau



### Hikurangi Plateau

- is a large igneous province
- was accreted to New Zealand ~110-100 Ma



## New Zealand's EEZ and Continental Shelf



## Summary

The submission is an investment in the future

- Delimitation of the continental shelf will
- confirm sovereign rights,
  - bring clarity and certainty to investment; and
  - make a significant contribution to economic and social prosperity



この報告書は、競艇交付金による日本財団の助成金を受けて作成しました。

平成20年度 大陸棚の限界拡張に関する調査研究報告書

平成21年3月発行

発行 海洋政策研究財団(財団法人シップ・アント・オーシャン財団)

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-15-16 海洋船舶ビル  
TEL 03-3502-1828 FAX 03-3502-2033  
<http://www.sof.or.jp>

本書の無断転載、複写、複製を禁じます。

ISBN978-4-88404-220-2

